

ふくおかの環境・廃棄物データ集

令和 6 年 度

福岡市環境局

ふくおかの環境・廃棄物データ集（令和6年度）

目 次

I 総 説	1
第1章 機 構	1
1 令和6年度環境局機構図	1
2 職員配置表	2
3 事務分掌	3
第2章 予 算	7
1 令和6年度重要施策	7
2 一般会計と環境費	9
3 令和6年度環境局予算の内訳	10
4 環境局予算の推移	12
第3章 施設・車両	13
1 事 務 所	13
2 ごみ処理施設	14
3 啓 発 施 設	16
4 し尿処理施設	17
5 車 両	18
6 そ の 他	19
II ごみ処理事業	21
第1章 現 況	21
第2章 ごみの収集・搬入	22
1 家庭系ごみ	22
2 事業系ごみ	22
3 公共系ごみ	23
4 自己搬入ごみ	23
5 市外受託ごみ	23
6 参 考 図 表	24
第3章 ごみ処理量の推移	28
1 ごみ区分別	28
2 収集形態別	29
第4章 令和5年度ごみ処理実績	30
第5章 令和6年度ごみ処理見込量	31
第6章 ごみ処理コスト	32
III し尿処理事業	33
第1章 現 況	33
第2章 し尿等の収集・搬入	33
1 し 尿	33
2 浄化槽汚泥	33

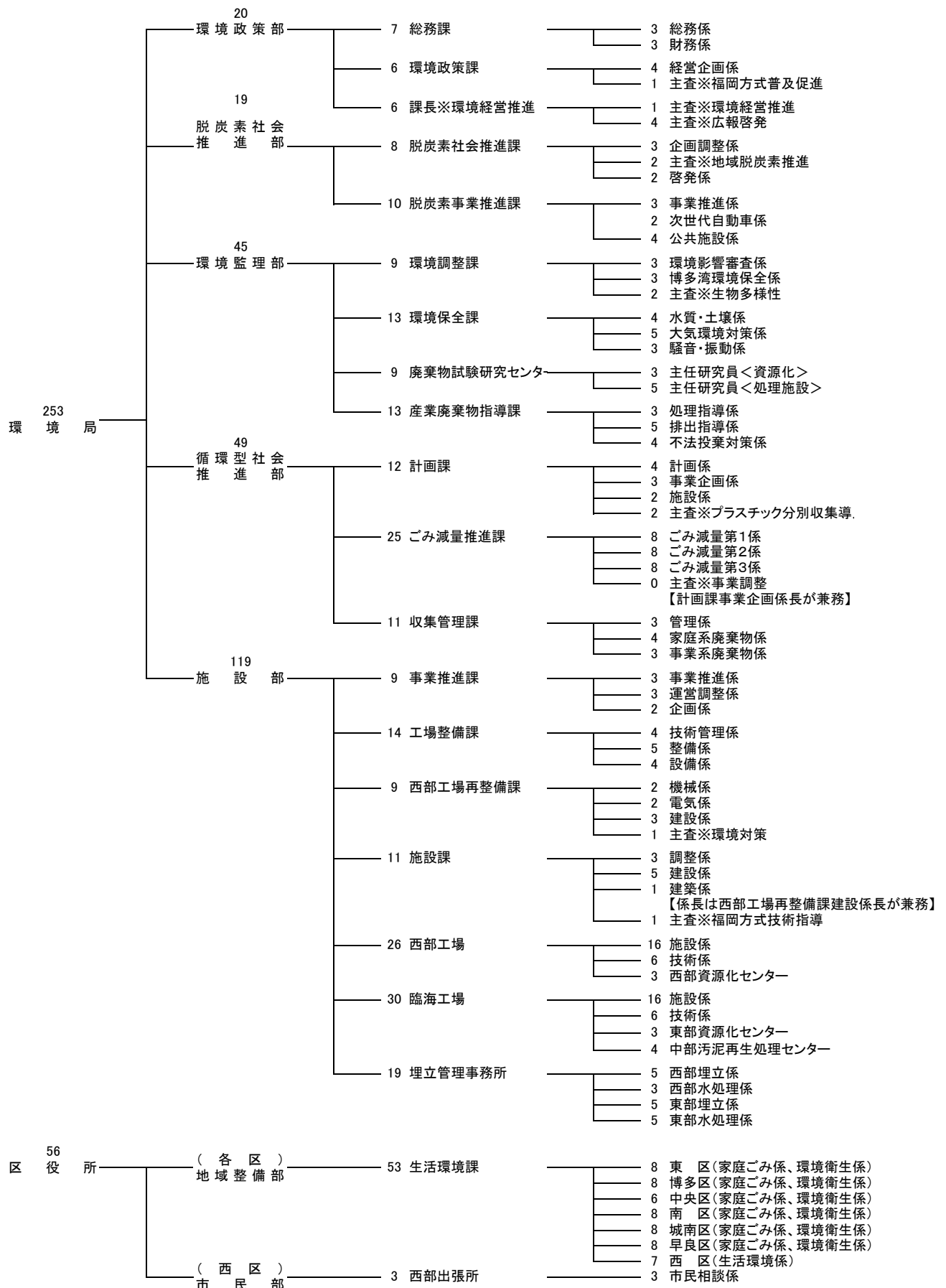
3	市外搬入し尿	33
4	参 考 図 表	33
第3章	し尿等の処理・処分	34
第4章	し尿処理量の推移	35
第5章	令和5年度し尿処理実績	36
第6章	令和6年度し尿処理計画量	37
IV	産業廃棄物対策	38
第1章	産業廃棄物の現状	38
1	産業廃棄物の発生及び処理状況	38
2	産業廃棄物処理業者の許可状況	39
3	産業廃棄物処理施設の設置状況	40
4	自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況	40
第2章	産業廃棄物処理の指導について	41
第3章	適正処理の推進	41
1	産業廃棄物排出事業者の監視・指導	41
2	産業廃棄物処理業者の指導	42
3	自動車リサイクル業者の指導	42
4	苦情処理及び行政処分	43
第4章	減量化・有効利用の推進	43
1	公共工事における有効利用の推進	43
2	その他の有効利用	43
第5章	適正処理施設の設置の推進	44
第6章	排出事業者及び処理業者の意識向上の推進	44
V	外 郭 団 体	45
第1章	公益財団法人 ふくおか環境財団	45
第2章	株式会社 福岡クリーンエナジー	46
VI	廃棄物に関する施策の一覧表	47
VII	条 例・規 則	53
	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則	53
	福岡市環境市民ファンド条例	88
	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例	89
VIII	循環のまち・ふくおか推進プラン（概要）	90
IX	福岡市一般廃棄物処理計画（令和6年度実施計画）	92
X	環境局事業年表	105

I 総説

第1章 機構

1 令和6年度 環境局機構図（令和6年4月1日現在）

※数字は職員定数



※区役所の数は、環境局で給与費の支払いをしている職員数

2 職員配置表

令和6年4月1日現在

区 分		合 計	局 長	部 長	課 長 級	係 長 級	係 員		環境業務員	自動車運転手
							事 務	技 術		
総 計		309	1	5	26	65	90	86	34	2
局 計		253	1	5	19	57	60	79	30	2
環 境 局	環 境 政 策 部	20		1	3	6	9	1		
	総 務 課	7			1	2	4			
	環 境 政 策 課	6			1	2	2	1		
	環 境 経 営 推 進 担 当	6			1	2	3			
	脱 炭 素 社 会 推 進 部	19		1	2	6	6	4		
	脱 炭 素 社 会 推 進 課	8			1	3	3	1		
	脱 炭 素 事 業 推 進 課	10			1	3	3	3		
	環 境 監 理 部	45		1	4	11	4	23		2
	環 境 調 整 課	9			1	3		5		
	環 境 保 全 課	13			1	3		9		
	廃 棄 物 試 験 研 究 セ ン タ ー	9			1	2		6		
	産 業 廃 棄 物 指 導 課	13			1	3	4	3		2
	循 環 型 社 会 推 進 部	49		1	3	10	31	4		
	計 画 課	12			1	4	5	2		
	ご み 減 量 推 進 課	25			1	3	19	2		
	収 集 管 理 課	11			1	3	7			
	施 設 部	119		1	7	24	10	47	30	
	事 業 推 進 課	9			1	3	4	1		
	工 場 整 備 課	14			1	3		10		
	西 部 工 場 再 整 備 課	9			1	4		4		
	施 設 課	11			1	3	1	6		
	西 部 工 場	26			1	3	1	8	13	
	臨 海 工 場	30			1	4	1	11	13	
	埋 立 管 理 事 務 所	19			1	4	3	7	4	
区 張 出 所	各 区 役 所 生 活 環 境 課	56			7	8	30	7	4	
	西 部 出 張 所									

※ 区役所の職員配置数については、環境局給与費で支払いしている職員の数を記載している。

3 事務分掌

令和6年4月1日現在

担 当 課	分 掌 事 務
環 境 政 策 部	
総 務 課	①当該局の所掌事務に係る局内の総合的な連絡調整に関する事。 ②当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 ③当該局の予算及び決算に関する事。 ④他の部及び部内の他の課の主管に属しない事。
環境政策課	①環境の保全及び創造に係る総合的な企画及び調整に関する事。 ②環境審議会に関する事。 ③当該局の自律経営の推進に関する事。 ④福岡方式の普及促進に関する事。
脱炭素社会推進部	
脱炭素社会推進課	①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 ②脱炭素社会の実現に係る企画及び調整に関する事。 ③温暖化対策の啓発に関する事。 ④再生可能エネルギーの利用推進に関する事。ただし、脱炭素事業推進課の所管に係るものを除く。 ⑤部内の他の課の主管に属しない事。
脱炭素事業推進課	①温暖化対策に係る事業の推進に関する事。 ②再生可能エネルギーの利用推進に関する事。ただし、脱炭素社会推進課の所管に係るものを除く。 ③次世代自動車の普及促進に関する事。 ④市役所業務に係る温暖化対策の推進に関する事。
環 境 監 理 部	
環境調整課	①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 ②事業等の立案及び実施における環境への配慮の推進に係る調整に関する事。 ③生物多様性地域戦略の推進に関する事。 ④環境影響評価制度に関する事。 ⑤環境影響評価審査会に関する事。 ⑥博多湾の環境保全及び自然環境保全に関する事。 ⑦環境保全の意識の普及向上に関する事。ただし、環境政策部の所管に係るものを除く。
環境保全課	①大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動その他の公害（事業場等に係るものに限る。）の調査及び防止に関する事。 ②大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動等に係る環境の調査及び情報の収集、解析、提供等に関する事。 ③公害に係る相談に関する事。 ④公害の防止に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。
廃棄物試験研究センター	①清掃施設及び廃棄物の試験検査に関する事。 ②廃棄物の資源化に係る各種技術の調査研究に関する事。
産業廃棄物指導課	①産業廃棄物の処理に関する事。 ②産業廃棄物に係る調査及び統計に関する事。 ③産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可等に関する事。ただし、農林水産局水産部水産振興課の所管に係るものを除く。 ④産業廃棄物処理業者の指導に関する事。 ⑤産業廃棄物の指導に関する事。 ⑥建設廃棄物の再資源化に関する事。 ⑦使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく許可及び指導に関する事。 ⑧PCB廃棄物の処理等に関する事。 ⑨不法投棄の防止に関する事。 ⑩当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。

担 当 課	分 掌 事 務
循環型社会推進部	
計 画 課	①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関する事。 ②廃棄物行政に係る総合的な企画及び調整に関する事。 ③一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る企画立案及び基本調査に関する事。 ④一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設の許可等に関する事。ただし、農林水産局水産部の所管に係るものを除く。 ⑤一般廃棄物処分業者の施設の検査並びに指導及び監督に関する事。 ⑥一般廃棄物の処理施設の整備計画に関する事。 ⑦災害廃棄物に関する事。 ⑧ふくおか環境財団との連絡調整に関する事。 ⑨当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。 ⑩部内の他の課の主管に属しない事。
ごみ減量 推 進 課	①一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る情報提供に関する事。 ②一般廃棄物の適正な分別・排出の啓発に関する事。 ③事業系一般廃棄物の減量及びリサイクルに係る排出指導に関する事。 ④リサイクルプラザに関する事。 ⑤清掃意識の普及向上に関する事。 ⑥当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。
収 集 管 理 課	①一般廃棄物の処理に関する事。 ②一般廃棄物の処理に係る調査及び統計（し尿に係るものに限る。）に関する事。 ③一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する事。ただし、農林水産局水産部の所管に係るものを除く。 ④一般廃棄物収集運搬業者の器材の検査並びに指導及び監督に関する事。ただし、農林水産局水産部の所管に係るものを除く。 ⑤浄化槽清掃業の許可に関する事。 ⑥当該局の所管に係る公衆便所に関する事。 ⑦粗大ごみ受付センターに関する事。 ⑧当該課所掌事務に係る区役所所掌事務の連絡調整に関する事。

担 当 課	分 掌 事 務
施 設 部	
事業推進課	①当該部の所掌事務に係る部内の連絡調整に関すること。 ②一般廃棄物の処理に係る調査及び統計に関すること。ただし、循環型社会推進部 収集管理課の所管に係るものを除く。 ③廃棄物の受入基準に関すること。 ④当該局の所管する工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、施設 課の所管に係るものを除く。 ⑤市外等の一般廃棄物の受入れに関すること。 ⑥福岡クリーンエナジーとの連絡調整に関すること。 ⑦福岡都市圏南部環境事業組合との連絡調整に関すること。 ⑧部内の他の課の主管に属しないこと。
工場整備課	①一般廃棄物処理施設及び汚水処理場の建設計画に関すること。ただし、西部工 場再整備課の所管に係るものを除く。 ②当該局の所管に係る施設の設備工事の施行に関すること。ただし、西部工場再整 備課の所管に係るものを除く。 ③一般廃棄物処理施設への搬入計画及び搬入調整に関すること。 ④自己搬入ごみ事前受付センターに関すること。
西 部 工 場 再 整 備 課	①西部工場の再整備に係る建設に関すること。
施 設 課	①当該部の所管に係る施設の設置に係る地元との連絡調整に関すること。 ②当該局の所管に係る施設の建設計画に関すること。ただし、工場整備課及び西部 工場再整備課の所管に係るものを除く。 ③当該局の所管に係る施設の土木・建築工事の施行に関すること。ただし、西部工 場再整備課の所管に係るものを除く。 ④当該局の所管する工事に係る技術基準及び設計積算に関すること。ただし、最終 処分場に係るものに限る。 ⑤福岡方式の技術に係る相談及び助言に関すること。
西 部 工 場	①西部工場及び西部資源化センターにおける廃棄物の焼却処理及び破碎処理に関 すること。 ②西部工場、西部資源化センター及びその付帯施設の維持管理に関すること。 ③小呂島生ごみ処理場の維持管理及び運営に関すること。 ④その他特に命じる事項に関すること。
臨 海 工 場	①臨海工場及び東部資源化センターにおける廃棄物の焼却処理及び破碎処理に関 すること。 ②臨海工場、東部資源化センター及びその付帯施設の維持管理に関すること。 ③中部汚泥再生処理センター及び玄界島焼却場の維持管理及び運営に関すること。 ④その他特に命じる事項に関すること。
埋 立 管 理 事 務 所	①埋立場及び汚水処理場に係るごみ、燃えがら等の埋立処分に関すること。 ②埋立場、汚水処理場及びその付帯施設の維持管理に関すること。 ③その他特に命じる事項に関すること。

特命担当の課長

所 属	特 命 事 項
環 境 政 策 部	環 境 経 営 推 進

担 当 課	分 掌 事 務
区 役 所	
生 活 環 境 課	①清掃相談、清掃思想の普及及びごみ減量の推進に関すること。 ②廃棄物処理の申込受付に関すること。 ③廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。 ④清掃委託業務の検査に関すること。 ⑤廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 ⑥環境活動の推進に関すること。 ⑦環境の保全に係る相談に関すること。 ⑧特定建設作業に係る届出の受理、監視及び指導に関すること。
西 部 出 張 所 (市民相談係)	①清掃思想の普及に関すること。 ②廃棄物処理の申込みの受付に関すること。 ③市民相談（清掃相談を含む。）に関すること。 ④清掃委託業務の検査、廃棄物処理業者の指導及び監督、廃棄物の不法投棄の防止並びに環境活動の推進に関すること。

第2章 予 算

令和6年度の環境局予算は、308億8,504万2千円で一般会計予算の約2.9%を占めており、施設整備関連事業費の計画的な進捗などにより前年度当初予算に比し約1.1%の減となっている。

1 令和6年度重要施策

(1) 快適で良好な生活環境のまちづくり

ア 黄砂・PM2.5等の大気汚染物質への対応

PM2.5や光化学オキシダントをはじめとする大気汚染物質の状況を把握するとともに、黄砂等の予測情報を提供する。

73,168千円

イ 良好な生活環境の保全

「福岡市アスベスト対策推進プラン（第二次）」に基づき、建築物の解体工事等に対して監視・指導を適切に実施する。加えて、騒音や化学物質等について監視・指導を実施する。

54,046千円

ウ 気候変動への適応

全庁的な推進体制のもと、気候変動適応に係る適応策の情報共有や、各局区と連携した取組みを推進する。

熱中症対策については、防災メールやリーフレット等による注意喚起を実施する。また、「気候変動適応法」の改正により創設された「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」の指定等を実施する。

26,802千円

エ 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

自治会・町内会による地域ぐるみ清掃やボランティアによる清掃活動を支援し、清潔で美しいまちづくりを進める。

5,704千円

(2) 市民がふれあう自然共生のまちづくり

ア 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

生きものが生まれ育つ博多湾を目指して、「博多湾環境保全計画（第二次）」に基づきモニタリング調査等を継続するとともに、次期「博多湾環境保全計画」の策定に向けた検討を行う。

また、市内における自然環境調査及び法改正により特定外来生物アライグマの捕獲業務を行う。

55,625千円

イ 生物多様性の認識の社会への浸透

生物多様性の損失を止め回復させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、多様な主体からなる協議会の設置や啓発事業等を行う。

37,110千円

(3) 資源を活かす循環のまちづくり

ア 広報啓発の推進

広く市民の理解を深め、実践行動を推進するため、小学校4年生を対象に行う環境学習の実施、市政だよりの環境特集号の発行のほか、出前講座やSNSの活用等による周知・啓発を実施する。

101,690千円

イ プラスチックごみ対策の推進

令和8年度以降のプラスチックごみの分別収集導入に向け、引き続き戸別収集モデル事業等を実施するとともに、再商品化事業者の選定など、収集運搬やリサイクル体制の構築に取り組む。

海洋プラスチックごみ対策については、福岡都市圏で連携した取組み等を実施し、意識啓発を行う。

127, 895千円

ウ 古紙等の資源化の推進

集団回収において、地域や古紙回収業者等と連携し、誰もが出しやすい環境づくりに向け検討を行うとともに、地域団体や回収業者が行う報告等の手続きについて、負担軽減やペーパーレス化を図るため、システム開発に着手する。

また、雑がみリサイクル認知度向上のため、小売店と連携した広報・啓発を実施する。

563, 767千円

エ 食品廃棄物対策の推進

未利用食品の有効活用については、フードドライブの実施情報を集約し市ホームページで発信するとともに、フードドライブの認知度向上のため、小売店等と連携した広報・啓発を実施する。

食品廃棄物の資源化については、家庭への生ごみ堆肥化容器の購入補助のほか、飼料化、堆肥化、メタン化に取り組む排出事業者に対する支援を行う。

さらに、モデル小学校において食品ロスの削減や堆肥化等の資源化に取り組み、効果や課題の検証を実施する。

113, 171千円

オ 廃棄物の適正処理の確保

家庭ごみの収集運搬を着実に実施するとともに、不法投棄対策及び資源物の持ち去り対策等に取り組む。

清掃工場等へのごみの自己搬入については、搬入物検査による分別や不適物除去の徹底及び事前登録制度の活用によるごみ減量に取り組む。

また、清掃工場や埋立場等の施設整備を計画的に実施するとともに、し尿受入施設の検討を行う。

16, 917, 874千円

(4) 未来につなぐ脱炭素のまちづくり

ア 温暖化対策の推進

脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換に向け、市民や事業者の理解を深め、実践行動を推進するため、市政だよりやSNS等を活用した啓発・広報を行うとともに、地域における環境人材の育成や行動変容を後押しする。

市役所については、率先実行計画に基づき、再生可能エネルギーの利用推進、市有施設の省エネ性能の向上、庁用車の脱ガソリン車への切替等の取組みを推進する。

209, 409千円

イ 家庭・業務部門の脱炭素化推進

市民・事業者の脱炭素化に向けた取組みを推進するため、家庭部門では、太陽光発電や蓄電池など住宅用エネルギーシステムの導入支援を行うとともに、「ECOチャレンジ応援事業」を拡充し実施する。業務部門では、脱炭素化に関するセミナー等による啓発や、再エネ・省エネ設備の導入、CO₂排出削減を目的とした融資に係る経費及びZEBなど省エネ性能の高い建築物の設計費に対する支援を行う。

482, 533 千円

ウ 自動車部門の脱炭素化推進

次世代自動車（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車）への移行を推進するため、車両購入や急速・普通充電設備設置に対する助成等を行うとともに、カーシェアリング普及に向けた啓発等を実施する。

また、貨物車からのCO₂排出量を削減するため、燃料の脱炭素化に向けた実証事業を行う。

217, 111 千円

(5) 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり、広域的な取組み

ア 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり

広報啓発を効果的に実施するため、指針となる戦略を策定するとともに、多種多様なツールや

コンテンツ等を活用し、環境に無関心な市民へのアプローチを強化する。

また、脱炭素をはじめとする環境の取組みをビジネス機会と捉える環境経営の裾野を広げるため、関心がある民間企業と会議体を設置するとともに、セミナーの開催や事業者のネットワークづくりなどを推進する。

53,608 千円

イ ふくおか から九州・アジアへ

廃棄物処理や環境の保全など広域化する環境行政に対応するため、近隣自治体との相互連携により、情報交換や啓発事業等を実施する。

また、廃棄物埋立技術「福岡方式」の普及など国際貢献・協力を推進する。

12,019 千円

(6) 新たな環境基本計画の策定

ア 福岡市環境基本計画（第四次）の策定

気候変動や汚染、生物多様性の損失と言った喫緊の課題となっている環境問題に対し、脱炭素や循環経済の確立、自然再興など、解決策への機運が高まっており、環境分野を取りまく国内外の社会情勢等の変化に対応するため、新たな「環境基本計画」を策定する。

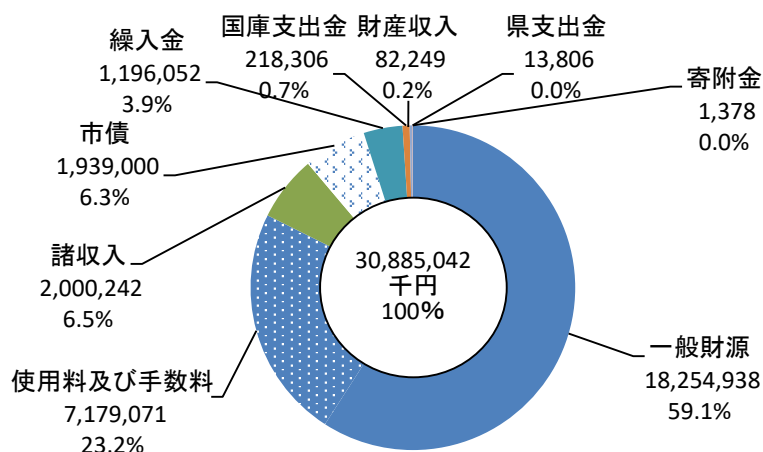
12,985 千円

2 一般会計と環境費

区 分	一 般 会 計	環 境 費
令和6年度当初予算	1,082,537,000千円	30,885,042千円
比 率 (一般会計=100%)	100%	2.9%
対 前 年 度 比 (令和5年度=100%)	103.1%	98.9%

3 令和6年度 環境局予算の内訳

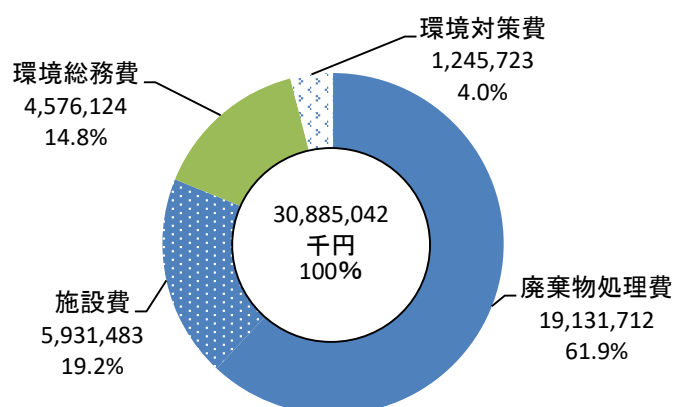
(1) 歳入



(単位: 千円)

科 目	予 算 額	説 明
特 定 財 源	12,630,104	
使用料及び手数料	7,179,071	環境施設使用料 9,212 運動広場使用料 898 ごみ処理手数料 7,121,424 し尿処理手数料 44,719 収入証紙収入 2,818
国庫支出金	218,306	地球温暖化対策費補助金 157,349 ごみ処理施設整備費補助金 51,998 生物多様性保全推進交付金 3,330 特定外来生物防除等対策事業交付金 5,049 公害調査費等委託金 580
県支出金	13,806	河川清掃費補助金 3,000 産業廃棄物対策事業補助金 10,375 公害防止事務等取扱費委託金 431
財産収入	82,249	環境市民ファンド利子収入 576 事業系ごみ資源化推進ファンド利子収入 5,172 株式会社福岡グリーンエナジー出資金配当金 76,500 物品売払収入 1
寄 附 金	1,378	環境市民ファンド寄附金 603 事業系ごみ資源化推進ファンド寄附金 775
繰 入 金	1,196,052	環境市民ファンド受入金 1,060,603 事業系ごみ資源化推進ファンド受入金 135,449
諸収入	2,000,242	延滞金、加算金及び過料 1 保険料収入 23,054 受託事業収入 88,231 雑入 1,888,956
市債	1,939,000	環境施設整備事業債 1,939,000
一 般 財 源	18,254,938	

(2)歳出



(単位:千円)

科	目	予 算 額	説 明
歳 出 合 計		30,885,042	
環 境 費	環境総務費	4,576,124	給与費等 2,710,663
			地域環境活動推進経費 5,704
			清掃事業普及推進経費 529,087
			周辺自治体との協働経費 11,259
			福岡市環境基本計画(第四次)策定経費 12,985
			ふくおかの環境技術を活かした国際貢献・展開 11,472
			環境市民ファンド積立金 1,264,939
			事業系ごみ資源化推進ファンド積立金 5,947
			その他の経費 24,068
	環境対策費	1,245,723	一般職職員給与費等 41,655
			環境にやさしい都市づくり推進経費 989,466
			適正な環境管理推進経費 209,235
			その他の経費 5,367
	廃棄物処理費	19,131,712	一般職職員給与費等 113,101
			指定袋関連経費 874,291
			可燃ごみ収集経費 6,764,964
			不燃ごみ収集経費 802,995
			粗大ごみ収集経費 916,064
			資源物回収経費 1,650,114
			道路清掃経費 785,218
			河川清掃経費 56,478
			犬・猫等死体処理経費 79,773
			堆積ごみ処理経費 16,250
			不法投棄対策経費 22,780
			資源物持ち去り防止対策 57,679
			ごみ終末処理経費 6,217,953
			産業廃棄物処理指導等経費 10,277
			併用世帯ごみ収集事業補助金 3,024
			し尿収集経費 188,276
			し尿処理手数料徴収事務経費 92,125
			し尿終末処理経費 150,005
			その他の経費 330,345
	施 設 費	5,931,483	一般職職員給与費等 4,245
			工場等周辺環境整備費 37,052
			埋立場周辺環境整備費 71,215
			工場等整備費 1,163,823
			ごみ埋立場整備費 1,740,677
			その他の施設整備費 129,929
			施設維持管理費 2,784,542

4 環境局予算の推移

(1)歳 入

(単位:千円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合 計	31,519,299	24,979,456	29,153,031	31,231,074	30,885,042
伸 率	101.9	79.3	116.7	125.0	98.9
使用料及び手数料	7,449,897	7,233,832	7,317,905	7,200,882	7,179,071
国 庫 支 出 金	1,536,789	20,475	297,113	86,610	218,306
県 支 出 金	12,680	13,306	12,372	12,230	13,806
財 産 収 入	104,685	605,891	263,343	97,935	82,249
寄 附 金	633	481	472	574	1,378
繰 入 金	1,251,901	1,004,906	1,064,642	1,359,471	1,196,052
諸 収 入	1,329,590	1,146,776	1,176,721	1,740,993	2,000,242
市 債	2,254,000	676,000	1,508,000	1,532,000	1,939,000
一 般 財 源	17,579,124	14,277,789	17,512,463	19,200,379	18,254,938

(2)歳 出

(単位:千円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一 般 会 計	887,458,000	1,054,544,000	1,041,010,000	1,049,756,000	1,082,537,000
環 境 局 所 管 合 計	31,519,299	24,979,456	29,153,031	31,231,074	30,885,042
内 訳	環 境 総 務 費	4,593,612	3,594,856	4,044,625	4,312,392
	環 境 対 策 費	784,465	562,855	1,029,223	977,228
	廃棄物処理費	18,453,772	17,376,412	18,804,631	19,487,551
	施 設 費	7,687,450	3,295,333	4,964,317	6,453,903
	災 害 復 旧 費	-	150,000	310,235	-
一般会計に占める割合		3.6	2.4	2.8	3.0

(単位:円)

区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市 民 1 人 当 り の 経 費	一 般 会 計	550,398	651,120	638,105	639,093
	環 境 費	19,548	15,423	17,870	19,014
1 世 帯 当 り の 経 費	一 般 会 計	1,067,780	1,252,843	1,213,989	1,204,816
	環 境 費	37,924	29,677	33,997	35,844
人 口	1,612,392	1,619,585	1,631,409	1,642,571	1,645,863
世 帯 数	831,124	841,721	857,512	871,300	877,520

人口及び世帯数は各年10月1日現在の推計人口。令和6年度は令和6年4月1日現在の推計人口。

第3章 施設・車両

1 事務所

区 分	粗大ごみ受付センター
所 在 地	福岡市中央区那の津2丁目10番15号
電 話 番 号	092-731-1153
ア ド レ ス	https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/
備 考	●電話での受付 ・受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9時から午後5時 ・休み 日曜日、年末年始（12月29日～1月3日） ・FAXでの申し込み 092-731-1195 ●インターネット、LINEでの受付 原則として24時間365日受付対応 （ただし、メンテナンス作業時は受付不可） ●業務内容 粗大ごみ処理の申込みを受け付け、コンピューターシステムを利用して、受付情報を収集業者に送信する。 ●電話回線 22回線

区 分	自己搬入ごみ事前受付センター
所 在 地	福岡市博多区博多駅前2丁目1番1号
電 話 番 号	092-433-8234
ア ド レ ス	https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco
備 考	●電話での受付 ・受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分から午後4時 ・休み 日曜日、年始（1月1日～1月3日） ●インターネットでの受付 原則として24時間365日受付対応 （ただし、メンテナンス作業時は受付不可） ●業務内容 自己搬入ごみの申込みを受け付け、コンピューターシステムを利用して、データ管理を行い、各ごみ処理施設へ受付情報を送信する。 ●電話回線 年間平均11回線（繁忙期は最大16回線）

2 ごみ処理施設

(1) 工場

区 分	西 部 工 場	臨 海 工 場
所 在 地	福岡市西区大字拾六町1191番地 (クリーンパーク・西部内)	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13-42 (クリーンパーク・臨海内)
電 話 番 号	092-891-3433	092-642-4577
敷 地 面 積	約143,500m ²	約97,700m ²
建 築 面 積	12,357m ²	21,901m ²
延 床 面 積	27,122m ²	53,004m ²
竣 工	平成4年3月	平成13年3月
焼 却 炉 型 式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規 模	750 t / 日 (250 t / 日 × 3 基)	900 t / 日 (300 t / 日 × 3 基)
排 ガ ス 処 理	無触媒脱硝 電気式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 活性炭吹込+ろ過式集じん	無触媒脱硝 消石灰吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式
煙 突	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式
熱 利 用	所内給湯冷暖房 自家発電 (10,000kW) 西部資源化センター、総合西市民プール、 西部3Rステーション、 老人福祉センター「福寿園」へ電力供給 余剰電力は売却	所内給湯冷暖房 自家発電 (25,000kW) 余剰電力は売却

区 分	東 部 工 場	福 岡 都 市 圏 南 部 工 場
所 在 地	福岡市東区蒲田5丁目11-2 (クリーンパーク・東部内)	春日市大字下白水104-5
電 話 番 号	092-691-2999	092-596-1570
敷 地 面 積	約58,000m ²	約95,000m ²
建 築 面 積	14,798m ²	9,486m ²
延 床 面 積	33,450m ²	19,093m ²
竣 工	平成17年7月	平成28年3月
焼 却 炉 型 式	連続運転式ストーカ炉	連続運転式ストーカ炉
規 模	900 t / 日 (300 t / 日 × 3 基)	510 t / 日 (170 t / 日 × 3 基)
排 ガ ス 処 理	消石灰吹込+活性炭吹込+ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝	ろ過式集じん 湿式苛性ソーダ洗浄 触媒脱硝 活性炭吸着
排ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式 水噴射方式	廃熱ボイラ方式
煙 突	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式	外筒RC造、内筒鋼板製 高さ80m、集合煙突方式
熱 利 用	所内給湯 自家発電 (29,200kW) クリーンパーク・東部管理棟、東部汚水 処理場へ電力供給 東部資源化センターへ電力・熱供給、余 剰電力は売却	所内給湯 自家発電 (16,700kW) 余剰電力は売却

※東部工場の建設・運営は(株)福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

(2) 不燃ごみ破碎選別処理施設

区 分	東部資源化センター	西部資源化センター
所 在 地	福岡市東区蒲田5丁目11-1 (クリーンパーク・東部内)	福岡市西区大字拾六町1191番地 (クリーンパーク・西部内)
電 話 番 号	092-691-0831	092-891-3433
敷 地 面 積	約36,000m ²	西部工場敷地の一部
延 床 面 積	約5,800m ²	約8,500m ²
竣 工	昭和61年9月	平成6年7月
処 理 能 力	175 t / 日 (75 t / 5 h、100 t / 5 h)	100 t / 日 (100 t / 5 h × 1 系列)
施 設 の 概 要	不燃ごみを破碎し、有価物(鉄・アルミ)、可燃物及び不燃物に選別する。	

(3) 最終処分場

区 分	東部(伏谷)埋立場	西部(中田)埋立場
所 在 地	糟屋郡久山町大字山田1431-1	福岡市西区今津4439
総面積(ごみの埋立場)	約644,000m ² (約503万m ³)	約380,000m ² (約235万m ³)
R6年3月までの埋立場	約318万m ³	約112万m ³
浸出水処理施設	敷 地 面 積	17,000m ²
	処 理 方 法 (放 流 先)	生物処理+物理化学処理 (公共下水道)
	処 理 能 力	1,600m ³ /日
管理事務所(電話)		東部埋立管理事務所(092-976-1851)
		西部埋立管理事務所(092-807-5553)

区 分		福岡都市圏南部最終処分場
所 在 地		大野城市大字中906-12
総 面 積		約152,000m ²
R6年3月までの埋立量		約8万5千m ³
浸出水処理施設	処 理 方 法 （ 放 流 先 ）	生物処理＋物理化学処理 （公共下水道）
	処 理 能 力	180m ³ /日

※福岡都市圏南部最終処分場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

(4) 離島処理施設

区 分	玄界島焼却場	小呂島生ごみ処理場	
所 在 地	福岡市西区大字玄界島 字タヘサ310-2	福岡市西区大字小呂 島字神の下63-1	福岡市西区大字小呂 島306-2
敷地面積	約783m ²	約250m ²	約180m ²
竣 工	平成26年 5 月	平成13年 3 月	平成28年 3 月
処理能力	1 t / 8 h	30kg/日	20kg/日
処理方式	機械化バッチ燃焼式 (ストーカ炉)	生ごみ分解消滅処理(バイオ処理)	

(5) びん・ペットボトル中継保管施設

所 在 地	福岡市東区蒲田 5 丁目14番 2 号 (クリーンパーク・東部内)
敷地面積	約3,000m ²
建築面積	886.43m ²
竣 工	平成12年 3 月
保管容量	341m ³
施設概要	ガラスびん及びペットボトルの分別収集を実施するためのストックヤード

(6) スtockヤード

所 在 地	福岡市東区蒲田 5 丁目11番 1 号 (クリーンパーク・東部内)
敷地面積	約1,800m ²
建築面積	540m ²
竣 工	平成21年 3 月
施設概要	廃家電、廃蛍光灯及び廃白色トレイの一時保管施設

3 啓発施設

区 分	西部 3 Rステーション (西部リサイクルプラザ)	臨海 3 Rステーション (臨海リサイクルプラザ)
開 館	平成 6 年 6 月	平成13年 3 月
所 在 地 (電話)	福岡市西区今宿青木1043番地の 2 (クリーンパーク・西部内) (092-882-3190)	福岡市東区箱崎ふ頭4丁目13番42号 (クリーンパーク・臨海内) (092-642-4641)
延床面積	985m ²	2,170m ²
備 考	家具(臨海 3 Rステーションのみ)・図書・衣類等リユースエリア、情報・啓発エリア、講座エリア等 開館 午前10時～午後5時 休館 月曜日(休日の場合は次の平日)、年末年始(12月28日～1月3日)	

4 し尿処理施設

区 分	中部汚泥再生処理センター
所 在 地 (電 話)	福岡市中央区那の津二丁目11番3号 (092-642-4577)
敷 地 面 積 (延 床 面 積)	9,312m ² (4,678m ²)
供 用	平成27年11月～(昭和63年3月～平成27年10月迄中部中継所として運用)
施 設 能 力	計画日量65 kℓ /日 (固液分離設備：91kℓ /日)
処理フロー	投入槽 (100m³×2槽) ↓ 破碎ポンプ ↓ 貯留槽 (200m³) ↓ 汚泥供給ポンプ ↓ 汚泥脱水機→脱水汚泥 ↓ 臨海工場 (燃料) ろ液槽 (250m³) ↓ 曝気槽 (400m³) ↓ 希釈水→放流槽 (110m³) ↓ 公共下水道管渠
臭気対策	薬液洗浄 (酸・アルカリ・次亜塩素酸ソーダ) + 活性炭吸着
圧送管	圧送管は廃止し公共下水道へ放流

※平成13年3月 海洋投入廃止

平成18年3月 中部中継所処理フロー変更

平成19年3月 久山中継所廃止

平成19年4月 中部中継所より東部水処理センターへし尿圧送開始

平成21年3月 玄界島中継施設し尿処理停止

平成22年3月 玄界島中継施設廃止

平成25年3月 中部中継所脱臭処理フロー変更

平成27年11月 中部中継所を廃止し中部汚泥再生処理センターとして供用開始

平成30年3月 中部汚泥再生処理センター脱臭処理系統分離

5 車両（令和6年4月1日）

（１）ごみ収集車

区 分		計	パッカー車		4 輪 ダンプ	クレーン ダンプ	トラック 等	業者数
			中 型 (2 t 超)	小 型 (2 t 以下)				
計		401	231	80	11	1	78	41
委託	可燃ごみ収集	164	104	42	—	—	18	14
	不燃ごみ収集	26	14	7	—	—	5	3
	粗大ごみ収集	45	7	10	—	—	28	8
	空きびん・ペットボトル収集	27	13	10	—	—	4	3
許 可		139	93	11	11	1	23	13

※不燃ごみ、粗大ごみの一部及び空きびん・ペットボトルの収集業者は同一業者である。

（２）し尿収集車

区 分		計	ポ ン プ 車				業 者 数
			大 型 (4.5 kℓ以上)	中 型 (3.3～3.7kℓ)	小 型		
					(3.2～1.9kℓ)	(1.8kℓ以下)	
合 計		14	2	6	4	2	3
委託	(公財) ふくおか 環 境 財 団	6	—	3	3	—	1
許可（浄化槽汚泥等）		8	2	3	1	2	2

（３）その他

区 分	計	ダンプ車	ロードス ーパー	散水車	トラック	清掃船	ブルドー ザー	ショベル	コンパク ター	パッカー	普 通 乗用車	フォーク リフト	ホイール ローダー
道路・街路清掃 （委託）	47(15)	14(2)	16(6)	15(5)	—	—	—	—	—	2(2)	—	—	—
河 川 清 掃 （委託）	5(2)	—	—	—	—	5(2)	—	—	—	—	—	—	—
犬猫等の死体収集 （委託、許可）	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—
民間協力店資源回収 （委託）	6	—	—	—	4	—	—	—	—	2	—	—	—
工場焼却灰運搬(委託) 破砕不燃物及び副産塩 運搬を含む	14(1)	14(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埋立処分場管理 （委託）	12	4	—	2	—	—	2	2	2	—	—	—	—
びん・ペット中継保管 （委託）	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1

※（ ）内数字は予備車であり内数である。

東部工場を含む。

6 その他

(1) 公衆便所の整備及び清掃

環境局所管の公衆便所については、不特定多数の利用者が見込まれ、環境衛生上必要がある場合に整備することとし、令和6年4月現在、21か所に設置するとともに、夏季に2か所の海水浴場に仮設トイレを臨時設置している。

常設公衆便所の清掃については、委託により毎日（日曜日を除く）又は隔日（土、日曜日を除く）に1回実施しており、利用頻度の高いところは毎日2回及び日曜日に1回の清掃を行っている。

区	名 称	所 在 地	規 模	面積	供用開始年月
東	箱 崎	箱崎1丁目42	女3、男大1、小3	20.00m ²	S55. 9
	志 賀 島	大字志賀島411-1	女2、男大1、小2	11.52m ²	S58. 2
	香 椎	香椎4丁目17	女2、男大1、小3	18.40m ²	H 3. 3
博 多	対馬小路	対馬小路3	女1、男大1、小2、身1	20.78m ²	S47. 3
	東中島橋	中洲5丁目6	女2、男大1、小2、身1	27.25m ²	S49. 3
	中洲かけ橋	中洲4丁目1	女2、男大1、小4	16.89m ²	H元. 1
	櫛田神社	上川端町1	女4、男大2、小4、身1	29.94m ²	S46. 5
	恵比須橋	下呉服町10	女1、男大1、小1	9.40m ²	S51. 3
	市民体育館	東公園8-2	女2、男大1、小3	14.24m ²	S47. 3
中 央	盲導犬専用トイレ	天神2丁目11	犬用1	6.51m ²	H15. 11
	長 浜	長浜3丁目14	女1、男大1、小1、身1	15.55m ²	H28. 2
	城 内 町	城内11	女2、男大1、小2	14.31m ²	S58. 3
	天神1丁目	天神1丁目12	女2、男大1、小2、身1	25.47m ²	H 4. 3
早 良	板 屋	大字板屋308-1	女1、男大1、小1	10.75m ²	S53. 12
	田 隈	大字野芥2	女2、男大1、小3	16.81m ²	S52. 8
西	能 古	能古193-2	女2、男大1、小2	14.58m ²	S58. 2
	玄 界 島	大字玄界島21-14	女1、男大1、小1	4.50m ²	S54. 3
	今 津	今津377-4	大3、小3	16.54m ²	S61. 3
	下 山 門	下山門4丁目2	女2、男大1、小3	17.28m ²	S61. 7
	飯 盛	大字飯盛609	女2、男大1、小2	12.93m ²	H 3. 3
	今津ふれあい広場	今津4824-4	小1、身1	11.36m ²	H30. 11
計	21 か 所				

(2) 跡地利用

本市では、昭和40年以降東西2方面に11か所の埋立場を設置し、うち9か所については、既に埋立を完了しており、埋立完了後の跡地利用については地元条件、行政需要等を勘案の上、都市づくりの観点から総合的な活用計画を企画・立案し、その有効利用を図っている。

なお、姪浜埋立場、今津第1埋立場及び今津第2埋立場については、平成18年12月11日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地を指定区域として指定した。

(埋立場の設置及び跡地の利用状況)

名 称		総面積 千m ²	跡地残 面 積 千m ²	埋立期間	所 在 地	利 用 状 況
東 部 埋 立 場	八 田 埋 立 場	234	5	S43. 9～ S48. 3	東 区 青 葉	小学校、特別支援学校、公民館 中学校、公園（青葉公園）等
	旧蒲田埋立場	42	281	S40. 6～ S43. 9	東 区 蒲 田	ペットボトル保管庫 スプリングマットレス外解体処理棟
	久 山 埋 立 場	94		S48. 3～ S50. 3 S51. 4～ S51. 11	糟屋郡久山 町大字山田	ケイマンゴルフ場
	新蒲田埋立場	61		S50. 4～ S51. 3 S51. 12～ S52. 7	東 区 蒲 田	資源化センター 東部工場（福岡クリーンエナジー） ストックヤード
	武 節 ケ 浦 埋 立 場	191		S52. 8～ S63. 3	東 区 蒲 田	運動広場 びん・ペットボトル中継保管施設 污水处理場 ※メガソーラー発電所
	伏谷埋立場 （埋立中）	644	—	S63. 4～	糟屋郡久山 町大字山田	久山グラウンドゴルフ場
西 部 埋 立 場	姪 浜 埋 立 場	65	—	S45. 2～ S47. 12	西区姪浜町	中学校、幼稚園
	今 津 第 1 埋 立 場	64	—	S48. 1～ S49. 4	西 区 今 津	借地であったため、所有者に返 還（農地）
	今 津 第 2 埋 立 場	11	—	S49. 5～ S49. 10	西 区 今 津	借地であったため、所有者に返 還（農地）
	今 津 埋 立 場	758	311	S50. 2～ H11. 9	西 区 今 津	特別支援学校、運動公園、市民 リフレッシュ農園、子どもの村、 松濤園等 球技場
	中 田 埋 立 場 （埋立中）	380	—	H 8. 4～	西 区 今 津	※メガソーラー発電所

※は暫定的利用

Ⅱ ごみ処理事業

第1章 現況

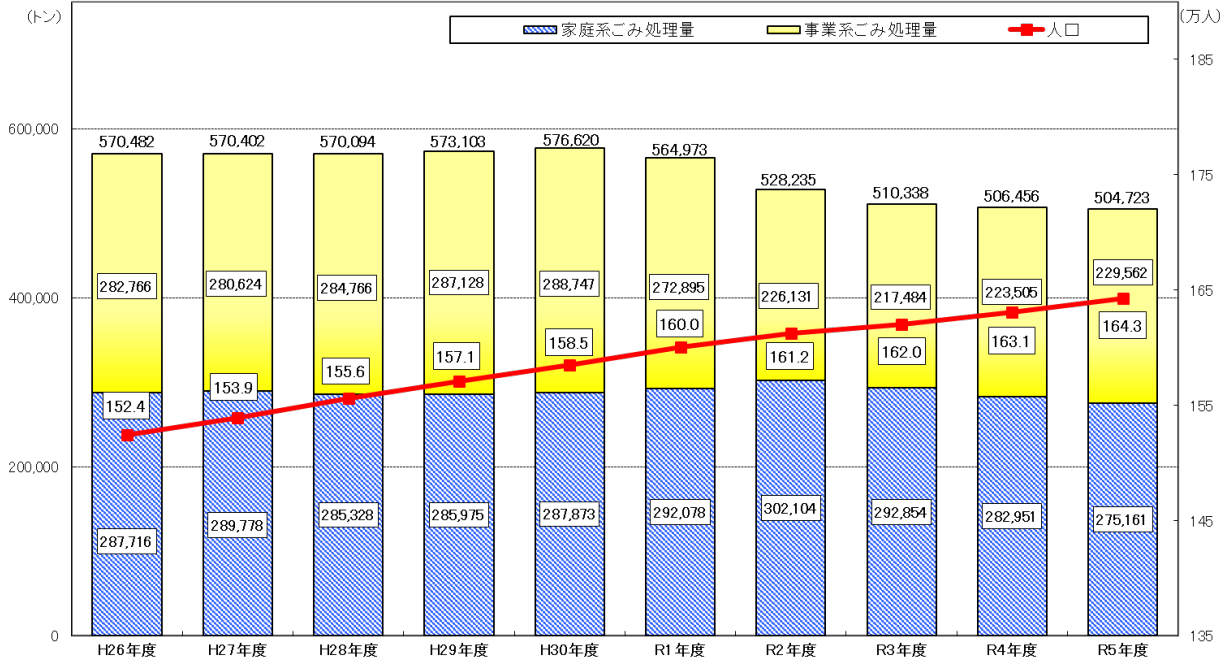
令和3年8月に策定した「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」において、令和12年度までに、令和元年度に比べ、ごみ処理量を3.5万トン削減する目標を掲げており、目標の達成に向け、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた3Rの取組みを推進するとともに、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的に減量施策を実施しているところである。

令和5年度のごみ処理量は、家庭系ごみ約27万5千トン、事業系ごみ約23万トン、合計約50万5千トンとなり、前年度と比べて約2千トン減少した。

家庭系ごみについては、新聞や雑誌・広告等の古紙が減少したことやプラスチック資源循環促進法の施行を受け、市民、事業者の取組み等が進んだことなどから、処理量は前年度から約8千トン減少した。今後も引き続き、雑がみがリサイクルできることの認知度向上や家庭での食品ロス削減、令和8年度以降のプラスチックごみの分別収集導入に向けた収集運搬やりサイクル体制の構築など、重点3品目に重点を置いた減量施策を実施していく必要がある。

事業系ごみについては、古紙の分別区分追加による資源化の推進や、自己搬入ごみの事前登録制度開始によるごみ減量の取組みなどが進んだ一方で、経済活動の再開など新型コロナウイルス感染症の影響が縮小したことにより、前年度から約6千トン増加した。今後も古紙分別の適正排出を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移



※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

市民1人1日あたりの家庭系ごみ処理量（家庭系ごみ原単位）

(g/人・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ原単位	517	515	502	499	498	499	513	495	475	458

1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

(kg/所・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業系ごみ原単位	15.2	14.6	14.5	14.1	13.8	12.6	10.3	9.6	9.6	9.8

※令和5年度の事業系ごみ原単位については、令和5年度の事業所数（法人市民税における課税事業所数）が公表前であるため、令和4年度の事業所数を用いて算出している。

第2章 ごみの収集・搬入

1 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し、収集を行っている。

また、可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

(1) 可燃ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計164台の委託収集車で夜間収集を行っている。

(2) 不燃ごみ

家庭から排出される缶などの不燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計26台の委託収集車で夜間収集を行っている。

(3) 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINEで粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券(有料)(手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙)を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和6年4月現在計45台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス(有料)を実施している。

(平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。)

(4) 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計27台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者引き渡している。

2 事業系ごみ

(1) 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器(可燃用・不燃用・古紙用)により排出し、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車139台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

(2) 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

3 公共系ごみ

(1) 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路について、ロードスweepによる清掃（委託）を開始し、令和6年4月現在10台、対象路線370.4kmで実施している。

また、ロードスweepによる清掃が困難な市街地等については、昭和47年から人力による清掃（委託）を開始し、令和6年4月現在、対象路線は78.8kmとなっている。

(2) 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和6年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

(3) 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

不法投棄、町内清掃、ボランティア清掃、災害等で発生した堆積ごみについては、各区役所及び委託業者が収集している。

(4) 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

4 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

5 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃ごみ、昭和63年4月から不燃ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃ごみの処理受託

6 参考図表

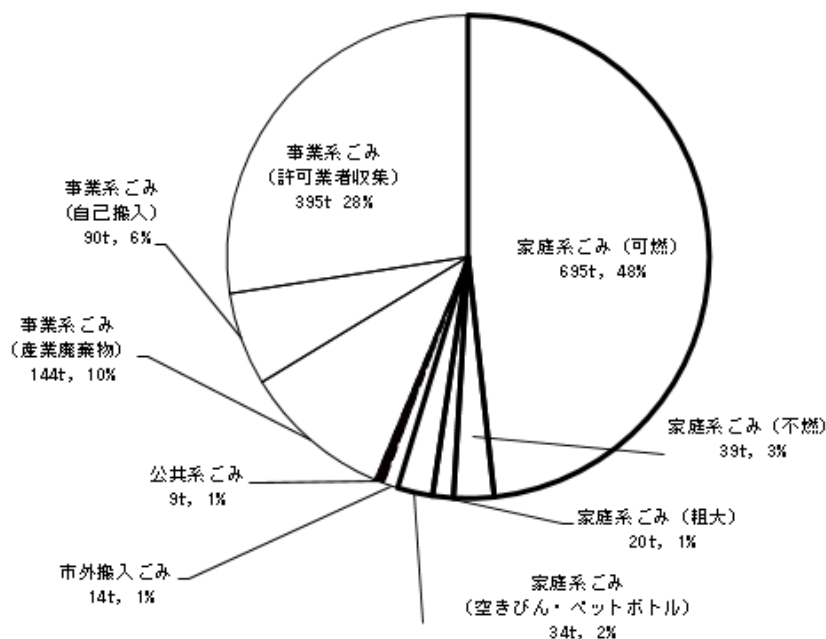
(1) 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 877,520世帯（令和6年4月現在）

区 分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬 入 先
家庭系ごみ	可燃ごみ	市（委託） 本市の域 本区	週2回	戸別収集 （集合住宅等はステーション収集）	工場
	不燃ごみ		月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル		月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ		申込の都度		工場又は資源化センター又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は排出者 本市の域 本区	随 時	戸別収集又は自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	不燃ごみ			戸別収集、自己搬入又は古紙回収業者が指定する方法	古紙再資源化施設
	古 紙				
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市（委託）	週6回～月1回		工場又は埋立場 一部については資源化センター
	街路清掃ごみ		月3回～月1回		
	河川清掃ごみ		月21日		
	不法投棄等の堆積ごみ	市（委託）	随 時		焼却処理施設
	犬猫等の死体	市（委託）及び許可業者 本市の域 本区	随 時		

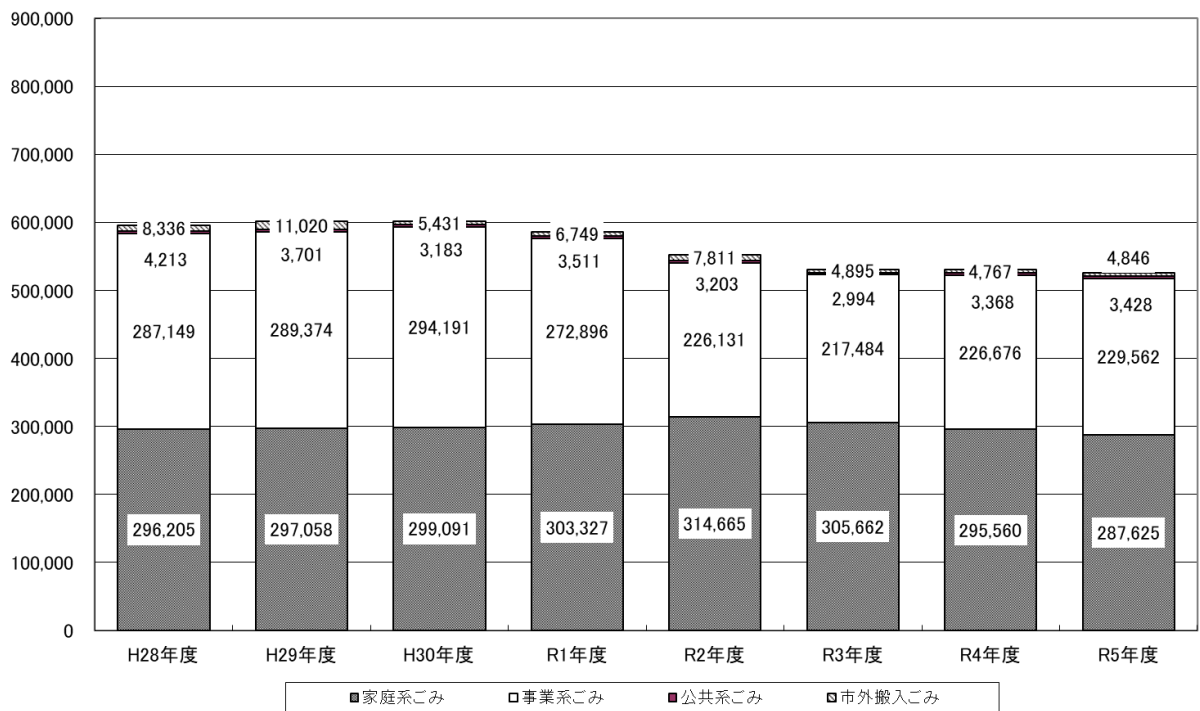
(2) ごみ排出形態別収集搬入量比（令和5年度実績）

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,440 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



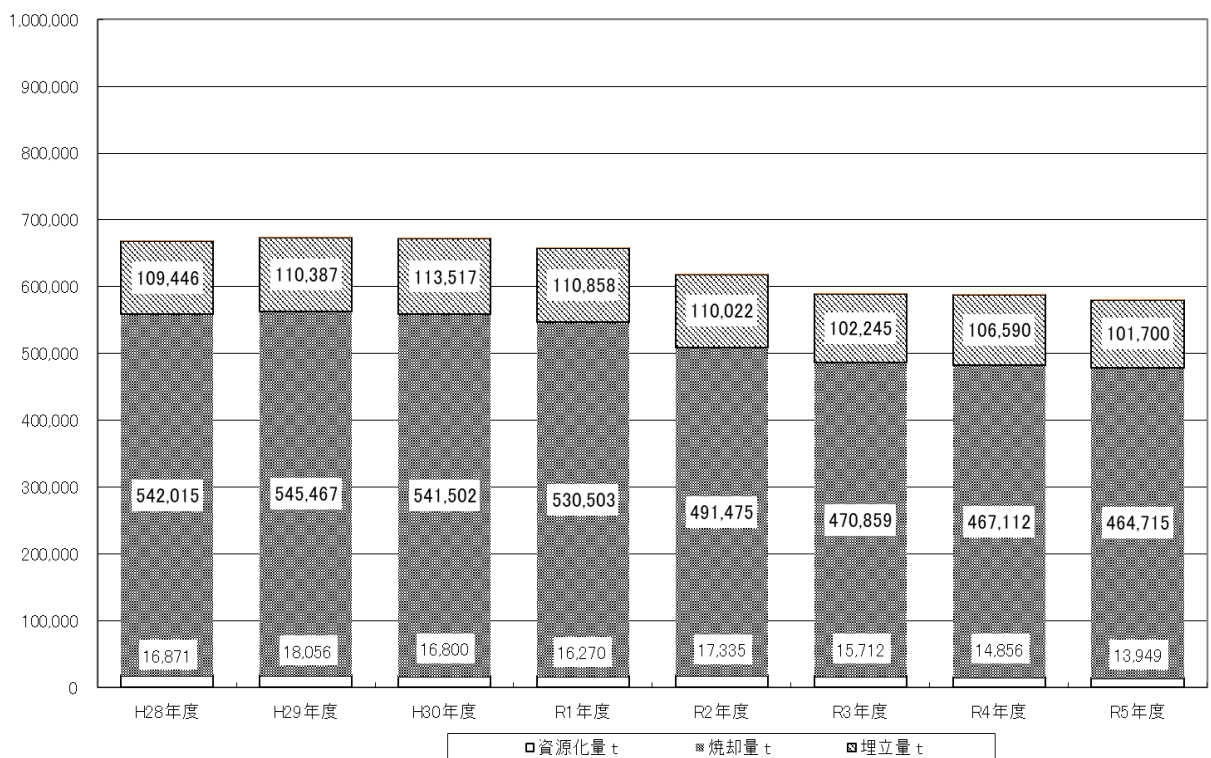
(3) ごみ収集・搬入量(形態別)の推移

収集・搬入量(t)



(4) ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



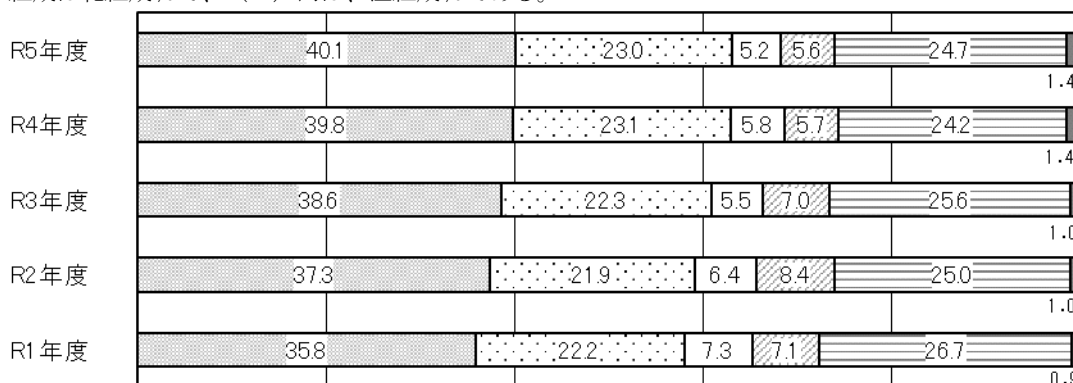
(5) ごみの組成・発熱量

①可燃ごみの組成及び発熱量（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
紙類		40.8(35.8)	40.8(37.3)	42.7(38.6)	40.7(39.8)	41.6(40.1)
高分子類		29.5(22.2)	28.3(21.9)	29.2(22.3)	29.9(23.1)	30.2(23.0)
木片・わら類		6.3(7.3)	5.6(6.4)	4.6(5.5)	5.5(5.8)	4.8(5.2)
繊維類		9.6(7.1)	11.0(8.4)	9.0(7.0)	7.1(5.7)	7.1(5.6)
雑物		12.3(26.7)	12.6(25.0)	13.1(25.6)	14.6(24.2)	14.0(24.7)
不燃物		1.5(0.9)	1.7(1.0)	1.4(1.0)	2.2(1.4)	2.3(1.4)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		40.6	40.2	38.4	39.9	40.0
低位発熱量 (kJ/kg)		11,900	11,700	12,500	11,800	12,000
〃 (kcal/kg)		2,830	2,800	2,990	2,820	2,880

組成は乾組成％で、（ ）内は、湿組成％である。



□紙類(湿組成) □高分子類(湿組成) □木片・わら類(湿組成) □繊維類(湿組成) □雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。

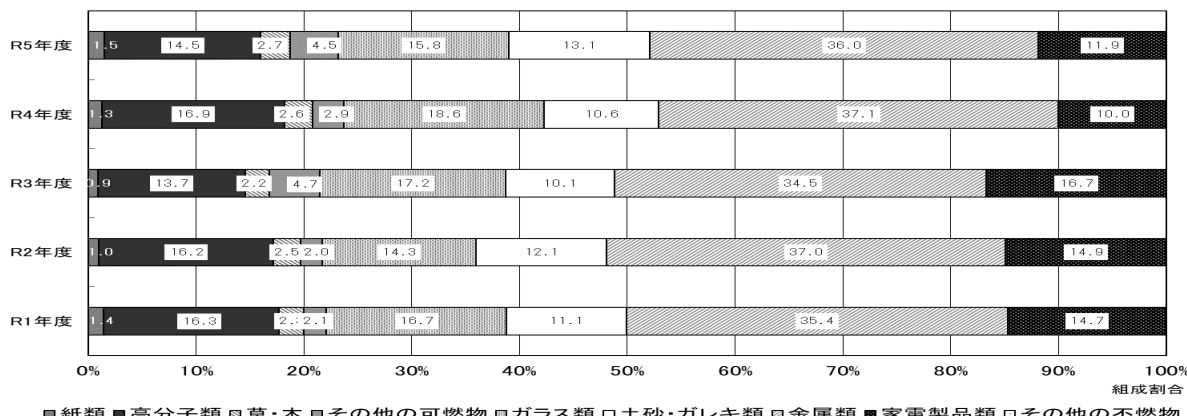
②不燃ごみの組成（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
紙類		1.4	1.0	0.9	1.3	1.5
高分子類		16.3	16.2	13.7	16.9	14.5
草・木		2.3	2.5	2.2	2.6	2.7
その他の可燃物		2.1	2.0	4.7	2.9	4.5
ガラス類		16.7	14.3	17.2	18.6	15.8
土砂・ガレキ類		11.1	12.1	10.1	10.6	13.1
金属類		35.4	37.0	34.5	37.1	36.0
家電製品類		14.7	14.9	16.7	10.0	11.9
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成％である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



□紙類 ■高分子類 □草・木 □その他の可燃物 □ガラス類 □土砂・ガレキ類 □金属類 ■家電製品類 □その他の不燃物

(6) ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家庭ごみ	可燃ごみ		269, 622	271, 195	265, 964	265, 679	265, 825	268, 796	274, 666	268, 065	260, 306	253, 538
	不燃ごみ		14, 184	14, 331	14, 868	15, 524	16, 440	17, 014	19, 787	17, 041	15, 275	14, 339
	粗大ごみ	可燃	1, 649	1, 740	1, 742	1, 883	2, 175	2, 380	2, 924	2, 805	2, 648	2, 558
		不燃	2, 261	2, 512	2, 754	2, 889	3, 433	3, 888	4, 727	4, 943	4, 722	4, 726
	計		287, 716	289, 778	285, 328	285, 975	287, 873	292, 078	302, 104	292, 854	282, 951	275, 161
	人口（人） （10月1日現在推計人口）		1, 524, 053	1, 538, 681	1, 555, 731	1, 571, 091	1, 585, 307	1, 600, 463	1, 612, 392	1, 619, 585	1, 631, 409	1, 642, 571
	家庭ごみ原単位 （g/人・日）		517	515	502	499	498	499	513	495	475	458
事業系 ごみ	一般廃棄物	可燃ごみ	220, 869	219, 682	221, 581	211, 691	207, 914	199, 222	159, 284	153, 588	160, 019	164, 655
		不燃ごみ	20, 219	19, 659	20, 914	17, 775	17, 511	17, 737	14, 476	12, 824	13, 022	12, 481
	産業廃棄物	可燃ごみ	34, 226	31, 798	31, 318	44, 214	48, 007	40, 982	34, 922	30, 944	28, 339	28, 629
		不燃ごみ	7, 452	9, 485	10, 953	13, 448	15, 315	14, 954	17, 449	20, 128	22, 125	23, 797
	計		282, 766	280, 624	284, 766	287, 128	288, 747	272, 895	226, 131	217, 484	223, 505	229, 562
可燃ごみ計			526, 366	524, 415	520, 605	523, 467	523, 921	511, 380	471, 796	455, 402	451, 312	449, 380
不燃ごみ計			44, 116	45, 987	49, 489	49, 636	52, 699	53, 593	56, 439	54, 936	55, 144	55, 343
合計			570, 482	570, 402	570, 094	573, 103	576, 620	564, 973	528, 235	510, 338	506, 456	504, 723

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

(7) ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家庭	地域集団回収等		32, 273	30, 505	28, 210	26, 149	24, 412	23, 294	20, 845	19, 635	18, 679	17, 363
	公共施設での拠点回収 （空き缶、空きびん・ペットボトルを除く）		1, 880	1, 791	1, 662	1, 542	1, 486	1, 460	1, 440	1, 445	1, 370	1, 304
	新聞社自主回収		5, 947	6, 223	7, 390	6, 667	6, 339	5, 799	5, 181	4, 902	4, 595	3, 868
	空きびん・ペットボトルの資源化		6, 445	6, 529	6, 728	7, 205	7, 284	7, 298	7, 311	7, 211	7, 506	7, 254
	スーパーマーケット等による店頭回収		1, 556	1, 471	977	1, 898	2, 754	2, 927	2, 066	3, 236	2, 671	2, 391
	鉄・アルミの資源化（C）		4, 695	4, 428	5, 023	5, 715	5, 989	6, 347	8, 175	6, 698	5, 374	4, 760
	廃食用油のボックス回収（公民館）		1	1	2	2	3	2	2	2	2	1
	蛍光管・乾電池のボックス回収（家電量販店等）		—	9	20	25	38	42	42	49	37	42
	使用済小型家電回収			45	46	57	84	104	132	104	100	103
小 計		52, 797	51, 002	50, 058	49, 260	48, 389	47, 273	45, 194	43, 282	40, 334	37, 086	
事業系	大規模事業者の古紙回収		79, 300	77, 400	77, 900	76, 500	75, 500	72, 900	68, 600	70, 000	69, 922	68, 989
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進		81, 354	94, 186	92, 400	98, 251	96, 859	86, 543	77, 338	87, 202	72, 579	72, 676
	市庁舎内古紙回収		1, 562	1, 585	1, 523	1, 447	1, 605	1, 696	1, 723	1, 784	1, 676	1, 664
	市直営資源回収（空きびん・ペットボトル）		30	31	34	29	27	21	22	24	26	28
	公共施設資源回収（蛍光管・乾電池）		12	9	9	9	9	8	7	8	6	6
	緑のリサイクル		4, 110	4, 043	2, 358	2, 227	5, 471	9, 959	11, 638	14, 126	14, 702	15, 482
	鉄・アルミの資源化（C）		2, 766	2, 747	2, 815	2, 767	2, 626	2, 508	1, 800	1, 792	1, 965	1, 921
	工場での古紙回収（C）		216	193	176	153	134	110	39	0	0	0
	食品残さの回収		7, 974	9, 120	9, 135	9, 838	9, 535	8, 879	6, 683	7, 725	9, 532	10, 533
	大規模事業者の食用油回収		—	—	—	—	—	—	—	—	690	852
	大規模事業者のプラスチック類回収		—	—	—	—	—	—	—	—	4, 343	4, 583
	事業所資源回収（古紙、食品残さを除く）		19, 100	19, 300	17, 400	16, 700	17, 200	17, 700	14, 900	15, 300	5, 457	5, 075
	小 計		196, 424	208, 614	203, 750	207, 921	208, 966	200, 324	182, 750	197, 961	180, 898	181, 809
	ごみのリサイクル量（A） （上記項目の合計）		249, 221	259, 616	253, 808	257, 181	257, 355	247, 597	227, 944	241, 243	221, 232	218, 895
ごみ処理量（B） （空きびん・ペットボトルの残渣等を含む）		574, 364	574, 541	574, 219	576, 953	580, 509	568, 919	533, 477	515, 925	511, 550	509, 922	
ごみ発生量（A＋B－C＝D）		815, 908	826, 789	820, 013	825, 499	829, 115	807, 551	751, 407	748, 678	725, 443	722, 136	
ごみのリサイクル率（A/D）		30. 5%	31. 4%	31. 0%	31. 2%	31. 0%	30. 7%	30. 3%	32. 2%	30. 5%	30. 3%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量（B）に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

※大規模事業者の食用油回収は令和3年度までは食品残さの回収等に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

※大規模事業者のプラスチック類回収は令和3年度までは事業所資源回収（古紙、食品残さを除く）に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

第3章 ごみ処理量の推移

1 ごみ区分別

年 度		総 人 口 (10月1日現在推計人口)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市 内 分	① 家庭系 ごみ	可燃ごみ	1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	1,631,409	1,642,571
		委託	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306	263,538
		委託	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275	14,339
		委託	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	7,748	7,370	7,284
		委託等	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	12,808	12,609	12,464
	② 事業系 ごみ	計	298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665	305,662	295,560	287,625
		(割合)	54.5%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%	64.3%	62.2%	61.4%
		直営	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0	0	0	0
		許可	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879	127,707	138,434	144,290
		自搬	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	38,705	37,778	32,846
市 外 分	③ 公共系 ごみ	直営	55	46	41	26	8	1	0	0	0	0
		委託	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
		許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		自搬	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0	0	0	0	0
		計	245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	166,412	176,212	177,136
	④ ①+②+③ 収集搬入量	(割合)	44.8%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	35.0%	37.1%	37.8%
		直営	1,259	1,145	1,086	814	252	241	76	64	50	54
		委託	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	2,228	2,549	2,656
		計	3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	2,292	2,599	2,710
		道路・街路くずかご清掃ごみ	700	910	748	693	684	754	805	651	718	665
市 外 分	⑤ 産業廃棄物 自己搬入量	河川清掃ごみ	244	208	144	61	60	66	60	51	51	53
		計	4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	2,994	3,368	3,428
		(割合)	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%
		可燃	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	427,215	426,064	423,927
		不燃	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	35,043	36,465	31,795
	⑥ ④+⑤ 市内収集搬入 総合計	資源ごみ	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467
		計	547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	475,068	475,140	468,189
		(割合)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		可燃	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339	28,629
		不燃	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	20,128	22,125	23,797
⑥+⑦ 収集搬入総量	⑦ 市外搬入量	資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	51,072	50,464	52,426
		可燃	529,487	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559	474,641	458,159	454,403	452,556
		不燃	45,051	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	55,171	58,590	55,592
		資源ごみ	14,488	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467
	⑦ 市外搬入量	計	589,026	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	526,140	525,604	520,615
		可燃	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	4,350	4,240	4,316
		不燃	468	533	511	522	539	593	613	545	527	530
		資源ごみ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	91,010	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	4,895	4,767	4,846
処理に伴い発生 する廃棄物	⑧ 焼却灰等	可燃	620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	462,509	458,643	456,872
		不燃	45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	55,716	59,117	56,122
		資源ごみ	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467
		計	680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	531,035	530,371	525,461
		不燃ごみからの破砕可燃物	7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	6,723	6,889	6,295
	⑧ 焼却 埋立 資源化	焼却灰等	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	60,111	61,162	58,990
		焼却	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	470,859	467,112	464,715
		埋立	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	102,245	106,590	101,700
		資源化	16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	15,712	14,856	13,949
		計	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	588,816	588,558	580,364

2 収集形態別

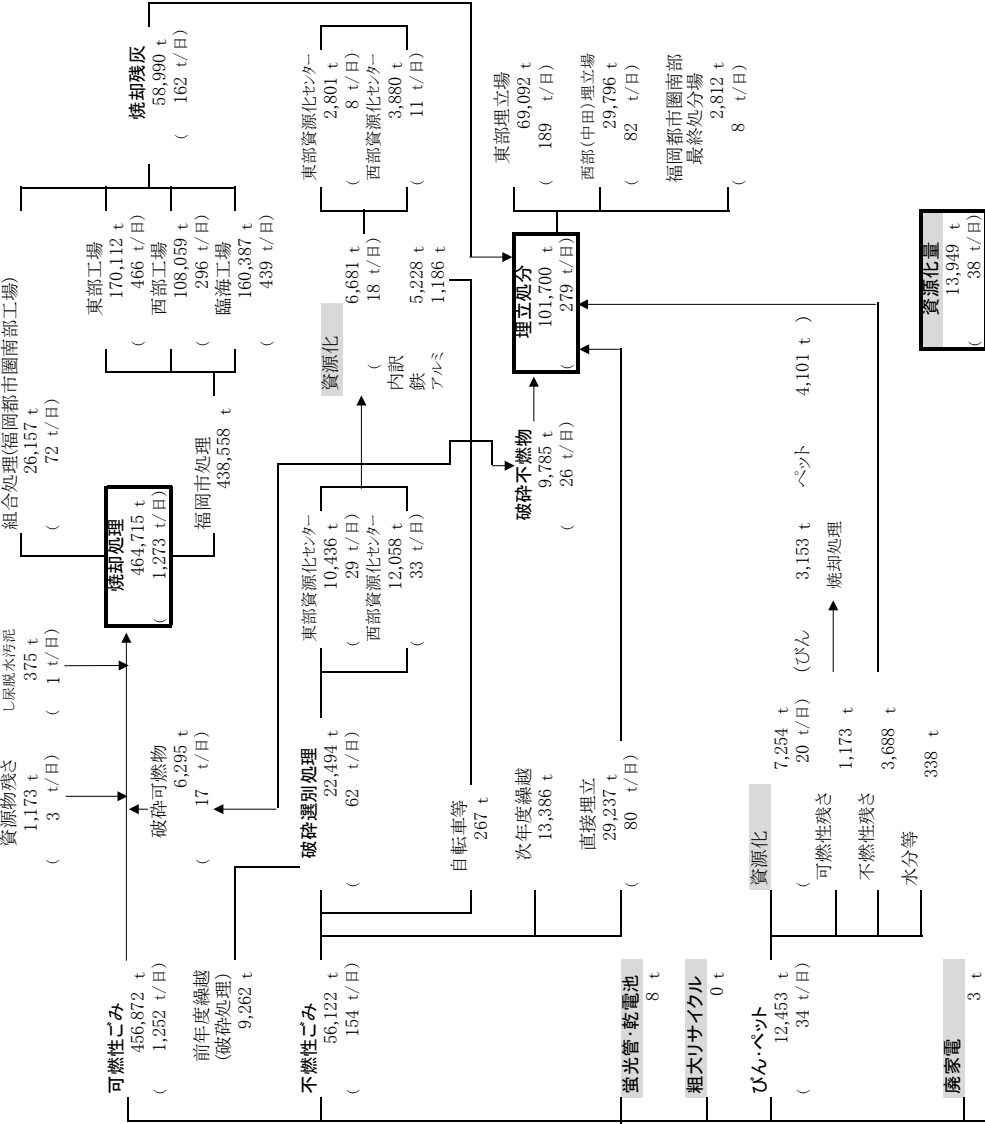
(単位：t)

年度	区分	市内分収集搬入量										市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総量		対前年度比 (%)	
		計	直営	委託	計可	自己搬入	うち産業廃棄物								合計	日量		
H26	合計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4						
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	—	—	620,028	1,699	100.0						
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	82,706	50	128,275	351	102.0						
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	—	△ 144	14,345	40	103.1						
H27	合計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2						
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	—	—	588,002	1,607	94.8						
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	76,846	△ 886	123,472	337	96.3						
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	—	△ 90	14,653	40	102.1						
H28	合計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	71,921	44	667,868	1,830	92.0						
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	71,921	—	531,831	1,457	90.4						
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	—	181	122,909	337	99.5						
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	—	△ 137	13,128	36	89.6						
H29	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3						
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	—	—	536,962	1,471	101.0						
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	69,310	△ 428	119,739	328	97.4						
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	—	△ 85	13,249	36	100.9						
H30	合計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	70,504	0	672,400	1,842	100.4						
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	0	—	532,447	1,459	99.2						
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	70,504	0	128,006	350	106.9						
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	0	11,947	33	90.2						
R1	合計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	71,277	0	657,760	1,797	97.8						
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	—	—	520,715	1,423	97.8						
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	71,277	0	125,793	343	98.3						
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2						
R2	合計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	65,762	0	617,572	1,691	94.1						
	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	—	—	481,839	1,320	92.8						
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	65,762	0	123,170	337	98.3						
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7						
R3	合計	526,140	64	308,592	127,707	89,777	51,072	60,111	0	591,146	1,619	95.7						
	可燃物	458,159	43	273,584	123,601	60,931	30,944	—	—	462,509	1,267	96.0						
	不燃物	55,171	19	22,200	4,106	28,846	20,128	60,111	0	115,827	317	94.1						
	資源ごみ	12,810	2	12,808	0	0	0	—	0	12,810	35	102.9						
R4	合計	525,604	50	298,878	138,434	88,242	50,464	61,162	0	591,533	1,620	100.1						
	可燃物	454,403	39	266,006	133,890	54,468	28,339	—	—	458,643	1,256	99.1						
	不燃物	58,590	9	20,263	4,544	33,774	22,125	61,162	0	120,279	329	103.8						
	資源ごみ	12,611	2	12,609	0	0	0	—	0	12,611	35	100.0						
R5	合計	520,615	54	290,999	144,290	85,272	52,426	58,990	0	584,451	1,601	98.8						
	可燃物	452,556	37	259,235	139,443	53,841	28,629	—	—	456,872	1,252	99.7						
	不燃物	55,592	14	19,300	4,847	31,431	23,797	58,990	0	115,112	316	96.0						
	資源ごみ	12,467	3	12,464	0	0	0	—	0	12,467	34	97.1						

※直営：令和元年度以前は、環境事業所及び区生活環境課の搬入分。令和2年度以降は、区生活環境課の搬入分のみ。

第4章 令和5年度ごみ処理実績

1 家庭系ごみ	可燃性ごみ	253,538 t (695 t/日)	2 事業系ごみ	一般廃棄物	177,136 t (485 t/日)
	不燃性ごみ	14,339 t (39 t/日)		許可業者収集	144,290 t
	戸別回収	14,301 t		可燃	139,443 t
	ステーション回収	38 t		不燃	4,847 t
	粗大ごみ	7,284 t (20 t/日)		自己搬入	32,846 t
	可燃	2,558 t		可燃	25,212 t
	不燃	4,726 t		不燃	7,634 t
	リサイクル	0 t		産業廃棄物(自己搬入)	52,426 t (144 t/日)
	びん・ペットボトル	12,453 t (34 t/日)		可燃	28,629 t
	拠点回収	2,062 t		不燃	23,797 t
3 公共系ごみ	戸別回収	10,205 t	4 市外受託ごみ	堆積ごみ	2,710 t (7 t/日)
	ステーション回収	186 t		可燃	2,596 t
	蛍光管・乾電池	8 t		不燃	111 t
	白色トレイ(ステーション回収)	3 t		廃家電	3 t
	道路・街路清掃ごみ	665 t (2 t/日)		河川清掃ごみ	53 t (0 t/日)
	可燃	527 t		可燃	53 t
	不燃	138 t		不燃	0 t
	令和5年度 総処理量	580,364 t (1,590 t/日)		可燃	4,316 t
	資源化量	13,949 t (38 t/日)		不燃	530 t
	資源化率	2.4%			



第6章 ごみ処理コスト(令和5年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和5年10月1日現在の推計人口 1,642,571 人

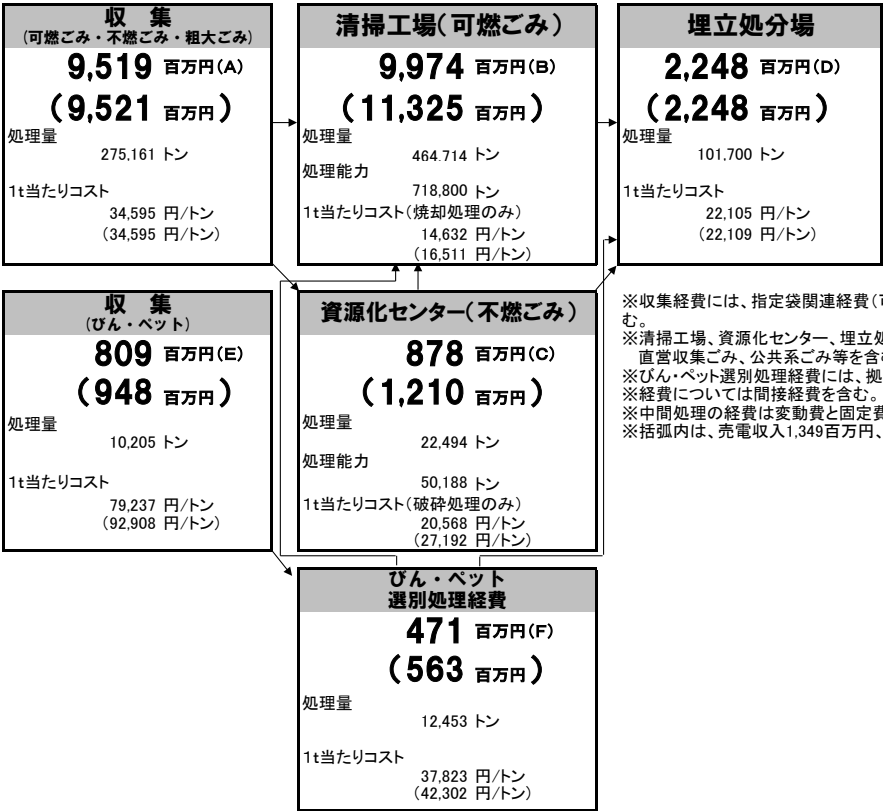
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	30,285 円 (30,293 円)	14,632 円 (16,511 円)	2,806 円	47,723 円 (49,610 円)	187 円/袋 (194 円/袋)
	不燃ごみ	60,500 円 (60,514 円)	27,359 円 (33,983 円)	10,401 円	98,260 円 (104,898 円)	410 円/袋 (437 円/袋)
	粗大ごみ	133,595 円 (133,629 円)	22,890 円 (27,847 円)	7,734 円	164,219 円 (169,210 円)	
	びん・ペット	79,237 円 (92,908 円)	37,823 円 (45,173 円)	3,345 円	120,405 円 (141,426 円)	200 円/袋 (235 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,675 円 (4,676 円)	2,259 円 (2,549 円)	433 円	7,367 円 (7,658 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kgで換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より) ※括弧内は、売電収入1,349百 万円、資源物売却収入539 百万円等を控除する前の 金額。
	不燃ごみ	528 円 (528 円)	239 円 (297 円)	91 円	858 円 (916 円)	
	粗大ごみ	592 円 (593 円)	102 円 (123 円)	34 円	728 円 (750 円)	
	びん・ペット	492 円 (577 円)	235 円 (281 円)	21 円	748 円 (879 円)	
	計	6,287 円 (6,374 円)	2,835 円 (3,250 円)	579 円	9,701 円 (10,203 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,678 百万円	868 百万円	973 百万円	9,519 百万円
253,538 トン	14,339 トン	7,284 トン	275,161 トン
30,285 円/トン	60,500 円/トン	133,595 円/トン	34,595 円/トン

2 ごみ処理経費



※収集経費には、指定袋関連経費(可燃786百万円、不燃60百万円、びん・ペット29百万円)を含む。
※清掃工場、資源化センター、埋立処分場の経費は、自己搬入ごみ、許可業者搬入ごみ、直営収集ごみ、公共系ごみ等を含む。
※びん・ペット選別処理経費には、拠点回収、ステーション回収分を含む。
※経費については間接経費を含む。
※中間処理の経費は変動費と固定費に分類し、処理量と処理能力で割って算出。
※括弧内は、売電収入1,349百万円、資源物売却収入539百万円等を控除する前の金額。

経費合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F) **23,899** 百万円 **(25,815** 百万円)

Ⅲ し尿処理事業

第1章 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和5年度末の下水道処理区域内の人口は約164万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、平成30年度から令和4年度までの5年間に於いて、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和5年度については、対前年比約9.6%（168人）の減となり、総人口に占める割合は約0.10%となっている。

令和5年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は40kℓで、今後とも減少が見込まれる。

第2章 し尿等の収集・搬入

1 し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和5年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

2 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和6年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

3 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和6年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

4 参考図表

（1）収集運搬計画（令和5年度）

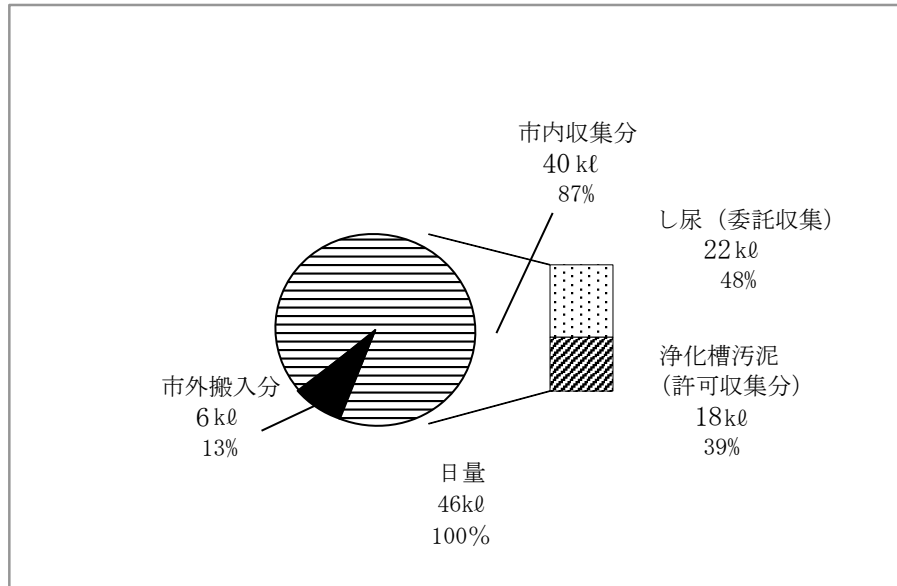
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し尿等	し尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生処理センター
	浄化槽汚泥	市の許可した業者		随時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

(2) し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
877, 520世帯	1, 067世帯	1, 587人	1, 399便槽	令和6年4月1日現在

(3) し尿収集搬入比 (令和5年度実績)



第3章 し尿等の処理・処分

令和5年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.10%、1,587人（令和5年度末）で、その収集日量は22kℓ（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥18kℓ・し尿処理を受託している市外搬入分6kℓとあわせて総処理量は46kℓである。

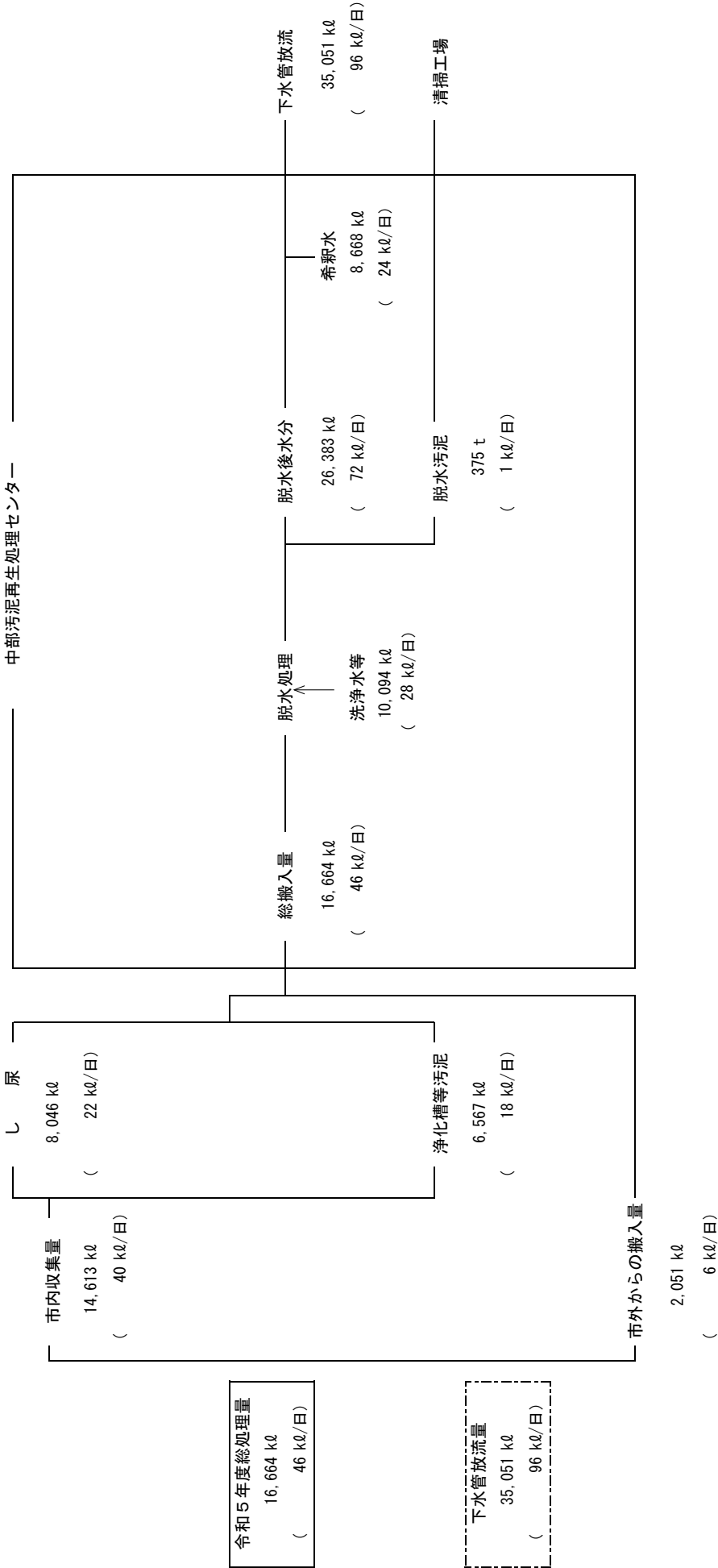
処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量46kℓを陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

第4章 し尿処理量の推移

人 口		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
下水道	処理区域人口	1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351	1,619,893	1,633,502	1,645,863
	前年度比(%)	100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2	100.2	100.8	100.8
利用人口	普及率(%)	1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020	1,577,770	1,592,110	1,611,660	1,615,280	1,628,980	1,641,460
	水洗化率(%)	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7	99.7
し尿収集人口	構成比(%)	1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816	1,606,868	1,610,843	1,624,458	1,637,057
	前年度比(%)	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.5
浄化槽入口	構成比(%)	3,375	3,085	2,823	2,596	2,381	2,233	2,066	1,909	1,755	1,587
	前年度比(%)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
市内収集搬入分	直営	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	委託	10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	8,046
市外搬入量	計	10,699	10,170	9,699	9,197	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	8,046
	日量	29	28	27	25	24	24	24	23	22	22
洗 浄 水	前年度比(%)	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9	95.8	98.5	98.2
	浄化槽汚泥搬入量	7,487	7,775	8,069	7,333	7,591	7,907	7,119	7,055	7,292	6,567
合 計	日量	21	21	22	20	21	22	20	19	20	18
	受託市町	7	7	6	6	6	6	5	6	6	6
陸 上 処 理 ・ 処 分	日量	18,186	17,945	17,768	16,530	16,513	16,869	15,806	15,374	15,487	14,613
	日量	50	49	49	45	45	46	44	42	42	40
合 計	前年度比(%)	98	99	99	93	100	102	94	97	101	94
	日量	2,434	2,381	2,259	2,243	2,126	2,053	2,001	2,139	2,144	2,051
陸 上 処 理 ・ 処 分	日量	7	7	6	6	6	6	5	6	6	6
	日量	4,199	1,753	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	日量	12	10	0	0	0	0	0	0	0	0
	日量	24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807	17,513	17,631	16,664
陸 上 処 理 ・ 処 分	前年度比(%)	68	66	55	51	51	52	49	48	48	46
	日量	86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1	98.3	100.7	94.5
陸 上 処 理 ・ 処 分	脱水汚泥(清掃工場で燃料として焼却)	—	236	464	475	447	484	413	384	433	375
	日量	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陸 上 処 理 ・ 処 分	下水管放流	—	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822	37,164	38,042	35,051
	日量	—	124	129	100	103	106	98	102	104	96
陸 上 処 理 ・ 処 分	うち希釈水及び洗浄水等	—	11,123	24,725	15,337	16,873	17,809	16,115	17,384	17,504	16,418
	日量	—	61	68	44	46	49	44	48	48	45
陸 上 処 理 ・ 処 分	計(希釈水及び洗浄水等を除く)	—	11,728	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	19,008
	日量	—	64	62	57	58	58	55	55	57	52
陸 上 処 理 ・ 処 分	中部水処理センター	7,650	3,920	0	0	0	0	0	0	0	0
	東部水処理センター	17,060	8,395	0	0	0	0	0	0	0	0
陸 上 処 理 ・ 処 分	計	24,710	12,315	0	0	0	0	0	0	0	0
	日量	68	67	0	0	0	0	0	0	0	0
陸 上 処 理 ・ 処 分	し尿処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	日量	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	19,008
	日量	68	66	63	58	58	58	55	55	57	52

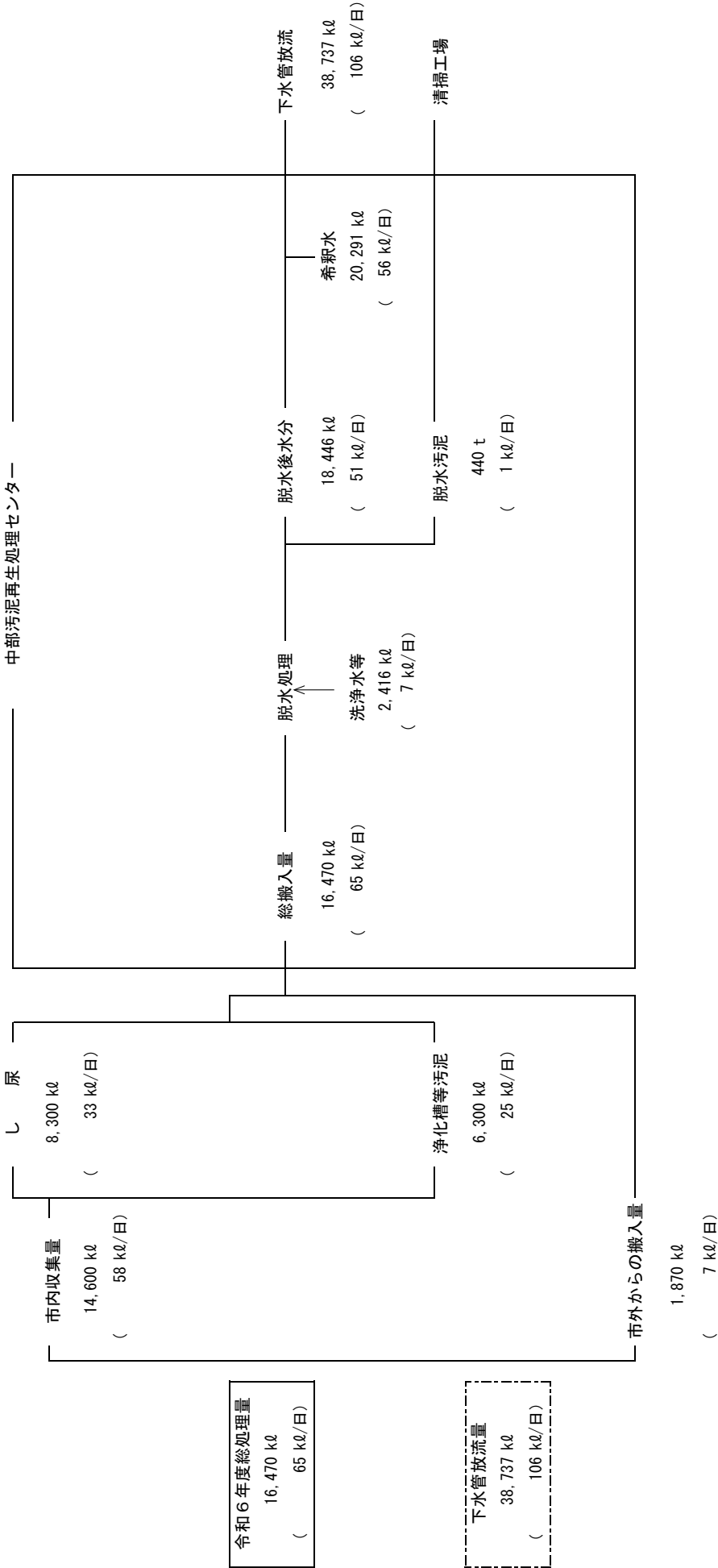
※人口は、年度末の人口(例：令和4年度では、令和5年4月1日現在の推計人口)。
 市外搬入量：平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、新宮町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。
 平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。
 日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

第5章 令和5年度し尿処理実績



(注) 日量は366日で割り戻し

第6章 令和6年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日常り 249日換算 (R6年度搬入予定日数)
(注) 2. 下水管放流量の一日常り 365日換算 (毎日運転)

IV 産業廃棄物対策

第1章 産業廃棄物の現状

1 産業廃棄物の発生及び処理状況

令和3年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億7,600万トンで、前年度の約3億7,400万トンに比べて約200万トン(約0.6%)の増加となった。発生量のうち、再生利用量は約2億372万トン、減量化量は約1億6,337万トン、最終処分量は約883万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和4年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約116万トンとなっており、令和3年度に比べ約5万トン(約4.2%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約63万9千トン、汚泥が約16万3千トンであり、この2種類で全体の約69%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約9.6千トンとなっている。

令和4年度における市内の産業廃棄物処理業者による中間処理量は約125万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万8千トンが埋め立てられている。

(1) 福岡市内の産業廃棄物発生量

(万トン)

産業廃棄物の種類	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量	令和4年度 市内発生量
燃 え 殻	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3
汚 泥 (有 機)	0.7	0.4	1.9	2.3	2.7
汚 泥 (無 機)	22.0	19.9	18.1	13.9	13.6
廃 油	1.4	0.9	1.1	0.9	0.9
廃 酸	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
廃 ア ル カ リ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	8.9	5.6	5.7	5.5	6.0
紙 く ず	1.1	1.0	1.1	1.4	1.3
木 く ず	9.7	7.1	7.5	6.7	6.3
繊 維 く ず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
動 植 物 性 残 さ	0.8	0.4	0.4	0.3	0.3
動物性固形不要物	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	7.3	4.7	5.1	4.6	4.0
ガ ラ 陶	9.6	12.6	11.7	8.5	12.3
鋳 さ い	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
が れ き 類	90.5	100.7	80.6	70.3	63.9
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	10.9	8.3	8.4	5.6	3.5
合 計	164.2	162.1	142.2	120.7	115.6

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

(2) 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量	令和4年度 市内発生量
燃 え 殻	15.2	17.1	0.0	0.0	26.3
汚 泥	90.1	10.1	4.2	55.7	84.4
廃 油	314.2	294.2	254.6	351.5	401.5
廃 酸	605.8	431.7	404.0	271.3	252.9
廃 アルカリ	420.1	319.8	281.9	266.4	403.9
鋳 さ い	0.0	0.0	76.8	0.0	0.0
ダ ス ト 類	15.6	0.2	0.0	10.7	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,643.5	5,730.0	6,857.9	9,670.1	8,280.4
廃 P C B 等	166.3	171.5	116.3	147.7	75.2
廃 石 綿 等	84.1	294.4	141.3	421.9	90.9
廃 水 銀 等	11.1	0.0	0.4	0.2	0.0
混 合 廃 棄 物	0.2	0.0	0.6	0.2	0.0
合 計	7,366.3	7,269.0	8,137.9	11,195.9	9,615.5

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

(3) 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量 (令和4年度) (トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	907,574	340,595	1,248,169
特別管理産業廃棄物中間処理量	249	51	300
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	13,862	24,125	37,987

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

2 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和6年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で110件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況 (令和6年3月31日現在)

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業	特 別 管 理 産業廃棄物 中間処理業	合計
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113
R3	38(27)	65	4	4(3)	2	113
R4	36(27)	65	4	4(3)	2	111
R5	34(25)	66	4	4(3)	2	110

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数(内数)を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

3 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は53施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は10施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和6年3月31日現在）

施 設 の 種 類	施 設 数（移動式を含む）			残余容量
	合 計	事 業 者	処理業者	
合 計	53	10	43	
汚 泥 の 脱 水 施 設	15	5	10	
汚 泥 の 焼 却 施 設	0	0	0	
汚 泥 の 乾 燥 施 設	0	0	0	
廃 油 の 焼 却 施 設	1	0	1	
廃プラスチック類の破砕施設	5	0	5	
廃プラスチック類の焼却施設	2	1	1	
シ ア ン 分 解 施 設	0	0	0	
そ の 他 の 焼 却 施 設	2	1	1	
木くず、がれき類の破砕施設	23	1	22	
安 定 型 処 分 場	4	2	2	118,983(m ³)
管 理 型 処 分 場	1	0	1	1,772(m ³)

※安定型処分場の残余容量は令和5年3月31日現在

管理型処分場の残余容量は令和3年3月31日現在

4 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和5年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約273万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和5年度の市内の実績は、約4千台の使用済み自動車が引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破砕した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
引 取 業 者	84	5,129	3,930	3,971
フロン類回収業者	21	2,958 (うち再利用0)	2,552 (うち再利用0)	2,740 (うち再利用0)
解体業者	12	3,259 (うちガラ輸出5)	2,875 (うちガラ輸出2)	2,947 (うちガラ輸出3)
破 碎 業 者	5	5,814	5,109	4,627
合 計	122			

※業者数は令和6年3月31日現在

第2章 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取り巻く状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法上の関係法令も毎年のように改正されている状況である。

本市においては、次の4項目を基本に、産業廃棄物処理の適正化及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

第3章 適正処理の推進

1 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

(1) 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、及びその実施状況を提出することとされている。

令和5年度には、291事業者の計画書等を受理し、1年間に渡り縦覧に供している。

なお、例年は、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っているところであり、令和5年度にあつては33事業業者に立入検査を行った。

なお、この処理計画書等は、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

(2) 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には、産業廃棄物処理計画書等の提出を義務づけており、これらの事業所に対しては立入検査を行い、適正処理を指導している。（令和5年度受理件数：127件、立入件数 125件）

●主な指導内容（上記（1）及び（2））

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管
減量化・有効利用の推進

(3) 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

①アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理、飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い、指導している。(立入件数：45件)

②PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：16件 届出事業所数：95事業所)

③病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理、事故防止のため、必要に応じ立入検査を行い、指導しているところであり、令和4年度にあっては新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し立入検査を中止していたが、令和5年度は13事業者に立入検査を行った。

●主な指導内容(上記①～③)

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管

2 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者(中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者)に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：385件)

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

3 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：49件)

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

4 苦情処理及び行政処分

不適正処理等に関する苦情に対しては、現地調査を行った上で適切に対応している。（令和5年度苦情処理件数：18件）

また、苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は、口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。（令和5年度文書指導件数：3件）

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度	R1	R2	R3	R4	R5
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者		41	0	4	0	33
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1		244	64	59	117	206
	P C B 保管事業者		411	22	15	21	16
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場		92	89	61	31	45
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場		24	0	2	0	13
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等		674	445	432	465	385
	自動車リサイクル法許可業者		127	65	68	48	49
苦情	不適正処理など苦情に関するもの		16	11	21	25	18
監視	重点監視事業所等 ※2		368	227	178	156	207
合 計			1,997	923	840	863	972

※1 1（2）に記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

第4章 減量化・有効利用の推進

1 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

なお、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破碎し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、令和3年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は、ほぼ100%となっている。

2 その他の有効利用

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、立入検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう指導をしている。

また、平成5年9月に「建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領」を、さらに平成20年4月に「建設汚泥の自ら利用に係る事務処理要領」を、順次制定し、建設廃棄物及び建設汚泥の自ら利用計画書等の提出を求め、適正処理、有効利用の推進を図っている。

第5章 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

第6章 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法令に関する知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携を取りながら、産業廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

（１）普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。特に、土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合にあっては工事担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・産業廃棄物処理業者に対する講習会やこれらの業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

（２）講習会等の実施

排出事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。

なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。（令和2～3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

講習会実施状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(回)	7	0	0	1	4
受講者数(人)	509	0	0	9	47

V 外 郭 団 体

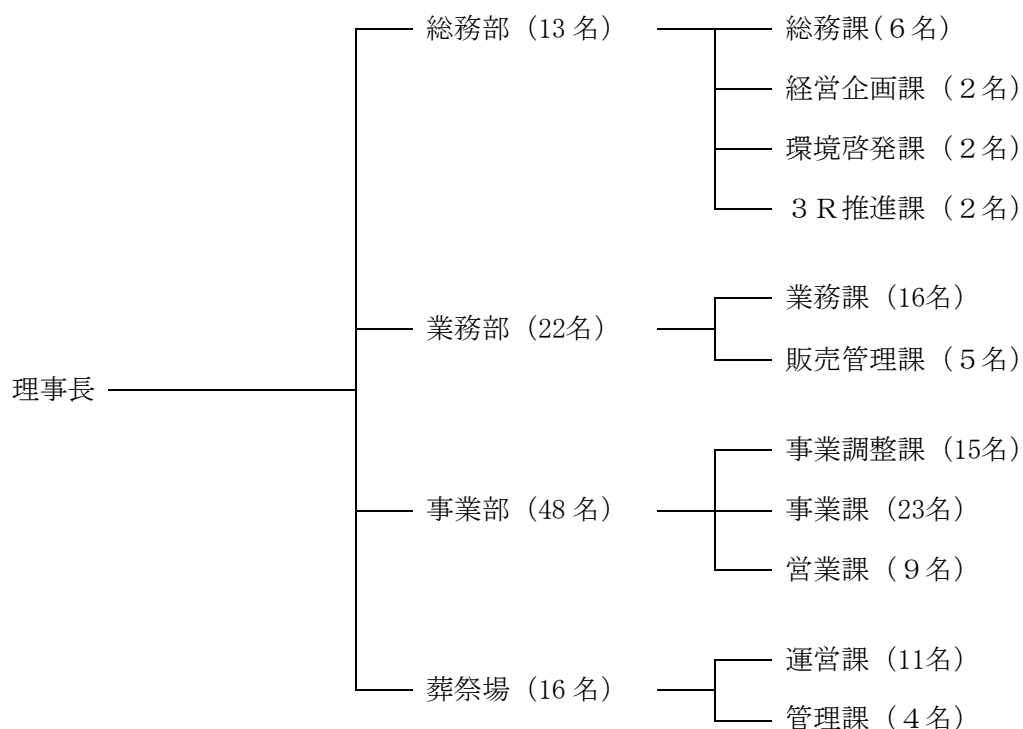
第 1 章 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法 人 概 要 (令和6年4月1日現在)

- ①名 称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所 在 地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設 立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円（全額福岡市出資）
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組 織



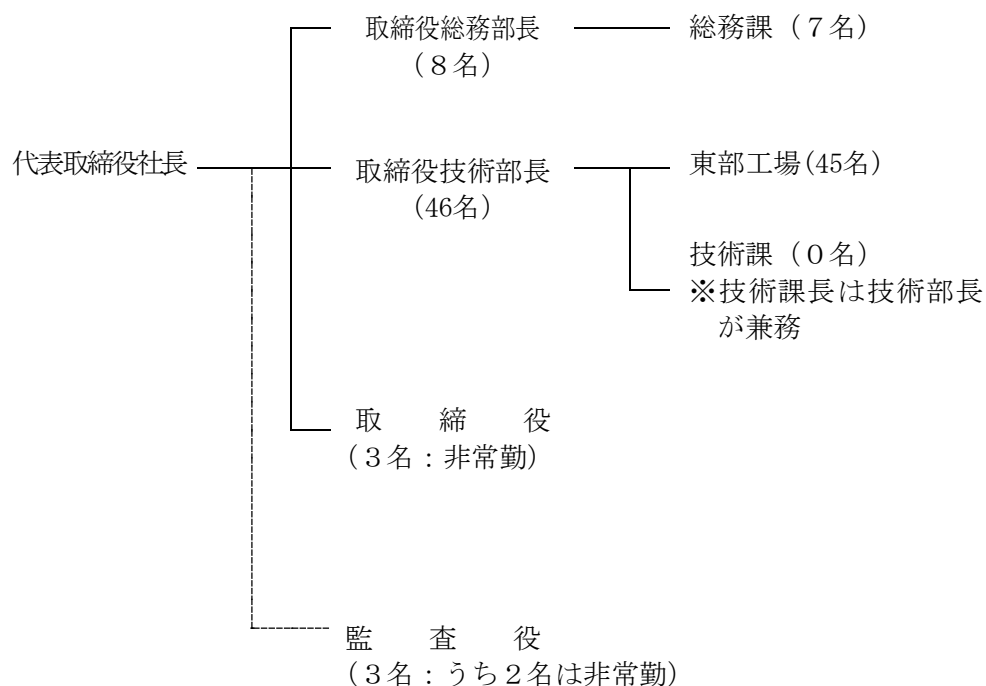
(総数100名)

第2章 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電における熱回収の更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会 社 概 要（令和6年4月1日現在）

- ①名 称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所 在 地 福岡市東区蒲田5丁目11番2号
- ③設 立 平成12年10月20日
- ④資 本 金 50億円（福岡市51%、九州電力（株）49%）
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組 織



(総数56名)

VI 廃棄物に関する施策の一覧表

事業・施策名	施策内容・計画目標等	令和5年度事業実績	令和6年度	担当課
「循環のまち・ふくおか推進プラン」の推進	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」を、令和3年8月に策定しています。この計画は本市のごみ処理に関する基本的事項を定めた中長期計画であり、ごみ量削減などの目標達成に向けて、取り組んでいます。 <計画目標等> 基準年度：令和元年度、目標年度：令和12年度 ・ごみ処理量 3.5万トン削減（56.5万トン→53.0万トン） ・市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量 25g削減（501g/人・日→476g/人・日） ・1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量 3kg削減（13kg/所・日→10kg/所・日）	・ごみ処理量 約 50.5万トン - 家庭系ごみ 約 27.5万トン - 事業系ごみ 約 23.0万トン ・市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量 458g/人・日 ・1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量 9.8kg/所・日 ※令和5年度の事業所数（法人市民税における課税事業所数）が公表前であるため、令和4年度の事業所数を用いて算出。	継続	環境局 計画課
食品ロス対策の推進	食品ロス削減等のリデュース・リユース等につながる市民の実践行動を支援します。	・フードドライブイベントの実施 回収した食品：897個（249kg） ・常設フードドライブの実績 回収した食品：4,759個（1,395.4kg）	継続	環境局 ごみ減量推進課、計画課
プラスチックごみ発生抑制	地域が実施する夏祭り等のイベントにおいて、環境配慮型容器の導入を支援し、イベント運営者及び来場者への認知度向上、普及に向けた広報・啓発、及びプラスチックごみの削減について、小売店等と共同で啓発を行っています。	・地域イベント 6校区10イベントで実施 アンケート：1,021回答 ・その他イベント（臨海3R イーコトフェスタ） アンケート：32回答 ・「プラスチック資源循環促進法」の共同啓発や、メーカーによるプラスチック製品自主回収について、広報支援等を実施	継続	環境局 ごみ減量推進課、計画課
ごみ減量広報・啓発活動	市民へごみ減量・リサイクルの啓発を行うため、大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施するとともに、市外からの転入者向けに家庭ごみルールブック等を作成・配布するほか、公民館等において、適正な分別や3Rについての出前講座を実施するなど、広報活動を行っています。	・家庭ごみルールブック（日・英・中・韓4か国語）：80,000部 ・家庭ごみガイド：50,000部 ・引っ越しごみチラシ：12,700部 ・出前講座 「正しく分ければ「ごみ」じゃない」 実施件数 46件 参加人数 1,415人 「「食品ロス」ってなに？」 実施件数 14件 参加人数 407人 フードドライブやってみませんか？ 実施件数 4件 参加人数 122人 「プラスチックごみ問題を知る！」 実施件数 19件 参加人数 630人	継続	環境局 ごみ減量推進課
3Rステーション事業	西部3Rステーション（リサイクルプラザ）及び臨海3Rステーション（リサイクルプラザ）において、市民へのごみ減量・リサイクルの場の提供、情報提供、各種講座やイベントの開催等を行うとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施します。	・入館者総数：80,981人 ・講座等開催回数：1,477回 参加人数：9,670人 ・イベント開催回数：46回 参加人数：6,190人 ・不用品提供数：134,556点	継続	環境局 ごみ減量推進課
生ごみリサイクル推進事業	立花寺1丁目種苗育成施設内菜園や臨海工場内エコ農園において、生ごみ堆肥の作り方やできた堆肥の使い方を学ぶ「菜園講座」を行っています。 また、初心者を対象に、ベランダなどで手軽にできる「段ボールコンポスト使い方講座」や、一人一花運動と連携し、緑のコーディネーターやボランティア花壇管理団体を対象とした「生ごみ堆肥づくり研修会」を行っています。	①菜園講座 ・実施回数：12回 ・参加人数：112人 ②段ボールコンポスト使い方講座 ・実施回数：6回 ・参加人数：110人 ③生ごみ堆肥づくり研修会 ・実施回数：4回 ・参加人数：49人	継続	環境局 ごみ減量推進課

事業・施策名	施策内容・計画目標等	令和5年度事業実績	令和6年度	担当課										
使用済小型電子機器回収事業	携帯電話などの使用済小型電子機器に含まれる金属を再資源化するため、回収ボックスの設置や粗大ごみからのピックアップ回収等を行っています。	・回収拠点数：44 か所 ・回収量：103, 278kg	継続	環境局 ごみ減量推進課										
蛍光管等の拠点回収事業	一般家庭から出される蛍光管・乾電池・加熱式たばこ・電子たばこについては、家電量販店やホームセンター等に設置する回収ボックスで拠点回収を行い、また、水銀体温計・温度計・血圧計については、市内の福岡市薬剤師会会員の薬局に設置する回収ボックスで拠点回収を行い、再資源化を行っています。	回収量：48, 690 kg ・蛍光管：22, 160 kg ・乾電池：26, 530 kg ・水銀体温計等：28 kg	継続	環境局 ごみ減量推進課										
地域集団回収等報奨制度	資源物の集団回収等実施団体に回収量等に応じた報奨金を交付し、回収活動を推進するものです。 ①回収量に応じた報奨金(5 円/kg) ②その他の報奨金 ・集団回収実施団体 回収実施月に対する報奨金 (2, 500 円/月) ・紙リサイクルボックス管理団体 古紙保管庫の管理経費（年間） 民有地：5 万円、公有地：3 万円 ・校区紙リサイクルステーション管理団体 管理運営経費（1 万円/月） 資源物回収促進経費（60 円/年間・1 世帯） ※12 万円～42 万円の範囲内 ＜計画目標等＞ 古紙が可燃ごみとして排出されないよう、集団回収や地域の回収拠点の利用を促す。	○地域集団回収等回収実績 <table><tr><th>項 目</th><th>回収量 (t)</th></tr><tr><td>地域集団回収</td><td>11, 200</td></tr><tr><td>紙リサイクルボックス (323 か所)</td><td>3, 385</td></tr><tr><td>校区紙リサイクルステーション (98 か所)</td><td>2, 778</td></tr><tr><td>合 計</td><td>17, 363</td></tr></table> *回収量は暦年 *設置箇所数については令和6年3月31日現在 *地域集団回収等報奨制度参加団体は1, 877 団体	項 目	回収量 (t)	地域集団回収	11, 200	紙リサイクルボックス (323 か所)	3, 385	校区紙リサイクルステーション (98 か所)	2, 778	合 計	17, 363	継続	環境局 ごみ減量推進課
項 目	回収量 (t)													
地域集団回収	11, 200													
紙リサイクルボックス (323 か所)	3, 385													
校区紙リサイクルステーション (98 か所)	2, 778													
合 計	17, 363													
拠点での資源物回収事業	市民に身近な場所に資源物回収拠点を設置し、地域住民等の参加を得て、資源物回収を行うものです。 ○紙リサイクルボックス 地域団体の要望に応じて設置。 ・回収品目：古紙など ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○校区紙リサイクルステーション 校区団体の要望に応じて、小学校区に1 か所設置。 ・開設時間 原則土・日曜日 9 時～17 時 ・回収品目 原則古紙と牛乳パック ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○区役所・市民センター等9 か所 ・開設時間：毎日 9 時～17 時（年末年始を除く） ・回収品目：古紙・空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・たい肥（H17 年 7 月～）、食品トレイ（H18 年 1 月～）、蛍光管（H18 年 1 月～）、乾電池（H27 年 4 月～）、古着（H27 年 6 月～）、水銀体温計・温度計・血圧計（H29 年 4 月～）、食用油（H30 年 4 月～）、小型充電式電池（H31 年 4 月～）、プラスチック製品（R4 年 5 月～） ○民間協力店 ・回収品目：空きびん・ペットボトル ＜計画目標等＞ 紙リサイクルボックス及び校区紙リサイクルステーションについては、設置を希望する地域に設置していく。	○区役所・市民センター回収実績 資源物の回収：1, 383 t （9 か所） ○民間協力店回収実績 空きびん・ペットボトルの回収： 2, 062 t （61 か所） 【参考】 新聞社による新聞古紙回収： 3, 868 t ○福岡市ごみと資源の分け方・出し方 情報サイト実績 アクセス数：718, 354 件	継続	環境局 ごみ減量推進課、 収集管理課										
福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	事業系ごみの資源化に向けた事業者の取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進するため、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」を設置しています。 また、事業系ごみの資源循環施策の推進にとって投資効果が高いと期待できる分野において、本ファンドを適正に活用していくために、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会」において、客観的な立場で、技術面、採算面、広域での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、ファンドの処分対象事業の選定や評価などを行います。	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド 運営委員会開催実績：2 回	継続	環境局 計画課										
資源物回収協定制度	優良な資源物回収事業者と協定を締結し、互いに連携を図ることにより資源物の再生利用を促進することを目的に「福岡市資源物回収協定制度」を実施しています。	・協定参加事業者の新規募集を実施 ・協定参加事業者数：23 事業者	継続	環境局 ごみ減量推進課										

事業・施策名	施策内容・計画目標等	令和５年度事業実績	令和 6年度	担当課
資源物持ち去り防止対策	家庭の不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為を防止するため、パトロールの実施など、資源物持ち去り防止対策を実施しています。	・夜間パトロール実施日数 264 日	継続	環境局 収集管理課
事業系ごみの資源化調査	事業系ごみの減量・リサイクルを推進するための基礎データの取得を目的とし、展開調査により事業所のごみ排出状況を継続的に調査しています。	・期間：R5. 11. 10～R5. 12. 7 のうち 計 14 日間 調査検体数：100	継続	環境局 計画課
事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援事業	事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備を市内で整備するために要する費用について、その一部を補助します。	補助件数：1 件	継続	環境局 計画課
事業系ごみ資源回収推進事業	中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進しています。	・システムによる古紙回収の実施 令和５年度回収量：12,202 t ・排出事業者に対する本システムの周知、広報	継続	環境局 ごみ減量推進課
事業系食品廃棄物 3 R 推進事業	事業所から排出されるごみの中で、紙類に次いで多くの割合を占める食品廃棄物について、更なる減量・リサイクルを推進しています。	・排出事業者に対する食品廃棄物リサイクルの 周知、広報 ・フードバンクを活用した食品ロス削減啓発事業の実施	継続	環境局 ごみ減量推進課
事業系ごみ資源化情報発信事業	資源化に関する専用ホームページの活用により、排出事業者と資源物回収事業者が事業系ごみの資源化に関する互いの情報を共有し、回収へとつながっていく環境の整備を行っています。	・優良事業者の紹介・メールマガジンを活用した情報発信等（H25 年 3 月開設） ・メールマガジン登録件数：993 件	継続	環境局 ごみ減量推進課
事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	事業系ごみの資源化を推進するため、事業系一般廃棄物の資源化等に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、その研究費用の一部を補助します。	補助件数：2 件	継続	環境局 計画課
事業所ごみ減量再資源化指導	事業所のごみ減量・再資源化を図るため、延床面積の合計が 1,000 ㎡超の事業用建築物を特定事業用建築物と定め、その所有者等に、紙使用量抑制、古紙等資源物回収、再生品使用などにより、ごみ減量・リサイクルに努めるよう指導しています。	・事業所への立入指導等：延べ 1,094 件	継続	環境局 ごみ減量推進課
市庁舎におけるごみ減量・リサイクルの推進	事業者としての率先実行という観点から、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密書類の再資源化、空きびん・ペットボトル・蛍光灯・乾電池の回収を実施しています。 ①古紙回収：新聞、段ボール等の回収、機密書類の再資源化 ②空きびん、ペットボトル回収 ③廃蛍光灯回収	①古紙回収量：1,664 t （機密書類処理量 401 t） ②空きびん回収量：7 t ペットボトル回収量：21 t ③廃蛍光灯・廃乾電池回収量：6 t	継続	環境局 ごみ減量推進課
家庭ごみの収集運搬	一般廃棄物の適正な処理のため、家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルを委託業者が収集しています。 また、登録した市民に対して、ごみ出し日をメールや LINE で通知するサービスを実施しています。	・収集量 可燃ごみ：253,538 t 不燃ごみ：14,301 t 粗大ごみ：7,284 t 空きびん・ペットボトル：10,205 t	継続	環境局 収集管理課
びん・ペットボトルの再資源化	収集されたびん・ペットボトルは、びん・ペットボトル中継保管施設又は選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者へ引き渡されています。	資源化量：7,254 t ・びん：3,153 t ・ペットボトル：4,101 t	継続	環境局 事業推進課
災害廃棄物の収集・運搬に関する協定	災害に対し迅速かつ的確に対応し、被災した地域の生活環境が速やかに回復することを目的として、委託・許可業者と協定を結んでいます。	・協定を締結している委託・許可業者と適宜必要な情報共有を実施	継続	環境局 収集管理課、 計画課
自己搬入ごみに対する搬入物検査の実施	処理施設にごみを自己搬入する際の搬入物検査を、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、自己搬入時の不適物搬入者に対して、持ち帰りの指導を行っています。	・搬入物検査実績 検査件数：198,289 台 指導等件数：297 件	継続	環境局 事業推進課

事業・施策名	施策内容・計画目標等	令和5年度事業実績	令和6年度	担当課
不燃ごみの有効物回収	東部・西部資源化センターに搬入された不燃ごみを破砕し、磁選機等により鉄、アルミを回収、再資源化しています。 また、自転車についても再資源化しています。	資源化量：6,674 t ・鉄：5,228 t ・アルミ：1,186 t ・自転車：260 t	継続	環境局 事業推進課
ごみ焼却熱の有効利用	クリーンパークに発電設備を設け、ごみの焼却熱を利用し発電した電力を、所内や総合西市民プール等の周辺施設で利用し、余剰電力を電力会社へ送電しています。	・総発電電力量：128,033MWh ・総売電電力量：71,611MWh ※福岡市臨海工場と西部工場の合計値	継続	環境局 工場整備課
不法投棄対策	監視カメラの増設や、警察などの関係機関・区役所と連携し、パトロールを行っているほか、地域住民による不法投棄防止活動の支援等を行っています。 ＜計画目標等＞ R6年度不法投棄処理量：39 t	不法投棄処理量：14 t (処理件数：427 件)	継続	環境局 産業廃棄物指導課
産業廃棄物排出事業者の監視・指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であるため、排出事業所等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	立入件数：538 件 ・多量排出事業者：33 件 ・建設工事現場等：206 件 ・PCB保管事業場：16 件 ・アスベスト関連工事現場：45 件 ・病院・その他の有害廃棄物の排出事業場：13 件 ・苦情等：18 件 ・重点監視事業所等：207 件	継続	環境局 産業廃棄物指導課
産業廃棄物処理業者の指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であること、また、不適正処理が発生した場合に周辺環境へ著しい影響を及ぼすおそれがあることから、産業廃棄物処理業者等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	立入件数：434 件 ・処理業許可業者：385 件 ・自動車リサイクル許可業者：49 件	継続	環境局 産業廃棄物指導課
公共工事における産業廃棄物の有効利用の推進	公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理推進のため、庁内関係部局による情報交換、調査研究等を行っています。	・公共工事発注課向けの研修会（eラーニングによる開催） ・公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率：ほぼ100%	継続	環境局 産業廃棄物指導課
産業廃棄物に関する啓発	産業廃棄物に関する認識向上、減量化・有効利用及び適正処理推進のため、事業者及び処理業者を対象とした講習会及び説明会を実施するとともに、医療関係機関・土木建設業者等の各種団体からの要請により講師を派遣しています。	・説明会・講習会 開催回数：4 回 受講者数： 出前講座 17 名 JICA 講習会 2 回 16 名 福岡市歯科医師会講習会 14 名 福岡県・市合同排出事業者講習会をWEB掲載により実施。	継続	環境局 産業廃棄物指導課
地域ぐるみ清掃推進事業	清掃月間に全市域において自治会・町内会等が実施する地域ぐるみ清掃に対して、ごみ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援しています。	参加町数：1,238 団体 参加人数：93,735 人 ごみ処理実績量：920.91t	継続	環境局 ごみ減量推進課
空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の運用	環境と調和した地域社会の構築を目的に、空き缶等散乱防止、再資源化のための回収促進に、福岡都市圏内17市町が一体となり取り組んでいます。 ※平成5年10月1日に「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」22市町村(当時)で一斉施行	・ポイ捨て防止及びごみ減量を呼びかけるPR看板の掲出	継続	環境局 ごみ減量推進課
都市美化運動の推進	福岡市あき缶・びん対策協会負担金（協会：昭和51年1月29日設立） 空き缶・空きびん等食品容器の適正な回収及び再生利用の促進を図るとともに、環境保全活動の推進及び清掃モラルの高揚を図るため、飲料メーカー等の事業者、市民団体、行政により福岡市あき缶・びん対策協会を組織し、諸活動を行っています。	①清掃キャンペーン等に参加 ②下記事業の実施 ・空き缶等投げ捨て防止啓発活動 (小・中学生ボスターコンクール、地下鉄駅構内等での優秀作品掲出) ・清掃活動支援事業（清掃用具等の貸出） ・市ホームページで協会の目的や活動について紹介	継続	環境局 ごみ減量推進課

事業・施策名	施策内容・計画目標等	令和５年度事業実績	令和 6年度	担当課
市街地、河川、海水域、海浜地等の清掃	道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施し、降雨時に河川や博多湾などの公共用水域に流入する汚濁量の低減を図るとともに、海浜地の保全に努めています。 道路では市内の主要幹線道路を中心に道路清掃車（ロードスーパー）・散水車・ダンプ車の３台１セットによる清掃を実施し、また、機械清掃が困難な繁華街や清掃工場周辺の道路では人力による清掃を実施しています。 河川では、本市中心部を流れる那珂川、御笠川、博多川の３河川で、清掃船による浮遊ごみ等の清掃を実施しています。 また、博多湾では、主に清掃船等により、海面や海底の清掃を実施しています。さらに、海浜地でも、ごみや海草を除去しています。 ＜計画目標等＞ 環境保全及び都市美化の観点から、道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施する。	・ロードスーパー車などによる道路清掃：665 トン ・河川における清掃船によるごみの回収量：53 トン ・ロードスーパー車などによる臨港道路や岸壁等の清掃：220 トン ・清掃船等による博多湾の海面清掃：40 トン ・海底清掃：0.8 トン ・海浜地清掃：391 トン（15 地区）	継続	環境局 収集管理課 港湾空港局維持課
アジア太平洋地域を対象とした研修生受入れの推進	福岡大学と連携して廃棄物埋立技術「福岡方式」について学ぶ研修生を受入、期間が長い場合は「ふくおか環境財団」と協力して行っています。 ＜計画目標等＞ 廃棄物埋立技術「福岡方式」に関する現地技術者の技術力向上	・視察・研修受入人数：263 人（JICA 研修事業を含む。対面またはオンラインにて実施。） ・見学者：10 カ国 79 人 ・JICA 課題別研修事業：ブータン・エチオピア・ケニア・モザンビーク・パプアニューギニア・ペルー・サモア・南スーダン・バヌアツの 9 カ国 10 人 ・JICA 国別研修：エチオピア 6 人 ・海外技術者への講演、会議（オンライン）：5 回 168 人（国数不明）	継続	環境局 施設課、 環境政策課
アジア太平洋地域を対象とした専門家派遣の推進	アジア太平洋地域に専門家を派遣し、廃棄物埋立技術の指導を行っています。 ＜計画目標等＞ 福岡方式による埋立場の導入や維持管理手法の確立	・バングラデシュに職員を派遣し、既存埋立場の実態調査を実施（1 回、2 人）	継続	環境局 施設課、 環境政策課
国際連合人間居住計画(国連ハビタット)との連携による技術移転	本市は、福岡大学と共に国連ハビタットに協力しています。	・ミャンマーヤンゴン市での処分場改善事業についてのアフターフォロー会議を実施（オンライン会議：2 回）	継続	環境局 施設課、 環境政策課
「福岡方式」の普及を含めた環境分野の技術協力協定	本市と福岡大学は、中国清華大学と協力して、中国に廃棄物埋立技術「福岡方式」を適用し、中国の廃棄物処分場の改善並びに環境分野での実用研究等について協力を行っています。（3 年毎の自動更新） （平成 15 年 11 月協定締結） ＜計画目標等＞ 「福岡方式」の中国での適用性を検証する。	・令和 3 年 12 月協定延長（令和 6 年 12 月 31 日まで期間延長）	継続	環境局 施設課、 環境政策課
福岡市環境行動賞	地球温暖化防止やごみ減量・リサイクルなどに先進的・継続的に取り組み環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰するとともに、それらの模範的な活動を広く市民に知らせています。※平成 19 年度に「環境保全功労者表彰」「ごみ減量・再資源化優良事業者表彰」「環境美化・リサイクル推進功労者表彰」を統合。	募集等なし	継続	環境局 環境政策課
福岡都市圏南部環境事業組合	本市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の 5 市で一部事務組合を設立し、共同で可燃ごみ処理施設の建設及び運営を行っています。	・平成 28 年 4 月から清掃工場及び最終処分場（埋立場）の供用開始 ・焼却処理量：26,157 t ・灰埋立処分量：2,812 t	継続	環境局 事業推進課

事業・施策名	施策内容・計画目標等	令和5年度事業実績	令和6年度	担当課
ラブアース・クリーンアップ事業	九州・山口等において、市民・企業・行政が協力して行う、海岸・河川等の一斉清掃「ラブアース・クリーンアップ」を実施しています。	・R5年度は、6月に市内5会場にて一斉清掃イベントを実施したほか、地域、企業、団体による自主的な清掃への支援を実施した。 - 参加団体：567団体 - 参加人数：41,800人 ・年間を通じた海洋ごみ問題の啓発(高校生への海洋ごみ問題教育、海洋ごみ問題学習教材の制作)を実施した。	継続	環境局 ごみ減量推進課
環境学習支援事業	小中学校等の環境学習に対する支援事業を実施しています。 <計画目標等> 小学4年生を対象とする環境学習の全校実施。環境委員会研修の実施増	・環境学習支援実施：121校、11,795人 ※小学4年生を対象とする環境学習実施率 83.4%	継続	環境局 ごみ減量推進課
廃棄物中間処理施設及び最終処分場における環境調査	廃棄物中間処理施設及び最終処分場について、環境関係法令に基づく試験検査及び施設の維持管理に必要な調査を行っています。	・ごみ、灰、排ガス、排水、悪臭、騒音・振動、ダイオキシン類、埋立場発生ガス・浸出水等の環境調査を2,174検体実施	継続	環境局 廃棄物試験研究センター
廃棄物の排出状況及び再資源化調査	廃棄物のごみ組成及び発生量を経年的に調査し、ごみ減量や再資源化を推進する基礎資料を取得しています。	・家庭系可燃ごみ組成調査、家庭系不燃ごみ組成調査、資源化センター廃棄物等組成調査、ペットボトル品質調査、プラスチックごみ分別収集モデル事業に関する調査、河川ごみに関する調査、ごみのメタン発酵に関する調査などを337件実施	継続	環境局 廃棄物試験研究センター

Ⅶ 条例・規則

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

〔平成5年3月29日〕
〔条例第26号〕

改正：平成6—条例23、平成7—条例18、56、
平成8—条例17、平成9—条例23、
平成10—条例19、平成11—条例17、
平成12—条例47、平成13—条例18、
平成16—条例22、平成17—条例83、110、
平成18—条例58、平成23—条例11、
平成24—条例21、平成25—条例41、68、
平成26—条例30、平成30—条例23、
平成31—条例13、令和元—条例4、
令和6—条例32

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 関係者の責務等

第1節 市の責務等（第3条—第5条）

第2節 市民の責務（第6条）

第3節 事業者の責務等（第7条—第16条の2）

第3章 市の廃棄物処理等

第1節 一般廃棄物の処理（第17条—第22条）

第2節 産業廃棄物の処理（第23条—第26条）

第3節 廃棄物処理手数料（第27条—第30条）

第4章 廃棄物処理業の許可等に関する申請手数料等（第31条—第32条の4の5）

第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続等（第32条の5—第32条の8）

第5章 清潔の保持等（第33条—第37条）

第6章 雑則（第38条—第41条）

第7章 罰則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること並びに資源循環型社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和

45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 家庭において生じた廃棄物で次号に規定する事業系廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 資源物 一度使用され、又は使用されずに排出された物品のうち、再生利用が可能であるものをいう。
- (5) 集団回収 自治会、町内会その他規則で定める団体が、資源循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集及び保管を行うことをいう。

第2章 関係者の責務等

第1節 市の責務等

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理において資源の回収を行い、物品の調達に当たり再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

5 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

6 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(一般廃棄物処理計画)

第5条 市長は、法第6条第1項の規定により本市の区域内における一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第2節 市民の責務

(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物なるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、集団回収等の再生利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力するよう努めなければならない。

3 市民は、使用後の製品又は包装若しくは容器を回収する等の再生利用を促進するための事業者の自主的な活動に協力するよう努めなければならない。

4 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

5 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第3節 事業者の責務等

(事業者の責務)

第7条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

（廃棄物の発生抑制）

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、自らが取り扱う物に係る包装、容器等について、簡素化及び適正化を図るとともに、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収を行う等により、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

（適正な処理が困難となるものの抑制）

第9条 事業者は、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となるものについては、その製造、加工、販売等を自ら抑制するとともに、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合においては、回収その他の措置を講じなければならない。

（事業系廃棄物の適正処理）

第10条 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理の基準）

第11条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第3条又は第4条の2で定められた収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない

（事業系一般廃棄物の保管場所等の設置）

第12条 事業者は、その建物又は敷地内に、事業系一般廃棄物の保管場所及び再生利用可能な物を分別し、保管するための場所（以下「資源物保管場所」という。）を設置するよう努めなければならない。

（事業用建築物を建築しようとする者の義務）

第12条の2 事業用建築物（次項に規定する事業用建築物を除く。）の建築（事業の用途に供される部分に係る増築、改築及び移転で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知（以下「建築確認申請等」という。）を要するものを含む。次項において同じ。）をしようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用建築物で規則で定める規模を超えるものの建築をしようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所を設置しなければならない。

3 前項の規定により事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（特定事業用建築物の所有者等の義務）

第13条 事業用建築物で規則で定めるもの（以下「特定事業用建築物」という。）の所有者（所有者以外にその特定事業用建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「特定事業用建築物の所有者等」という。）は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量等に関する業務を担当さ

せるため、廃棄物減量等推進責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 特定事業用建築物の所有者等は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量等に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

3 特定事業用建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系廃棄物を、前項の計画に従って減量しなければならない。

4 特定事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、特定事業用建築物の所有者等に協力しなければならない。

(勧告)

第14条 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該特定事業用建築物の所有者等に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第15条 市長は、前条に規定する勧告を受けた特定事業用建築物の所有者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第16条 市長は、特定事業用建築物の所有者等が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第14条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(共同住宅における一般廃棄物の保管場所の設置)

第16条の2 共同住宅で規則で定めるものの建築（建築確認申請等を要する増築、改築及び移転を含む。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 前項の規定により一般廃棄物の保管場所を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第3章 市の廃棄物処理等

第1節 一般廃棄物の処理

(市の一般廃棄物処理)

第17条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を家庭系廃棄物の処理に支障がない限りにおいて処理するものとする。

(収集、運搬又は保管の禁止等)

第17条の2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定められた場所に排出されたもの（以下「家庭系ごみ」という。）の収集、運搬又は保管（以下、「収集等」という。）を行ってはならない。

2 集団回収を実施する団体又はその構成員が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、当該団体が資源物を収集し、又は保管する場所として市長に届け出た場所に持ちだされた資源物の収集等を行ってはならない。

3 市長は、前2項の規定に違反した者に対し、家庭系ごみ又は資源物の収集等を中止すること、当該収集等に係る家庭系ごみ又は資源物の返還その他の必要な措置を採ること、および家庭系ごみ又は資源物の収集等を行

わないことを命じることができる。

(買取りの禁止等)

第17条の3 何人も、前条第1項の規定に違反した収集等に係る家庭系ごみ及び同条第2項の規定に違反した収集等に係る資源物を買取ってはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、その違反行為をしてはならない旨の勧告をすることができる。

3 市長は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者の名称又は氏名及び違反の内容を、規則で定めるところにより公表することができる。

4 第15条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(適正処理困難物の指定)

第18条 市長は、一般廃棄物の適正な処理を確保するため、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が困難となっているものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。

(一般廃棄物処理の申出)

第19条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出なければならない。申出事項に変更等があった場合もまた同様とする。ただし、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定期収集するごみ（以下「定期収集する家庭系ごみ」という。）については、この限りでない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を自ら市長の指定する処理施設に運搬し、その処分を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出なければならない。

3 市長は、前項に規定する申出がないまま市長の指定する処理施設に運搬された一般廃棄物については、その受入れを拒否することができる。

(土地又は建物の占有者の義務等)

第20条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、定期収集する家庭系ごみを排出する場合は、市長が定めるごみ袋に収納してこれを行わなければならない。

3 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のもの

(2) 危険性のあるもの

(3) 引火性のあるもの

(4) 著しく悪臭を発するもの

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 再生利用を促進することが必要と認められるものとして規則で定めるもの

(7) 第18条の規定により市長が適正処理困難物として指定したもの

4 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善命令等)

第21条 市長は、土地又は建物の占有者が前条第1項、第2項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、土地又は建物の占有者が前条第3項の規定に違反して同項第5号又は第7号に掲げる一般廃棄物を排出したときは、当該占有者に対し、その一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

(一般廃棄物の受入基準等)

第22条 市民及び事業者（市民又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の市民及び事業者が同項の受入基準に従わない場合には、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第2節 産業廃棄物の処理

(事業者の産業廃棄物の処理計画)

第23条 産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で規則で定めるものは、その産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

(市の産業廃棄物処理)

第24条 法第11条第2項の規定により市が行う産業廃棄物の処理は、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認め、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内の規則で定める産業廃棄物の処分とする。

(産業廃棄物処分の申出)

第25条 事業者は、前条に規定する産業廃棄物を自ら市長の指定する処理施設に運搬し、又は他人に委託して運搬させ、その処分を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出なければならない。

2 市長は、前項に規定する申出がないまま市長の指定する処理施設に運搬された産業廃棄物については、その受入れを拒否することができる。

(産業廃棄物の受入基準等)

第26条 事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、第24条に規定する産業廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の事業者が同項の受入基準に従わない場合には、当該産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

第3節 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第27条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表第1に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項に規定するもののほか、市長の指定する処理施設に運搬された一般廃棄物（し尿並びに浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）その他の生活排水処理設備で市長が定めるものの内に生じた汚泥及びスカムを除く。）の処分に関しては、10キログラムまでごとに140円として算出した額の一般廃棄物処理手数料を徴収する。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第28条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者その他特に必要があると認められた者に対して前条に定める一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

(産業廃棄物処分費用)

第29条 市が行う産業廃棄物の処分に関しては、10キログラムまでごとに140円として算出した額の産業廃棄物処分費用を徴収する。

(産業廃棄物処分費用の減免)

第30条 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、前条に定める産業廃棄物処分費用を減免することができる。

第4章 廃棄物処理業の許可等に関する申請手数料等

(一般廃棄物収集運搬業等の許可等申請手数料)

第31条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、別表第2に定める手数料を納めなければならない。

(施設及び器材の検査)

第32条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者並びに法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けようとする者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に使用する施設及び器材について、規則で定めるところにより市長が行う検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査に合格した者に対し検査合格証を交付する。

3 第1項の検査を受けようとする者及び前項に規定する検査合格証の再交付を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納めなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置許可等申請手数料)

第32条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者及び法第9条第1項の規定により当該許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

(一般廃棄物の熱回収施設設置者認定等申請手数料)

第32条の2の2 法第9条の2の4第1項の規定により同項の認定又は当該認定の更新を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料)

第32条の2の3 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置者の合併等認可申請手数料)

第32条の2の4 一般廃棄物処理施設の設置者である法人が、法第9条の6第1項に規定する合併又は分割の認可を受けようとするときは、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定等申請手数料)

第32条の3 法第12条の7第1項の規定により同項の認定を受けようとする者及び同条第7項の規定により同項の変更の認定を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を納めなければならない。

(産業廃棄物収集運搬業等の許可等申請手数料)

第32条の3の2 法第14条第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業（以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。）の許可又は当該許可の更新を受けようとする者及び法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、別表第5に定める手数料を納めなければならない。

2 法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。）の許可又は当該許可の更新を受けようとする

者及び法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、別表第5に定める手数料を納めなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置許可等申請手数料)

第32条の4 法第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者及び法第15条の2の6第1項の規定により当該許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、別表第6に定める手数料を納めなければならない。

(産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定等申請手数料)

第32条の4の2 法第15条の3の3第1項の規定により同項の認定又は当該認定の更新を受けようとする者は、別表第6に定める手数料を納めなければならない。

(産業廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料)

第32条の4の3 法第15条の4において準用する同法9条の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者は、別表第6に定める手数料を納めなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者の合併等認可申請手数料)

第32条の4の4 産業廃棄物処理施設の設置者である法人が、法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項に規定する合併又は分割の認可を受けようとするときは、別表第6に定める手数料を納めなければならない。

(再生利用業の指定等申請手数料)

第32条の4の5 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する市長の指定を受けようとするもの又は当該指定の更新若しくは変更を受けようとするものは、別表第7に定める手数料を納めなければならない。

第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続等

(市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続)

第32条の5 市長は、市が一般廃棄物処理施設の設置又は法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更（以下「設置等」という。）をするため、法第9条の3第1項又は同条第8項の規定による届出をしようとするときは、一般廃棄物処理施設の設置等を行うことが周辺の地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行ったときは、当該調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を作成するものとする。

3 市長は、次に掲げる一般廃棄物処理施設（以下「特定処理施設」という。）の設置等に当たり、生活環境影響調査書を作成したときは、当該特定処理施設の設置等に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するため、生活環境影響調査書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、規則で定める場所において、当該生活環境影響調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査書等」という。）を公告の日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 施行令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

4 特定処理施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前項の規定により縦覧に供される生活環境影響調査書

等について、同項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(他の市町村との協議)

第32条の6 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める区域を管轄する市町村の長に生活環境影響調査書等の写しを送付するとともに、当該市町村の長と当該区域において生活環境影響調査書等の縦覧その他の手続を実施することについて協議するものとする。

- (1) 特定処理施設の全部又は一部を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 特定処理施設の設置等をすることが生活環境に影響を及ぼすおそれがある周辺の地域に他の市町村の区域が含まれるとき。

(環境影響評価との関係)

第32条の7 特定処理施設の設置等に当たり、市長が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福岡市環境影響評価条例（平成10年福岡市条例第18号）の規定により環境影響評価書（生活環境影響調査書に相当する内容を有するものに限る。）を作成したときは、前2条に定める手続等を経たものとみなす。

(技術管理者の資格)

第32条の8 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(ii) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

第5章 清潔の保持等

(清潔の保持)

第33条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔の保持を図るとともに、清潔な生活環境の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(公共の場所の清潔保持等)

第34条 何人も公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てる等により、当該公共の場所を汚してはならない。

2 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、がれき、廃材等（以下「土砂等」という。）を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第35条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保つとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第36条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第37条 市長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第6章 雑則

(大規模開発事業における事前協議)

第38条 規則で定める大規模な開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、市長に協議しなければならない。

(報告の徴収)

第39条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第40条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理等に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第42条 第17条の2第3項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成6年3月31日条例第23号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月9日条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月28日条例第56号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第17号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第23号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項ただし書の改正規定、第27条第1項の改正規定及び別表第1粗大ごみの項の改正規定は、平成9年12月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第19号)

この条例は、平成10年6月17日から施行する。ただし、別表第1ごみの項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月11日条例第17号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第32条の3の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年6月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第16条」を「第16条の2」に改める部分を除く。）、第27条第2項の改正規定（「70円」を「110円」に改める部分を除く。）、第4章及び第4章の2に係る改正規定並びに別表第2の次に3表を加える改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条の2及び第16条の2の規定は、この条例の施行の日以後に建築確認申請等をする者について適用する。

附 則 (平成13年3月29日条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（し尿の項の改正規定を除く。）は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日条例第22号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条第2項第6号の改正規定 平成16年4月1日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日

附 則（平成17年3月31日条例第83号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第20条、第21条及び第40条第1項の改正規定並びに次項の規定 平成17年4月1日
- (2) 第27条第2項、第29条及び別表第1（ごみの部定期収集の款事業系の項、同部臨時収集の款及びし尿の部に限る。）の改正規定並びに附則第4項の規定 平成17年6月1日
（施行日前における一般廃棄物処理手数料の徴収）

- 2 平成17年9月1日以後においては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第2項の規定により市長が定めるごみ袋（施行日以後に排出される定期収集する家庭系ごみを収納するためのごみ袋として定められたものに限る。）の交付を受けた者（定期収集する家庭系ごみを土地又は建物の占有者として排出することとなる者及びこれに準じる者として市長が認める者に限る。）から、定期収集する家庭系ごみに係る改正後の条例別表第1に規定する額の一般廃棄物処理手数料（以下この項において単に「手数料」という。）を徴収することができる。この場合においては、既納の手数料は、還付しない。

（定期収集する家庭系ごみに係る適用区分）

- 3 改正後の条例別表第1の規定（定期収集する家庭系ごみに係る部分に限る。）は、施行日以後に排出される定期収集する家庭系ごみから適用し、同日前に排出された定期収集する家庭系ごみについては、なお従前の例による。

（一般廃棄物処理手数料に関する暫定措置）

- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から平成18年5月31日までの間における一般廃棄物処理手数料の徴収に係る改正後の条例別表第1の規定の適用については、同表ごみの部定期収集の款事業系の項中「217円」とあるのは「202円」と、同表同部臨時収集の款中「5,350円」とあるのは「5,060円」とする。

附 則（平成17年6月23日条例第110号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日条例第58号）

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月17日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の改正規定及び次項の規定 平成23年10月1日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第3項の規定 平成23年4月1日

（暫定措置）

- 2 この条例による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定の適用については、同表中「14円」とあるのは、前項第1号に掲げる規定の施行の日から平成25年3月31日までの間にあっては「9円」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては「11円」とする。

(福岡市収入証紙条例の一部改正)

- 3 福岡市収入証紙条例(昭和39年福岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成24年3月29日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第41号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第68号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、本則に1章を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月14日条例第13号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日条例第4号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第 1

一般廃棄物の種類	区 分		手 数 料 の 額
ご み 収 集	定 期 系	家 庭 系 可 燃 物	市長が定めるごみ袋（第20条第2項に規定するごみ袋をいう。以下同じ。）大(45リットル相当)1枚につき45円
			市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき30円
			市長が定めるごみ袋小(15リットル相当)1枚につき15円
			市長が定めるごみ袋特小(10リットル相当)1枚につき10円
		不 燃 物	市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき45円
			市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき30円
			市長が定めるごみ袋小(15リットル相当)1枚につき15円
		空きびん及び ペットボトル	市長が定めるごみ袋大(45リットル相当)1枚につき22円
			市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき15円
		事 業 系	次に掲げる額を合計した額 (1) 収集運搬に係る経費として収集量50リットルまでごとに150円 (2) 処分に係る経費として収集量1キログラムまでごとに14円
粗 大 ご み	臨 時 収 集		次に掲げる額を合計した額 (1) 収集運搬に係る経費として収集量1立方メートルまでごとに4,070円 (2) 処分に係る経費として収集量1キログラムまでごとに14円
			1,000円以内で品目ごとに規則で定める額
し 尿	一 般 家 庭		1人1月につき300円（簡易水洗便所の場合は、750円）。ただし、1月に2回以上くみ取る場合における2回目以降の分については、規則で定める。
	一 般 家 庭 以 外		18リットルまでごとに150円
犬、猫等の死体			1体につき1,000円

備考

- 次の各号のいずれかに該当し、かつ、粗大ごみを市長が通知する所定の場所まで持ち出すことが困難であると認められる世帯の者が、粗大ごみの当該所定の場所までの運搬を求める場合にあっては、この表に掲げる粗大ごみ処理手数料の額に500円以内で規則に定める額を加算する。
 - 65歳以上の者
 - 肢体不自由者及び視覚障がい者
 - その他市長が特に必要があると認める者
- し尿について一般家庭及び一般家庭以外のものの区分は、規則で定める。
- 一般家庭のし尿処理手数料について、市長が一般家庭の区分により難いと認めたときは、一般家庭以外のものの手数料の額によることができる。
- 簡易水洗便所とは、1回当たりの使用洗浄水量がおおむね0.3リットル以下の水洗式のくみ取便所をいう。

別表第2

区 分	手 数 料 の 額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 5,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 5,000円
一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 7,000円
一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 7,000円
許可証の再交付申請手数料	1件につき 500円
施設検査申請手数料	1件につき 1,000円
施設検査合格証の再交付申請手数料	1件につき 500円
器材検査申請手数料	1件につき 1,000円
器材検査合格証の再交付申請手数料	1件につき 500円

別表第3

区 分	手 数 料 の 額
1 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき 130,000円
2 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料（1の項に定めるものを除く。）	1件につき 110,000円
3 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの）	1件につき 120,000円
4 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料（3の項に定めるものを除く。）	1件につき 100,000円
5 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
6 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円
7 一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料	1件につき 65,000円
8 一般廃棄物処理施設の設置者の合併等認可申請手数料	1件につき 65,000円

別表第4

区 分	手 数 料 の 額
1 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	1件につき 147,000円
2 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項の変更認定申請手数料	1件につき 134,000円

別表第5

区 分	手 数 料 の 額
1 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 81,000円
2 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 73,000円
3 産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 100,000円
4 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 94,000円
5 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 71,000円
6 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 92,000円

7	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1 件につき	81,000円
8	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1 件につき	74,000円
9	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1 件につき	100,000円
10	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき	95,000円
11	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき	72,000円
12	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき	95,000円

別表第 6

区 分		手 数 料 の 額	
1	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの）	1 件につき	140,000円
2	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料（1の項に定めるものを除く。）	1 件につき	120,000円
3	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの）	1 件につき	130,000円
4	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料（3の項に定めるものを除く。）	1 件につき	110,000円
5	産業廃棄物の熱回収施設設置者認定申請手数料	1 件につき	33,000円
6	産業廃棄物の熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1 件につき	20,000円
7	産業廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料	1 件につき	70,000円
8	産業廃棄物処理施設の設置者の合併等認可申請手数料	1 件につき	70,000円

別表第 7

区 分		手 数 料 の 額	
1	再生利用業指定申請手数料	1 件につき	10,000円
2	再生利用業の指定更新申請手数料	1 件につき	5,000円
3	再生利用業の指定変更申請手数料	1 件につき	7,000円

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

〔平成 5 年 3 月 29 日〕
〔規則 第 25 号〕

改正：平成 6－規則 44、平成 7－規則 20、
平成 8－規則 36、平成 9－規則 72、107、
平成 10－規則 10、26、80、平成 11－規則 90、
平成 12－規則 121、平成 13－規則 54、
平成 16－規則 56、平成 17－規則 135、203、
平成 23－規則 36、平成 24－規則 59、101、
平成 26－規則 2、51、平成 27－規則 59、
平成 28－規則 1、平成 31－規則 2、
令和元－規則 22、令和 2－規則 8、
令和 4－規則 67

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年福岡市条例第 26 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例の例による。

(集団回収を実施する団体)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 2 項第 5 号の規則で定める団体は、地域住民で組織された団体その他市長が認めるものとする。

2 自治会、町内会及び前項の団体が集団回収に参加しようとするときは、書面でその旨を市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準)

第 3 条 条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所（以下この条において「事業系廃棄物保管場所」という。）の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業系廃棄物保管場所は、収集車両が、容易に寄り付き、かつ、廃棄物の積み込み後、公道へ容易に退出することができる位置に設置すること。また、収集車両が、桁等の下を通過する必要がある場合は、その高さを概ね 3.1 メートル以上確保すること。
- (2) 事業系廃棄物保管場所は、仕切り等により可燃物用及び不燃物用に区分し、その見やすい場所にそれぞれの保管場所である旨の表示をすること。
- (3) 廃棄物の取出口は、幅 1.5 メートル（事業系廃棄物保管場所の面積が 1 平方メートル未満の場合は、1 メートル）以上、高さ 1.8 メートル以上を確保するとともに、収集車両への積み込作業に支障がない構造とすること。
- (4) 事業系廃棄物保管場所は、収集車両への積み込作業の安全を確保するため、換気、採光、排水その他必要な措置を講じること。
- (5) 事業系廃棄物保管場所及びその周囲は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにするとともに、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。

- (6) 事業系廃棄物保管場所の面積は、建築物が、小売業（飲食店を除く。）の用途に供される場合にあっては店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）に、それ以外の事業の用途に供される場合にあっては当該事業の用途に供される部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）に、別表第1に掲げる事業の用途に応じ、同表に定める廃棄物排出係数を乗じ、1,000で除して得た面積以上とすること。ただし、算定して得た面積が別表第2に掲げる事業の用途に供される部分の床面積に応じ、同表に定める最低面積以下となる場合の事業系廃棄物保管場所の面積は、当該最低面積以上とすること。
- (7) 建築物が供される事業の用途が別表第1に掲げる事業の用途の2以上に該当する場合の事業系廃棄物保管場所の面積は、当該事業の用途ごとに前号の規定により算定して得た面積を合計して得た面積以上とすること。
- (8) 同一建築物中に事業系廃棄物保管場所を分割して設置する場合の事業系廃棄物保管場所の面積の合計は、前号の規定により算定して得た面積以上とし、かつ、それぞれの事業系廃棄物保管場所の面積は、別表第2に掲げる事業の用途に供される部分の床面積に応じ、同表に定める最低面積以上とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合の事業系廃棄物保管場所の設置基準は、市長が別に定める。
- （資源物保管場所の設置基準等）
- 第3条の2** 条例第12条の2第2項の規則で定める規模は、事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルとする。
- 2 前条第1項の規定は、条例第12条の2第2項に規定する事業系一般廃棄物の保管場所について準用する。
- 3 条例第12条の2第2項に規定する資源物保管場所の設置基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 資源物保管場所は、収集車両が容易に寄り付くことができる位置に設置すること。
- (2) 資源物保管場所は、その見やすい場所に資源物保管場所である旨の表示をし、廃棄物の保管場所と明確に区分すること。
- (3) 資源物の取出口は、収集車両への積込作業に支障がない大きさ及び構造とすること。
- (4) 資源物保管場所は、資源物の飛散及び廃棄物の混入を防止するための措置を講じるとともに、雨水及び廃棄物から生じる汚水等により、資源物が汚染されないようにすること。
- (5) 資源物保管場所の面積は、建築物が、大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）に該当する場合にあっては店舗面積に、それ以外の事業の用途に供される場合にあっては当該事業の用途に供される部分の床面積に、別表第3に掲げる事業の用途に応じ、同表に定める資源物排出係数を乗じ、1,000で除して得た面積以上とすること。ただし、算定して得た面積が2平方メートル以下である場合の資源物保管場所の面積は、2平方メートル以上とすること。
- (6) 建築物が供される事業の用途が別表第3に掲げる事業の用途の2以上に該当する場合の資源物保管場所の面積は、当該事業の用途ごとに前号の規定により算定して得た面積を合計して得た面積以上とすること。
- (7) 同一建築物中に資源物保管場所を分割して設置する場合の資源物保管場所の面積の合計は、前号の規定により算定して得た面積以上とし、かつ、それぞれの資源物保管場所の面積は、2平方メートル以上とすること。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合の事業系一般廃棄物の保管場所及び資源物保管場所の設置基準は、市長が別に定める。
- （事業系一般廃棄物の保管場所等設置届出書）
- 第3条の3** 条例第12条の2第3項の規定による事業系一般廃棄物の保管場所又は資源物保管場所の設置の届出は、事業系一般廃棄物の保管場所等設置届出書によらなければならない。
- （特定事業用建築物）
- 第4条** 条例第13条に規定する特定事業用建築物は、事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートル

ルを超える建築物とする。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、事業系廃棄物の減量のために特に必要と認める建築物を特定事業用建築物に指定することができる。

(廃棄物減量等推進責任者の届出)

- 第5条** 条例第13条第1項の規定による廃棄物減量等推進責任者の届出は、廃棄物減量等推進責任者選任（解任）届によらなければならない。

(廃棄物の減量等に関する計画の提出)

- 第6条** 条例第13条第2項の規定による廃棄物の減量等に関する計画の提出は、廃棄物の減量等に関する計画書により、毎年6月30日までに行わなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の計画の提出は、インターネット手続サービスを利用する方法によることができる。

(共同住宅における一般廃棄物の保管場所の設置基準等)

- 第6条の2** 条例第16条の2第1項の規則で定める共同住宅は、住戸の数が3以上の共同住宅に供する部分を有する建築物とする。

- 2 条例第16条の2第1項に規定する一般廃棄物の保管場所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の保管場所は、収集車両が通行可能な公道に面して一般廃棄物の取出口を設置すること。ただし、これによりがたい場合は、収集車両が前進のまま一般廃棄物の保管場所に容易に寄り付き、かつ、通行可能な公道へ容易に退出することができる位置に設置すること。
- (2) 一般廃棄物の保管場所は、可燃ごみ用並びに不燃ごみ及びびん・ペットボトル用として、それぞれ設置し、明確に区分すること。
- (3) 一般廃棄物の保管場所は、取出口を除き、廃棄物による荷重に対しコンクリートブロックその他の十分な強度を有する材質により、その周囲を囲うこと。ただし、住戸の数が10以下の共同住宅においては、不燃ごみ及びびん・ペットボトル用の一般廃棄物の保管場所は、区画線により明示することで囲いに代えることができる。
- (4) 一般廃棄物の取出口は、幅1.5メートル（一般廃棄物の保管場所の面積が1.5平方メートル以下の場合は、1メートル）、高さ1.8メートル以上を確保するとともに、扉を設置する場合にあっては、廃棄物の積込作業に支障をきたさない構造とすること。
- (5) 一般廃棄物の保管場所は、積込作業の安全を確保するため、換気、採光、排水その他必要な措置を講じること。
- (6) 一般廃棄物の保管場所の周辺は、収集車両への積込作業のための十分な空間を確保すること。
- (7) 一般廃棄物の保管場所から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- (8) 可燃ごみ用の一般廃棄物の保管場所は、保管場所の洗浄ができる適切な給排水設備を設けること。
- (9) 一般廃棄物の保管場所の面積は、第2号に掲げる区分ごとに、0.167平方メートルに住戸の数（居室（就寝室、居間、食事室その他居住の目的のために継続的に使用する室をいう。）が、2以下の住戸（専用床面積が35平方メートル以下のものに限る。）については、3戸ごとに1戸として算定して得た住戸の数）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、算定して得た面積が1平方メートル以下である場合の一般廃棄物の保管場所の面積は、1平方メートル以上とすること。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認める場合の一般廃棄物の保管場所の設置基準は、市長が別に定める。

(共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書)

- 第6条の3** 条例第16条の2第2項の規定による一般廃棄物の保管場所の設置の届出は、共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書によらなければならない。

- 2 共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を届け出た後に当該届出書の記載事項を訂正する場合は、その都度

共同住宅一般廃棄物の保管場所設置届出書を提出しなければならない。

(収集等の禁止等の命令)

第6条の3の2 条例第17条の2第3項の規定による命令は、収集等禁止命令書により行うものとする。

(公表)

第6条の3の3 条例第17条の3第3項の規定による公表は、福岡市ホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

(粗大ごみ処理の申出)

第6条の4 条例第19条第1項の規定による粗大ごみ処理の申出又は申出事項の変更若しくは処理を要しなくなったときの申出は、その都度市長に行わなければならない。

(し尿処理の申出)

第7条 条例第19条第1項の規定によるし尿処理の申出又は申出事項の変更若しくは処理を要しなくなったときの申出は、し尿処理申出(変更・不要申出)書によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、転入、転出、転居等に伴うし尿処理の申出、申出事項の変更等は、区役所において行う住民異動届の様式に定めるところにより申し出ることができる。

(搬入事業者の登録)

第8条 条例第19条第2項又は第25条第1項の規定によりごみ若しくは粗大ごみ又は産業廃棄物を自ら市長の指定する処理施設に運搬する者(以下「運搬者」という。)のうち、事業系一般廃棄物を自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車であつて、同法第3条に定める普通自動車及び小型自動車のうち自動車重量税法(昭和46年法律第89号)第7条第2項第1号に規定する乗用自動車であるもの並びに軽自動車を除く。)を用いて運搬する者又は産業廃棄物を運搬する者(以下「搬入事業者」という。)は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする搬入事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 運搬しようとする廃棄物の種類

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が別に定める事項

3 市長は、前項の規定により申請した搬入事業者の登録をし、当該搬入事業者に対して、登録番号及び登録の有効期間を通知する。

4 前項の登録の有効期間は、2年以内で市長が定める。

5 第3項の登録を受けた搬入事業者が、同項の登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新をしなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

7 第3項の登録を受けた搬入事業者は、第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

8 前各項の規定は、条例第25条第1項の規定により産業廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる者(以下「委託事業者」という。)について準用する。

(ごみ等の処分の申出)

第8条の2 運搬者は、当該ごみ若しくは粗大ごみ又は産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ市長に対し電話又はインターネットの利用により申し出なければならない。この場合において、搬入事業者は前条第3項の登録番号を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出を行った者に対し当該申出を受けたことを証する予約番号(以下「予約番号」という。)を通知する。

3 運搬者は、ごみ若しくは粗大ごみ又は産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する際に、市長に対し、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による手続を行わなければならない。

(1) 電話による申出を行ったとき 予約番号を申告する方法

(2) インターネットの利用による申出を行ったとき 予約番号を申告する方法又は予約番号を印字した用紙を提出する方法

4 第1項及び第2項の規定は、委託事業者が、当該委託事業者からの委託を受ける者（以下「受託者」という。）をして当該産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入させようとするときについて準用する。

5 委託事業者は、産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入することを受託者に委託する際に、当該受託者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による手続を行わなければならない。

(1) 電話による申出を行ったとき 予約番号を告知する方法

(2) インターネットの利用による申出を行ったとき 予約番号を告知する方法又は予約番号を印字した用紙を交付する方法

6 受託者は、その受託に係る産業廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、当該産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する際に、市長に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による手続を行わなければならない。

(1) 前項第1号の規定により予約番号を告知されたとき 当該予約番号を告知する方法

(2) 前項第2号の規定により予約番号を告知されたとき又は予約番号を印字した用紙を交付されたとき 当該予約番号を申告する方法又は当該予約番号を印字した用紙を提出する方法

7 受託者は、複数の予約番号に係る産業廃棄物を併せて搬入し、又はその受託に係る産業廃棄物と自ら排出するごみ若しくは粗大ごみ若しくは産業廃棄物を併せて搬入してはならない。

第8条の3 前条第1項の規定にかかわらず、運搬者は、同項に規定する方法による申出を行うことが困難であると市長が認めるときは、ごみ若しくは粗大ごみ又は産業廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する際に、廃棄物（ごみ等）処分申出書を市長に提出することにより申出を行うことができる。

（ごみ容器の基準等）

第9条 条例第20条第1項の容器の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ごみが識別できる程度の透明度を有するものであること。

(2) ごみが飛散し、及び流出するおそれのないものであること。

(3) 焼却できる素材を使用したものであること。

2 条例第20条第2項に規定するごみ袋の基準は、市長が別に定める。

3 土地又は建物の占有者は、第1項に規定する基準に適合した容器及び前項の規定により市長が定める基準に適合したごみ袋が、所定の場所において犬、猫等によりき損されるおそれがある場合は、当該容器及びごみ袋をポリバケツに収納する等必要な措置を講じなければならない。

（排出を禁止する一般廃棄物）

第9条の2 条例第20条第3項第6号に規定する規則で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。第13条において同じ。）に該当する一般廃棄物

(2) 廃パーソナルコンピュータ（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが廃棄物となったものをいう。第13条において同じ。）のうち一般廃棄物であるもの

（一般廃棄物の受入基準）

第10条 条例第22条第1項に規定する一般廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第20条第3項各号に掲げるものを運搬しないこと。

(2) 可燃物、不燃物等に適正に分別し、一般廃棄物処理計画に従い、定められた処理施設に運搬すること。

(3) 別に市長が定める量を超える一般廃棄物を運搬しないこと。ただし、特に市長が認めるものは、この限り

でない。

- (4) 別に市長が定める一般廃棄物は、あらかじめ破砕、切断、圧縮等の措置を講じること。ただし、特に市長が認めるものは、この限りでない。
- (5) 運搬車等は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。
- (6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

- 2 前項に規定するもののほか、市長の指定する処理施設における一般廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(産業廃棄物の処理計画の提出)

第11条 条例第23条の規定により、産業廃棄物の処理計画の提出を要する事業者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木工事、建築工事その他の工事に伴って汚泥、木くず、がれき類（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第2条第9号に規定する産業廃棄物をいう。第13条において同じ。）その他の産業廃棄物を生じさせる（当該工事に係る産業廃棄物の発生見込量が500立方メートル未満である場合を除く。）事業者
- (2) 年間を通じて市長の指定する処理施設に産業廃棄物を運搬する（他人に委託して運搬させる場合を含む。）事業者
- (3) その他市長が特に産業廃棄物の処理計画の提出を要すると認める事業者

- 2 前項各号に掲げる事業者に係る産業廃棄物の処理計画の提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の事業者 当該工事に着手する日の15日前まで
- (2) 前項第2号の事業者 毎年5月31日まで
- (3) 前項第3号の事業者 別に市長が指示する期日まで

(産業廃棄物の処理計画に定める事項)

第12条 条例第23条に規定する産業廃棄物の処理計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 産業廃棄物の種類、性状等に関する事項
- (2) 次に掲げるところによる産業廃棄物の発生見込量
 - ア 前条第1項第1号の事業者が提出する処理計画にあつては、当該工事に係る産業廃棄物の発生見込量
 - イ 前条第1項第2号の事業者が提出する処理計画にあつては、その年の4月1日から翌年の3月31日までの間の当該事業者の事業活動に伴う産業廃棄物の発生見込量
 - ウ 前条第1項第3号の事業者が提出する処理計画にあつては、別に市長が指定する期間の当該事業者の事業活動に伴う産業廃棄物の発生見込量
- (3) 当該事業場において産業廃棄物の処理等に当たる者の職、氏名等に関する事項
- (4) 当該事業場において発生する産業廃棄物の再生利用等による減量に関する事項
- (5) 当該事業場において発生する産業廃棄物の運搬及び処分に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(市が処分する産業廃棄物)

第13条 条例第24条の規定により市が処分する産業廃棄物は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る。）が市内において排出した産業廃棄物又は公益上市が処分する必要があると認める産業廃棄物のうち、次に掲げるものとする。ただし、特定家庭用機器廃棄物、廃パーソナルコンピュータ及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。

- (1) 燃え殻
- (2) 汚泥（含水率70パーセント以下のものに限る。）
- (3) 廃プラスチック類
- (4) 紙くず（再生利用が可能であるものを除く。）
- (5) 繊維くず

- (6) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- (7) がれき類
- (8) その他市長が特に認めるもの
（産業廃棄物の受入基準）

第14条 条例第26条第1項に規定する産業廃棄物の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げるもの以外の産業廃棄物を運搬しないこと。
- (2) 可燃物、不燃物等に適正に分別し、市長の指示する処理施設に運搬すること。
- (3) 別に市長が定める量を超える産業廃棄物を運搬しないこと。ただし、特に市長が認めるものは、この限りでない。
- (4) 別に市長が定める産業廃棄物は、あらかじめ破碎、切断、圧縮等の措置を講じること。ただし、特に市長が認めるものは、この限りでない。
- (5) 運搬車等は、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じること。
- (6) 処理施設内においては、当該施設の管理者の指示に従うこと。

2 前項に規定するもののほか、市長の指定する処理施設における産業廃棄物の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（ごみの定期収集手数料の減額）

第15条 条例別表第1に掲げるごみの定期収集に係る手数料の額は、事業系廃棄物と家庭系廃棄物をそれぞれ分離して排出することができない事業者で市長が必要と認めるものについては、月の途中でごみの収集を開始し、又は中止した場合の当該月を除き、当該手数料の1月分相当額から当該事業者を構成する世帯と市長が認めたもの1世帯につき1,000円（当該手数料の1月分相当額が1,000円に満たない場合は、その額）を減額した額とする。

（粗大ごみ処理手数料）

第15条の2 条例別表第1に掲げる粗大ごみ処理手数料の額は、別表第4に定めるとおりとする。

2 重量を基準に手数料の額を定めることが適当でないと市長が認める品目に係る粗大ごみ処理手数料の額は、前項の規定にかかわらず、その容積、形状等を勘案して別表第4に掲げる額のうちから市長が定めた額とする。

（粗大ごみ処理券）

第15条の3 粗大ごみ処理手数料を納付した者には、その納付した額に相当する券面額の粗大ごみ処理券（様式第4号の2）を交付する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 粗大ごみ処理の申出を行った者は、収集、運搬及び処分を受けようとする粗大ごみごとに、当該粗大ごみに係る粗大ごみ処理手数料の額に相当する券面額の粗大ごみ処理券（前項ただし書の場合にあっては、市長が別に定める事項を記載した紙）を添付しなければならない。

（粗大ごみの持ち出し等）

第15条の4 前条第2項に規定する粗大ごみ処理の申出を行った者は、粗大ごみ処理券（前条第1項ただし書の場合にあっては、市長が別に定める事項を記載した紙）を添付した粗大ごみを市長の通知する日時に所定の場所へ持ち出さなければならない。ただし、条例別表第1備考第1項各号のいずれかに該当し、かつ、粗大ごみを当該所定の場所まで持ち出すことが困難であると認められる世帯の者は、この限りでない。

2 条例別表第1備考第1項に規定する規則で定める額は、粗大ごみの屋内からの運搬を求める場合にあっては、500円とし、玄関前からの運搬を求める場合にあっては、300円とする。

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

第16条 条例第27条第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、市長の指定する処理施設への搬入の都度徴収する。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（し尿処理手数料の加算額）

第17条 条例別表第1において一般家庭のし尿を1月に2回以上くみ取る場合における2回目以降の分について規

則で定める手数料の額は、1 便槽 1 回につき 450 円（便槽を使用する者が 1 人の場合は、300 円）とする。ただし、簡易水洗便所の場合は、1 便槽 1 回につき 1,125 円（便槽を使用する者が 1 人の場合は、750 円）とする。

（一般家庭等の区分）

第18条 条例別表第 1 に定める区分のうち一般家庭とは、便槽の主たる使用者がその便槽のある住居に居住している家庭をいい、一般家庭以外とは、それ以外のものをいう。

（し尿処理手数料の納期等）

第19条 条例別表第 1 に掲げるし尿処理手数料は、別表第 5 に掲げる各期ごとに徴収する。

2 前項の規定により徴収するし尿処理手数料は、当該手数料に係る月の属する期の翌期の末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納付しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第20条 条例第28条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者に係る、条例第27条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料（粗大ごみに係るものに限る。） 全額

（2）生活保護法による保護を受けている者に係る条例第27条第 2 項に規定する一般廃棄物処理手数料 市長が必要と認める種類について、市長が必要と認める額

（3）条例第20条第 2 項のごみ袋を使用して紙おむつを日常的に排出する者で、市長が別に定めるものに係る、条例第27条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料（定期収集する家庭系ごみのうち可燃物に係るものに限る。） 市長が必要と認める額

（4）天災その他特別の事情があり、減免する必要があると市長が認める者に係る、条例第27条第 1 項及び第 2 項に規定する一般廃棄物処理手数料 市長が必要と認める種類について、市長が必要と認める額

2 条例第28条の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

（産業廃棄物処分費用の徴収方法）

第21条 条例第29条に規定する産業廃棄物処分費用は、市長の指定する処理施設への搬入の都度徴収する。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等）

第22条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は一般廃棄物処分業許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可申請）

第23条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者で、法第 7 条の 2 第 1 項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

（許可証の交付）

第24条 市長は、第22条の申請に対して許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第 9 号）又は一般廃棄物処分業許可証（様式第10号）（次項、第28条及び第29条において「許可証」という。）を交付する。

2 市長は、第23条の申請に対して許可したときは、交付済みの許可証に換えて新たな許可証を交付する。

（施設及び器材検査）

第25条 条例第32条第 1 項の規定による検査は、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

（1）一般廃棄物収集運搬業等の許可又は当該許可の更新（一般廃棄物の運搬のみの許可又は当該許可の更新を除く。）を受けようとするとき。

(2) 一般廃棄物の収集又は処分に使用する施設又は器材を変更したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の検査を受けようとする者は、施設及び器材検査申請書を市長に提出しなければならない。

3 条例第32条第2項に規定する検査合格証の様式は、様式第12号のとおりとする。

(施設又は器材の変更)

第26条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、条例第32条第1項の施設又は器材を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、一般廃棄物の運搬のみの許可を受けている場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請につき変更の承認をしたときは、変更承認書を交付する。

(一般廃棄物収集運搬業等の廃止、変更の届出等)

第27条 法第7条の2第3項に規定する事業の全部若しくは一部の廃止若しくは住所等の変更をし、又は事業の休止をした一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者は、当該事由発生の日から10日以内に一般廃棄物処理業廃止（一部廃止・休止）届又は住所等変更届を市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定により施設又は器材の変更の承認を受けた場合は、この限りでない。

(許可証等の返還等)

第28条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証及び検査合格証を市長に返還しなければならない。

(1) 事業を廃止したとき、又は許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき、又は事業の停止を命じられたとき。

2 市長は、事業の停止処分を解除したときは、返還された許可証及び検査合格証を還付する。

(許可証等の再交付)

第29条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証又は検査合格証を紛失し、又はき損したときは、速やかに再交付申請書を市長に提出し、許可証又は検査合格証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理施設に関する申請書等)

第29条の2 次の各号に掲げる一般廃棄物処理施設に関する申請書、届出書、報告書及び受理書は、当該各号に定める書類によらなければならない。

(1) 法第8条第2項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第4条の4第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

(3) 省令第4条の4の2に規定する申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

(4) 省令第4条の17に規定する報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

(5) 省令第5条の3第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

(6) 省令第5条の4の2第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

(7) 省令第5条の5第1項に規定する届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

(8) 省令第5条の5の2第1項に規定する申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

(9) 省令第5条の5の5第1項に規定する申請書 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書

(10) 省令第5条の5の10第1項に規定する届出書 一般廃棄物の熱回収施設休廃止等届出書

(11) 省令第5条の5の11第1項に規定する報告書 一般廃棄物の熱回収施設における熱回収報告書

(12) 法第9条の3第1項の規定による届出 一般廃棄物処理施設設置届出書

(13) 省令第5条の8第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書

(14) 省令第5条の11第1項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

(15) 省令第5条の12第1項に規定する申請書 合併・分割認可申請書

(16) 省令第6条第1項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書

- (17) 省令第12条の7の17第2項に規定する届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書
- (18) 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出受理書
- (19) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書

2 市長は、次の各号に掲げる許可、検査又は認定をしたときは、当該各号に定める書類を交付する。

- (1) 法第8条第1項及び第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（様式第17号の14）
- (2) 法第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書
- (3) 法第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物の熱回収施設設置者の認定 一般廃棄物の熱回収施設設置者認定証（様式第17号の16）
（再生利用業の指定の申請）

第30条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定（以下「再生利用業の指定」という。）を受けようとする者は、再生利用業指定申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（再生利用業の指定の基準）

第31条 再生利用業の指定を行う場合の基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再生輸送（再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合
 - ア 再生利用されることが確実な廃棄物（以下「再生対象廃棄物」という。）の排出事業者からその運搬の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第2条の2又は第10条に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領するなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。
 - エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - オ 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 再生活用（再生利用の目的となる廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。）を業として行う場合
 - ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を直接受ける者であること。
 - イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第2条の4又は第10条の5に規定する基準に適合するものであること。
 - ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
 - エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領するなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
 - オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
 - カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - キ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
 - ク 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

（再生利用業の指定の期限等）

第32条 市長は、再生利用業の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(再生利用業の変更の指定申請)

第33条 再生利用業の指定を受けた者（以下「再生利用業者」という。）が、次に掲げる事項を変更しようとするときは、再生利用業変更指定申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 取り扱う廃棄物の種類並びに一般廃棄物及び産業廃棄物の区分
- (2) 再生輸送及び再生活用の区分
- (3) 再生利用の方法

(指定証の交付)

第34条 市長は、再生利用業の指定をしたときは、再生利用業指定証（様式第20号。次項、第38条及び第39条において「指定証」という。）を交付する。

2 市長は、再生利用業の変更の指定をしたときは、交付済みの指定証に換えて新たな指定証を交付する。

(再生利用業の廃止、変更の届出等)

第35条 事業の全部若しくは一部の廃止若しくは住所等の変更をし、又は事業の休止をした再生利用業者は、当該事由発生の日から10日以内に、再生利用業廃止（一部廃止・休止）届又は再生利用業住所等変更届を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第36条 市長は、再生利用業者が第31条に規定する基準に該当しないと認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(指定の更新)

第37条 再生利用業の指定の期限後引き続き再生利用業の指定を受けようとする者は、当該指定の期限の30日前までに第30条に規定する再生利用業指定申請書を市長に提出しなければならない。

(指定証の返還等)

第38条 再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は指定の有効期間が満了したとき。
- (2) 指定を取り消されたとき、又は事業の停止を命じられたとき。

2 市長は、事業の停止処分を解除したときは、返還された指定証を還付する。

(指定証の再交付)

第39条 再生利用業者は、指定証を紛失し、又はき損したときは、速やかに指定証再交付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

(生活環境影響調査書等に関する公告事項等)

第39条の2 条例第32条の5第3項に規定する公告事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定処理施設の名称
- (2) 特定処理施設の設置の場所
- (3) 特定処理施設の種類
- (4) 特定処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 特定処理施設の処理能力（特定処理施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 条例第32条の5第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の項目
- (7) 縦覧の場所及び期間

2 条例第32条の5第3項に規定する縦覧の場所は、次のとおりとする。

- (1) 福岡市役所
- (2) 生活環境影響調査を行った周辺地域内で市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(大規模開発事業)

第40条 条例第38条の規定により、市長に事前協議しなければならない大規模開発事業は、次のとおりとする。

- (1) 埋立区域の面積が30ヘクタール以上の公有水面の埋立て及び干拓（埋立て又は干拓後農地として利用するものを除く。）
- (2) 事業を施行する土地の区域の面積が30ヘクタール以上の土地区画整理事業
- (3) 30ヘクタール以上の土地の造成（農地の造成を除く。）

(身分を示す証明書)

第41条 条例第40条第2項の証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式のとおりとする。

(清掃指導員等)

第42条 廃棄物の処理及び清掃に関して、必要な指導、検査等の職務を行わせるため、清掃指導員を置く。

- 2 市長は、前項の清掃指導員を補助する者として、清掃指導補助員を置く。
- 3 清掃指導員及び清掃指導補助員は、本市の職員のうちから市長が任命する。
- 4 清掃指導員又は清掃指導補助員は、その職務を行うときは、清掃指導員証（様式第25号）又は清掃指導補助員証（様式第26号）を携帯し、関係人の請求のあるときは、これを提示しなければならない。

(申請書等の様式)

第43条 この規則の規定による申請、届出等に関し作成する申請書、届出書等の様式については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に改正前の福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第4号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第3号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第4号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第4号の改正規定は、平成11年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第4号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の福岡市規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第15条の3の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、平成13年6月1日から、第39条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第9条の次に1条を加える改正規定（第9条の2第2号に係る部分に限る。）は平成16年7月1日から、第4条の改正規定及び第6条の改正規定は平成17年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第3条及び別表第2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に条例第12条の2第1項に規定する建築確認申請等しようとする者が設置する保管場所について適用し、施行日前に建築確認申請等をした者が設置する保管場所については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行

する。

(1) 第9条の2各号列記以外の部分、第10条第1項第1号、第42条並びに別記様式第24号及び様式第25号の改正規定並びに別記様式第26号を加える改正規定 平成17年4月1日

(2) 第17条の改正規定 平成17年6月1日

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第3号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第3号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第17号の2の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第4号の2の規定

により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第6条の2第2項及び別記様式第2号の2の改正規定は平成27年10月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記様式第2号の3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日から同年9月30日までの間において市長が特に認める場合には、市内に事務所又は事業所を有する中小企業者が市内において排出した産業廃棄物である木くずについては、なお従前の例により市が処分することができる。
- 3 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則別記様式第4号の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により作成された様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項に後段を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和3年10月1日までの間、改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第8条第1項の規定の適用については、同項中「受けなければならない」とあるのは、「受けることができる」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第41条の規定により交付されている証明書は、この規則による改正後の福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第41条の規定により交付された証明書とみなす。

別表第1

事業の用途		廃棄物排出係数
大規模小売店舗である建築物	総合店	5.34
	衣料品専門店	3.75
	食料品専門店	6.34
	住・生活関連専門店	2.70
大規模小売店舗以外の建築物	総合店	5.34
	衣料品専門店	3.75
	食料品専門店	6.34
	住・生活関連専門店	2.70
	飲食店	0.75
	ビジネスホテル	0.90
	ビジネスホテル以外のホテル・旅館	1.35
	事務所	0.60
	老人ホーム	0.90
	入院施設を有する医療機関	1.50
	入院施設を有しない医療機関	0.75
	給食施設を有する学校	0.75
	給食施設を有しない学校	0.30
	展示場・集会所	0.60
	工場	0.60
	鉄道駅舎	0.15
	駐車場	0.075
	冷凍倉庫・機械室	0.075
	倉庫	0.30
	娯楽・遊技場	0.60

備考 大規模小売店舗である建築物に該当し、かつ、その店舗面積が6,000平方メートルを超える場合の当該超える部分の面積についての廃棄物排出係数は、1.8とする。

別表第2

事業の用途に供される部分の床面積	最低面積
3,000m ² 超	2m ²
1,000m ² を超え3,000m ² 以下	1m ²
1,000m ² 以下	0.50m ²

別表第3

事業の用途		資源物排出係数
大規模小売店舗である建築物	総合店	3.20
	衣料品専門店	4.14
	食料品専門店	4.27
	住・生活関連専門店	3.34
大規模小売店舗以外の建築物	事務所、物販中心の店舗	1.34
	その他	0.67

備考

- 1 大規模小売店舗である建築物に該当し、かつ、その店舗面積が6,000平方メートルを超える場合の当該超える部分の面積についての資源物排出係数は、0.38とする。
- 2 事務所、物販中心の店舗の用途に供する建築物に該当し、その床面積が3,000平方メートルを超える場合の当該超える部分の面積についての資源物排出係数は、0.38とする。
- 3 前2項に規定する建築物以外の建築物に該当し、かつ、その床面積が3,000平方メートルを超える場合の当該超える部分の面積についての資源物排出係数は、0.19とする。

別表第4

品目	単価
ストーブ、扇風機、掃除機、鏡台、ブラインド、ベビーベッドその他その品目の平均的な重量がおおむね15キログラム以下のもの	円 300
電子レンジ、たんす（幅1メートル未満のものに限る。）、いす（応接セット用のいすで1人用のもの及びマッサージいすに限る。）その他その品目の平均的な重量がおおむね15キログラムを超え30キログラム以下のもの	500
机（両袖机に限る。）、たんす（幅1メートル以上のものに限る。）、いす（ソファ、ベンチその他のいすで2人以上のものに限る。）その他その品目の平均的な重量がおおむね30キログラムを超えるもの	1,000

別表第5

期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
月別	4月 5月	6月 7月	8月 9月	10月 11月	12月 1月	2月 3月

様式第1号～第26号省略

(参考) 粗大ごみ処理手数料一覧表 (令和元年7月1日現在)

種目	品 目	単 価
電気・ガス石油器具	ア 映像・音響機器 (単体のもの。アンプ、チューナー、プレーヤー、カセットデッキ、ビデオデッキ、DVDデッキ、レコーダー等。ただしスピーカーを除く。)	300円
	カ 加湿機	300円
	ガステーブル, ガスコンロ	300円
	ガステーブル・オーブン一体型	1,000円
	カラオケセット	1,000円
	換気扇	300円
	空気清浄機	300円
	こたつ (天板のみを含む。)	300円
	コピー機	1,000円
	サ 瞬間湯沸かし器	300円
	照明器具 (外灯, 庭園灯を除く。)	300円
	除湿機	300円
	食器洗い乾燥機	500円
	食器乾燥機	300円
	ステレオセット (スピーカーの長辺が50cm未満のもの。ミニコンボの類。ステレオ本体のみを含む。)	500円
	ステレオセット (スピーカーの長辺が50cm以上のもの。)	1,000円
	ストーブ (石油ストーブ, ファンヒーター, パネルヒーター, オイルヒーター等)	300円
	スピーカー (長辺が50cm未満のもの。2個で1セット)	300円
	スピーカー (長辺が50cm以上のもの。2個で1セット)	500円
	ズボンプレスサー	300円
	扇風機	300円
	掃除機	300円
	タ 電子レンジ	500円
	ハ ファクシミリ	300円
	布団乾燥機	300円
	プリンター (パーソナルコンピューター用)	300円
	風呂釜, 給湯器	500円
	ラ ラジカセ (CDラジカセ, MDラジカセ等)	300円
	冷風扇, 冷温風機	500円
家具・寝具	ア アコーディオンカーテン (両開きで1セット)	300円
	いす (1人用のスプリングのないいす。ただしマッサージいす, 屋外用ベンチを除く。)	300円
	いす (ベビーチェア・ベビークラック)	300円
	いす (1人用のスプリングのあるいす。2人以上のスプリングのないいす。マッサージいす。ただし屋外用ベンチを除く。)	500円
	いす (2人以上のスプリングのあるいす。屋外用ベンチ。ただしマッサージいすを除く。)	1,000円

種目	品 目	単 価
家具・寝具	ア オーディオラック	500円
	オットマン	300円
	カ カーベット, じゅうたん (ホットカーベットは上敷きを含む。)	300円
	カラーボックス	300円
	鏡台 (いすは含まない。)	300円
	げた箱 (高さ又は横幅が1m未満のもの。)	500円
	げた箱 (高さ及び横幅が1m以上のもの。)	1,000円
	サ サイドテーブル (高さが50cm未満・天板の長辺が1m未満のもの。)	300円
	サイドテーブル (高さが50cm以上・天板の長辺が1m未満のもの。)	500円
	収納棚 (高さ及び横幅が1m未満のもの。高さが1m以上・横幅が50cm未満のもの。)	300円
	収納棚 (高さが1m未満・横幅が1m以上のもの。高さが1m以上・横幅が50cm以上1m未満のもの。)	500円
	収納棚 (高さ及び横幅が1m以上のもの。)	1,000円
	食器棚 (高さ又は横幅が1m未満のもの。)	500円
	食器棚 (高さ及び横幅が1m以上のもの。)	1,000円
	姿見	300円
	ソファークラッド (スプリング無し。)	500円
	ソファークラッド (スプリング有り。)	1,000円
	タ たんす (横幅が1m未満のもの。)	500円
	たんす (横幅が1m以上のもの。)	1,000円
	机 (両袖机を除く。いすは含まない。)	500円
	机 (両袖机。いすは含まない。)	1,000円
	突っ張り棒 (2本一括り)	300円
	テーブル (高さが50cm以上・天板の長辺が1m未満のもの。いすは含まない。)	500円
	テーブル (高さが50cm以上・天板の長辺が1m以上のもの。いすは含まない。)	1,000円
	テレビ台 (高さが50cm未満のもの。高さが50cm以上1m未満・横幅が1m未満のもの。)	300円
	テレビ台 (高さが50cm以上1m未満・横幅が1m以上のもの。)	500円
	ハ バイブハンガー・ハンガーラック	500円
	ハイボード・ハイチェスト (高さが1m以上・横幅が1m未満のもの。)	500円
	ハイボード・ハイチェスト (高さ及び横幅が1m以上のもの。)	1,000円
	パソコンラック	500円
	布団 (縦70cm以下・横140cm以下・高さ70cm以下に束ねた状態にあるもの。)	300円
	ブラインド (1枚)	300円
	ベッド (枠のみ。ただし、ハイベッド枠を除く。)	500円

種目	品 目	単 価
家具・寝具	ハ ベッド（スプリングマットレス以外のマットレスと一体になっているもの。）	500円
	ベッド（スプリングマットレスと一体になっているもの。）	1,000円
	ベッド（２段ベッド。ハイベッド枠。）	1,000円
	ベッドマット（スプリングマットレスを除く。）	500円
	ベッドマット（スプリングマットレス）	1,000円
	ベビーベッド	300円
	本棚（高さ又は横幅が１ｍ未満のもの。）	500円
	本棚（高さ及び横幅が１ｍ以上のもの。）	1,000円
	マ マットレス	300円
	ラ ラック（高さ及び横幅が１ｍ未満のもの。高さが１ｍ以上・横幅が50cm未満のもの。）	300円
	ラック（高さが１ｍ未満・横幅が１ｍ以上のもの。高さが１ｍ以上・横幅が50cm以上１ｍ未満のもの。）	500円
	ラック（高さ及び横幅が１ｍ以上のもの。）	1,000円
	レンジ台	300円
	ローテーブル・座卓（高さが50cm未満・天板の長辺が１ｍ未満のもの。）	300円
	ローテーブル・座卓（高さが50cm未満・天板の長辺が１ｍ以上のもの。）	500円
	ローボード、ローチェスト（高さ及び横幅が１ｍ未満のもの。）	300円
	ローボード、ローチェスト（高さが１ｍ未満・横幅が１ｍ以上のもの。）	500円
	ワ ワゴン	300円
趣味用品	ア エレクトーン、電子ピアノ（いすは含まない。）	1,000円
	オルガン（いすは含まない。）	1,000円
	カ キーボード（持ち運び容易な鍵盤楽器）	300円
	ギター（ケースを含む。）	300円
	ゴルフ用品	500円
	サ サーフボード	500円
	スキー用品	300円
	スノーボード	300円
	タ 卓球台	1,000円
	トレーニング機器（ランニングマシン、サイクリングマシン、ぶら下がり健康器等）	500円
その他	ハ バスケットゴール	1,000円
	ア アイロン台	300円
	編み機（いすは含まない。）	300円
	アンテナ	300円
	衣装箱	300円
	一輪車（遊具）	300円
	井戸ポンプ	1,000円

種目	品目	単 価
その他	ア 温水器	1,000円
	カ 脚立	300円
	金庫（耐火金庫を含む。）	1,000円
	米びつ	300円
	サ 座布団（５枚までで１セット）	300円
	三輪車	300円
	自転車	300円
	焼却炉	1,000円
	ショッピングカート、シルバーカート	300円
	水槽	300円
	すだれ（１枚）	300円
	スーツケース	300円
	滑り台（遊具）	500円
	洗面化粧台	1,000円
	ソーラーパネル用タンク	500円
	ソーラーパネル	1,000円
	タ 畳	500円
	建具	300円
	チャイルドシート、ジュニアシート	300円
	ナ 流し台（調理台、ガス台を含む。）	1,000円
	ハ ファンシーケース	300円
	仏壇（供物台を除く。）（高さ又は横幅が１ｍ未満のもの。）	500円
	仏壇（供物台を除く。）（高さ及び横幅が１ｍ以上のもの。）	1,000円
	布団干し	300円
	ブランコ（遊具）	500円
	ブランター、植木鉢	300円
	ペットゲート（１枚）	300円
	ペット小屋	500円
	ベビーゲート（１枚）	300円
	ベビーカー（乳母車）	300円
	マ ミシン（いすは含まない。）	300円
	物置（幅＋奥行き＋高さの合計が４ｍ以下のもの。）	500円
	物置（幅＋奥行き＋高さの合計が４ｍを超えるもの。）	1,000円
	物干し（室内用）	300円
	物干し竿（２本で１セット）	300円
	物干し台（１個につき）	500円
	ヤ 浴槽	1,000円
	よしず（１枚）	300円

福岡市環境市民ファンド条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 74 号

(設置)

第 1 条 市民の環境保全に関する実践活動を支援するとともに、地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、本市における環境の保全を図るため、福岡市環境市民ファンド（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 7 項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第 4 条 市長は、基金の設置の目的を達成するため、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、市民の環境保全に関する実践活動を支援する事業及び地域環境保全活動に関する事業に要する費用に充てるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(福岡市環境保全基金条例の廃止)

2 福岡市環境保全基金条例（平成 2 年福岡市条例第 4 号）は、廃止する。

(環境保全基金に属していた現金の取扱い)

3 この条例の施行の日の前日においてこの条例による廃止前の福岡市環境保全基金条例の規定による基金に属していた現金は、この条例による基金に積み立てる。

福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例

平成 23 年 3 月 17 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 事業者の自主的な取組みのみでは事業系ごみの資源化が円滑に進まない現状に鑑み、事業者の排出者責任を踏まえつつ、その資源化に向けた取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進し、もって循環型社会の形成に資するため、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、基金の設置目的のための寄附金及び歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 7 項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、基金の設置目的を達成するため、基金を処分するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

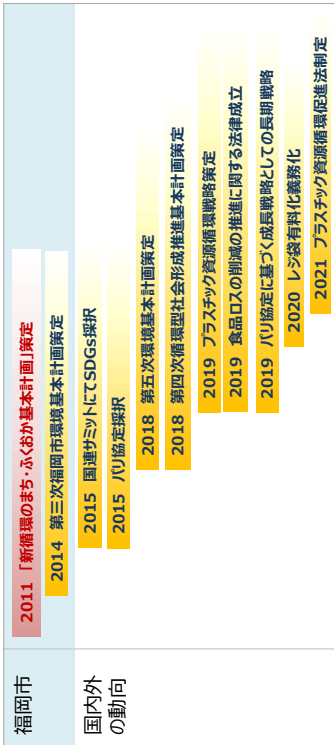
Ⅷ 循環のまち・ふくおか推進プラン ―第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画―（概要）

第1章 計画策定の考え方

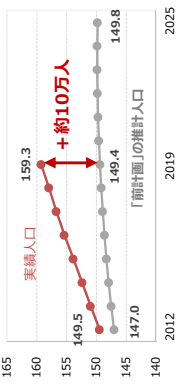
（1）計画策定の趣旨

- 2011年の「新循環のまち・ふくおか基本計画」(前計画)策定から10年が経過する中、人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加
- SDGs、パリ協定、国の環境基本計画など総合的・長期的な政策の方向性が決定
- プラスチックごみや食品ロスといった新たな課題などへの対応が必要
- これらの状況の変化や、前計画では見込まれていなかった新たな課題に対応するため、新計画「循環のまち・ふくおか推進プラン」を策定

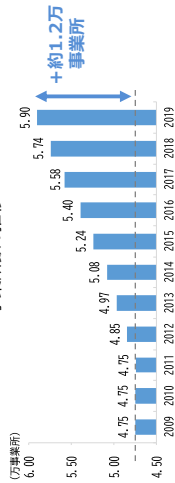
前計画策定後の環境政策の動向



実績人口と前計画の推計人口



事業所数の推移



第2章 ごみ処理等の現状

（1）現状

【ごみ処理量】

- 2019年度のごみ処理量は約56.5万トンで、ほぼ横ばいで推移している。

【家庭ごみ】

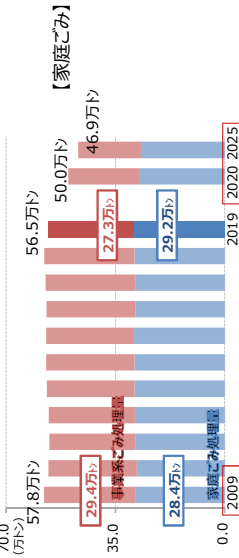
- 市民1人1日あたりのごみ処理量は、基準年度と比較して36g減少し、前計画の2020年度目標値を達成しているが、人口の増加により処理量は微増傾向にある。

【事業系ごみ】

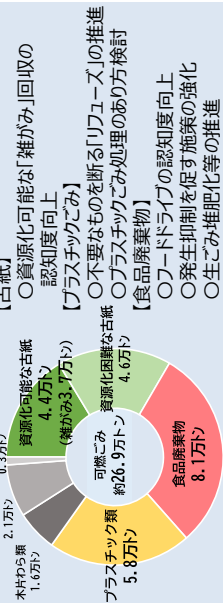
- 事業所数が増加している中、事業者への指導・啓発や自己搬入への規制強化等により、処理量は基準年度と比較して約2.1万トン減少している。

（2）課題

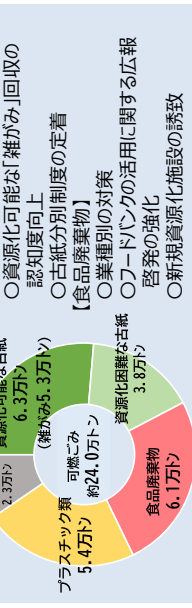
【ごみ処理量】



【古紙】



【古紙】

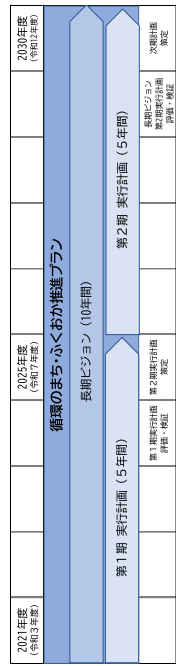


可燃ごみの大部分を占める
古紙 食品 プラ
への対応が必要

第3章 計画の基本的事項

（1）プランの構成・計画期間

- 変化が予想される社会環境や新型コロナウイルス感染症の影響にも柔軟に対応していくため、10年間の基本方針などを定める「長期ビジョン」に5年間の具体的施策を定める「実行計画」で構成
- 基準年度：2019年度
- 計画期間：10年間
- 2021年度～2030年度
- 中間目標年度 2025年度
- 目標年度 2030年度



みんなでつくろう！ 活力ある未来へつなぐ「循環のまち・ふくおか」

- 福岡市に関わる全てのステークホルダー（市民・事業者・NPO団体等）の参画を目指します
- 持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます
- 地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される循環のまちを目指します

基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

基本方針4 適正処理の更なる推進

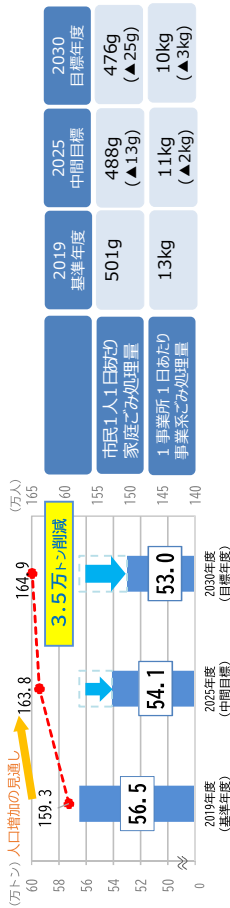
第3章 計画の基本的事項

(3) 数値目標

ごみ処理量の将来推計

- 1 次推計：前計画に基づき現行施策を継続した場合のごみ処理量
⇒ 人口・事業所数は増加するものの、市民・事業者によるごみ減量・リサイクルの取り組みにより、ほぼ横ばいで推移 56.9万トン（2030年度）
- 2 次推計：本計画に基づく新規施策等を実施した場合の効果を加えたごみ処理量
⇒ **53.0万トン** ※計画の数値目標として設定

数値目標① ごみ処理量 目標年度（2030）までに、基準年度（2019）より **3.5万トン削減**
数値目標② 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量 基準年度（2019）より **25g削減**
数値目標③ 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量 基準年度（2019）より **3kg削減**



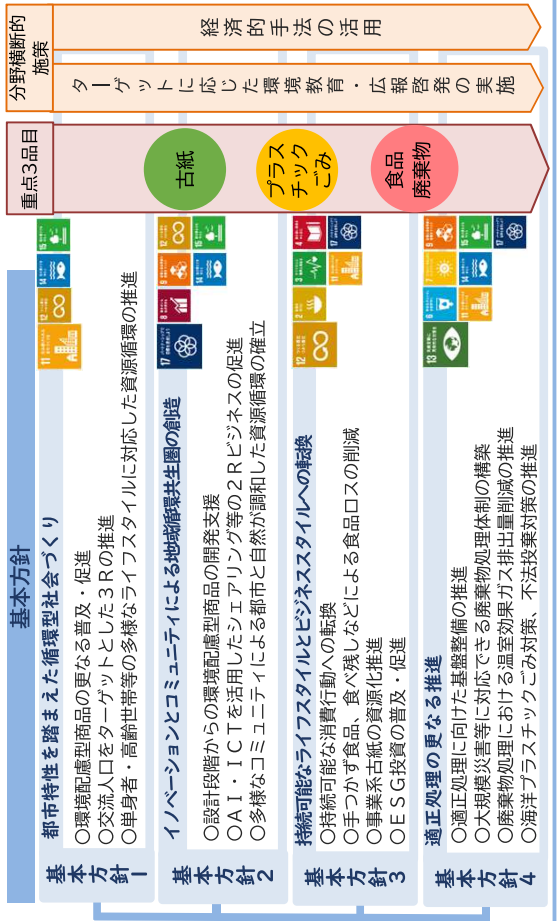
(4) 取組目標

施策の効果を多面的に把握するため、13の取組指標を設定

第4章 施策の推進（実行計画）

(1) 施策の体系

基本方針に基づき 施策の方向性



第4章 施策の推進（実行計画）

(2) 重点3品目

- ごみ減量・リサイクルを市民・事業者の皆様に分かりやすく、更なる取組みの推進につなげるため、可燃ごみ組成の上位3品目である **古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目**と位置付け、重点的な減量施策を実施

＜品目ごとの主な減量施策＞

古紙

- ペーパーレス化等の推進（特定事業用建築物への指導）
- 再生紙の優先利用の促進
- 地域集団回収の促進策検討
- 事業系古紙の資源化推進
- 雑がみの認知度向上

プラスチックごみ

- イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進
- マイバッグ・マイボトルの普及・促進
- 業界団体と連携した代替素材の普及・促進
- 小売店等との連携強化
- プラスチックごみ処理のあり方検討
- 事業者の地域清掃活動への参加促進

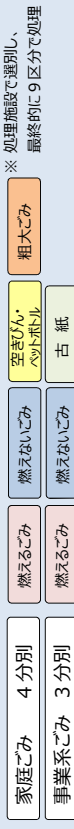
食品廃棄物

- 家庭での食品ロス削減
- 施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施
- 事業者等による食品ロス削減の取組み支援
- フードライプの推進
- 事業系食品廃棄物の資源化推進
- 生ごみリサイクル促進事業

第5章 ごみ処理体制

(1) ごみ処理に関する基本的事項

【分別収集】 家庭ごみ（夜間戸別収集）、事業系ごみ（夜間収集）



※ 分別区分については、国の動向を踏まえながら、資源物回収ルート、施設の整備状況、コスト、環境負荷、減量効果などを総合的に勘案し検討する。

【資源物回収】

- 地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店、区役所等9か所の公共施設において資源物を回収し、リサイクルを促進

【中間処理の基本方針】

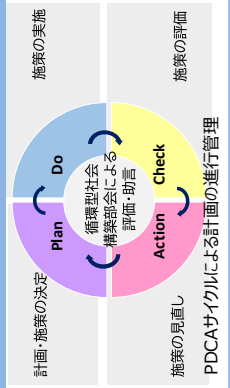
- 福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理
- 古紙や食品廃棄物など資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進

(2) 施設整備の基本方針

- ごみの長期的・安定的な適正処理を確保するため、ごみの要処理量を踏まえ計画的に施設を整備
- ごみ処理施設は、効率的な収集運搬や災害時のリスク分散を踏まえた配置を検討

第6章 計画の進行管理

- 数値目標と取組指標により、毎年度、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施し、結果を公表
- 福岡市環境審議会循環型社会構築部会にて専門的見地による第三者評価を実施
- 2024～2025年度には第1期実行計画期間の検証を行い、長期ビジョン、実行計画の見直しを実施



Ⅸ 福岡市一般廃棄物処理計画（令和6年度実施計画）

第1 ごみ処理の方針

1 基本方針

「循環のまち・ふくおか推進プラン」におけるテーマ「みんなでつくろう！活力ある未来へつなぐ『循環のまち・ふくおか』」の実現に向けて、次の4つの基本方針を掲げる。

(1) 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））行動を実践しやすい環境を整備する。

(2) イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取り組みによって、地域の活力を最大限に高める。

(3) 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

持続可能な社会の実現に向けて、3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進する。

(4) 適正処理の更なる推進

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチックごみ対策を推進する。

2 施策の方向性

各方針の実現に向け、施策の方向性を掲げる。

(1) 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

ア 環境配慮型商品の更なる普及・促進

バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材の普及やグリーン購入を促進する。

イ 交流人口をターゲットとした3Rの推進

駅、空港、宿泊施設、飲食店といった施設の特性に応じた3R施策を推進する。

ウ 単身者・高齢世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進

単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進する。

(2) イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

ア 設計段階からの環境配慮型商品の開発支援

環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進める。

イ AI・ICTを活用したシェアリング等の2Rビジネスの促進

AI・ICTを活用した2Rビジネスの普及促進や事業活動における循環経済モデルの導入を進める。

- ウ 多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立
地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進する。
- (3) 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
 - ア 持続可能な消費行動への転換
環境に配慮した消費行動の周知啓発やマイバッグ・マイボトルの利用などを促進する。
 - イ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減
食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進する。
 - ウ 事業系古紙の資源化推進
古紙分別区分の徹底や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行う。
 - エ ESG投資の普及・促進
地域金融機関との連携により、ESG投資の普及・促進に取り組む。
- (4) 適正処理の更なる推進
 - ア 適正処理に向けた基盤整備の推進
一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行う。
 - イ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築
災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備、広域支援体制の構築を行う。
 - ウ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進
脱炭素社会実現のため、収集運搬及び処分の各工程における温室効果ガス排出量の削減を推進する。
 - エ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進
自然環境や生活環境を保全するため、海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進する。

第2 ごみ処理計画

基本方針及び各施策の方向性に基づき施策を実施する。

また、古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物を重点3品目として位置付け、重点的な減量施策を実施するとともに、各基本方針に共通する施策として、分野横断的施策を実施する。

1 基本方針別の主な施策 ㊦：古紙、㊧：プラスチックごみ、㊨：食品廃棄物

(1) 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

<環境配慮型商品の更なる普及・促進>

- ・ 市役所におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、認証ラベル・マークのついた商品の購入によるエシカル消費の推進など、市民・事業者への普及啓発を図る。

㊧ 可燃ごみ用指定袋の一部にバイオマスプラスチックを導入する。

<交流人口をターゲットとした3Rの推進>

- ・ 特定事業用建築物の所有者等への個別訪問を行い、令和5年度に運用を開始した一般廃棄物の減量計画書システムを活用して、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向け啓発・指導を行う。

㊨ 新たに開設した「福岡エコ運動協力店」の特設ホームページを活用して、食品ロス削減に積極的に取り組んでいる協力店の更なる周知・拡大を図る。

- ⑦ イベントでのワンウェイプラスチック使用量削減のため、スポーツイベントや地域イベント等において環境配慮型容器を配布し、イベント運営者及び来場者へ、認知度向上のための広報・啓発を行う。

＜単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進＞

- ㊤ 誰もが出しやすい環境づくりに向け、地域や古紙回収業者などと連携し、地域集団回収におけるより利用しやすい回収方法について検討を行う。
- ⑦ 単身世帯の増加などに伴い、家庭用の指定ごみ袋の現行より小さいサイズのニーズが今後ますます高まることが考えられることから、可燃ごみ用指定袋に 10L サイズを令和 6 年度から試行的に導入する。

(2) イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造

＜多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立＞

- ⑦ 令和 8 年度以降のプラスチックごみの分別収集導入に向け、引き続き戸別収集モデル事業等を実施するとともに、再商品化事業者の選定など、収集運搬やリサイクル体制の構築に取り組む。
- ㊤ 家庭への生ごみ堆肥化容器の購入補助のほか、飼料化、堆肥化、メタン化に取り組む排出事業者に対する支援を行う。また、モデル小学校において食品ロスの削減や堆肥化等の資源化に取り組み、効果や課題の検証を実施する。

(3) 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

＜持続可能な消費行動への転換＞

- ・ あらゆる場面で市民が自主的・自発的に 2 R（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用））に重点をおいた 3 R の取組みを実践できるよう啓発を図るとともに、不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を進める。
- ⑦ 公共施設へ給水スポットを増設していくほか、市内飲食店などにおいてマイボトルを利用して気軽に給水できるマイボトル協力店制度を活用し、マイボトル利用を推進する。
- ⑦ ごみとして捨てられるレジ袋を減らすため、レジ袋の代わりとして使用可能な可燃ごみ用指定袋のばら売りを令和 6 年度から試行実施する。
- ・ 市の率先行動として、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密書類の再資源化、空きびん・ペットボトル、乾電池、小型充電式電池及び蛍光管の回収、ごみ箱ゼロ運動を徹底するとともに、全ての所属を対象とした研修等による啓発や排出物調査及び指導を実施する。

＜手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減＞

- ㊤ 「フードドライブ」の実施情報を集約し、福岡市ホームページで発信していくとともに、「フードドライブ」の認知度向上のため、小売店やスポーツ団体と共同で広報・啓発を行うキャンペーンを実施する。また、フードバンク活動への食品提供量増加に向け、フードバンク団体と連携した事業者説明会の実施などに取り組む。

＜事業系古紙の資源化推進＞

- ㊤ 事業系古紙の分別区分の徹底を図るため、令和 5 年度に運用を開始した一般廃棄物の減量計画画書システムを活用し、引き続き個別訪問による適正排出の周知・啓発を行い、資源化を推進していく。

(4) 適正処理の更なる推進

<適正処理に向けた基盤整備の推進>

- ・ ごみの自己搬入については、受付時に適正処理及び古紙や木くず類の再資源化の指導を行うほか、搬入物検査の実施により分別や不適物除去の指導を徹底し、工場への適正搬入とごみの減量を図る。
- ・ 自己搬入を行う排出事業者については、排出事業者自らが搬入量を把握できる事前登録制度を活用し、事業者によるごみ減量を啓発する。

<海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進>

- ⑦ 海洋プラスチックごみ対策は流域単位で連携した取組みが有効であることから、引き続き福岡都市圏規模での一斉清掃事業を通して啓発を実施する。
- ・ 不法投棄防止について、市民・事業者へ周知を図るとともに、監視パトロールやカメラの増設による監視活動を行うほか、地域住民団体の活動に対する支援や広報・啓発活動を強化するなど、地域・警察と連携を図りながら不法投棄をさせないまちづくりを推進する。
- ・ 家庭系不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為を防止するため、夜間パトロールなど、資源物持ち去り防止対策に取り組む。

2 分野横断的施策

(1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

ア エコ・ウェイブ・ふくおか

「環境にやさしい行動の波を起こそう」というスローガンのもと、市民・事業者などとともに全市的に省エネルギー・省資源など環境に配慮した取組みを進める。

イ 環境教育・学習の推進

市内の小学校4年生・5年生対象の社会科副読本「ごみとわたしたち」及び「わたしたちのまちの環境」の配布、分別やごみ減量・リサイクルの啓発などを行う環境学習支援、学校や地域における出前講座の実施、若年層に対する環境啓発及び環境保全活動の支援や世代を超えた団体の交流の場の設定など、あらゆる世代を対象とした環境教育・学習の充実を図る。

ウ 3Rステーションにおける情報の提供等

市内2か所の3Rステーションで、市民に対し、ごみ減量・リサイクル活動の場の提供、各種講座やイベントの開催等を行うとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施する。

エ 環境フェスティバルふくおか

地球環境の現状や環境問題をより自分事として捉えてもらえる企画を実施するとともに、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験など参加者の体験を重視した企画を実施する。

オ 福岡市環境活動連絡協議会

市民の自主的、自発的なごみ減量・リサイクル活動及び環境美化活動等を支援する。

カ 福岡市環境行動賞

ごみ減量・リサイクルや、地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、本市の環境保全に顕著な功績のあった個人や市民団体等を表彰する。

キ 学習の場や情報の提供機能の充実

環境活動に取り組む人材への支援や出前講座などによる市民・事業者への情報提供の充実を図る。

(2) 経済的手法の活用

ア 環境市民ファンドによる支援

家庭ごみの有料化を契機として創設した「環境市民ファンド」を活用し、市民の環境保全に

関する実践活動を支援するとともに、地域に根ざした環境保全活動を展開する。

(ア) 未来へつなげる環境活動支援事業

市民団体や NPO 法人等が主体的に行う環境保全活動やイベントに対して、財政支援及び広報支援を行う。

(イ) 地域集団回収等報奨制度

集団回収等実施団体に対し、回収量等に応じた報奨金を交付し、より一層の回収を図るとともに、未実施地域での実施を推進する。

(ウ) その他

拠点での資源物回収事業や使用済小型電子機器回収事業などを行う。

イ 事業系ごみ資源化推進ファンドによる支援

事業系ごみ処理手数料制度の見直しに伴い設立した「事業系ごみ資源化推進ファンド」を活用し、事業者の排出者責任を踏まえつつ、その資源化に向けた取組みを支援する。

ウ 家庭ごみの有料制

ごみの排出者としての責任を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料制を継続する。

エ 事業系ごみの処理手数料制度

排出事業者責任の明確化、負担の公平性の確保、ごみ減量・リサイクルへの誘導を図るため、事業系ごみ処理手数料の重量制を継続する。

3 収集・運搬

(1) 分別収集・資源物回収

ア 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、次表のとおり。

種 類		処理主体	収集回数	収集の方法	見込量 (別図第 1 参照)
家庭ごみ	可燃ごみ	市(委託)	週 2 回 (定期収集)	原則として戸別収集 (一部ステーション回収)	266,389 トン
	不燃ごみ		月 1 回 (定期収集)		17,208 トン
	粗大ごみ		申込みの都度		7,589 トン
	空きびん・ ペットボトル		月 1 回 (定期収集)		12,651 トン
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は 排出者	—	排出者が自ら運搬又は許可業者による戸別収集	170,721 トン
	不燃ごみ				16,608 トン
	古紙	許可業者、排出者又は古紙回収業者		排出者が自ら運搬、許可業者による戸別収集又は古紙回収業者が指定する方法	(10,000 トン)
公共系ごみ	可燃ごみ	市(委託)	必要に応じて	—	2,898 トン
	不燃ごみ				289 トン

備考

- 1 西区玄界島の家庭系可燃ごみについては週 2 回の戸別収集とし、9－(1)－アに掲げる施設に運搬するものとする。不燃ごみ、空きびん・ペットボトル、粗大ごみについては月 1 回の戸別収集、特定家庭用機器廃棄物については排出者自らにより、島内のごみ置き場に搬入し、概ね年 4 回、9－(1)－ア、9－(1)－ウ、9－(1)－オに掲げる施設又は指定引取場所に運搬するものとする。
- 2 西区小呂島の家庭ごみの空きびん及びペットボトルは、それぞれ不燃ごみ及び可燃ごみに分別する。
- 3 西区小呂島の家庭系可燃ごみのうち、食品廃棄物については、排出者が自ら島内の生ごみ処理機に運搬し、その他の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物については、排出者が自ら島内のごみ保管庫に持ち込み、可燃ごみは概ね年 6 回、不燃ごみ、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物は概ね年 3 回、9－(1)－ア、9－(1)－ウに掲げる施設又は指定引取場所に運搬する。
- 4 早良区板屋地区の家庭系可燃ごみについては、週 1 回の収集とする。
- 5 家庭ごみの空きびん・ペットボトルの見込量には、拠点での資源物回収事業による回収量を含む。
- 6 「許可業者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。
- 7 「古紙回収業者」とは、法第 7 条第 1 項但し書きに定める専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（以下「専ら物」という。）として古紙のみの収集又は運搬を業として行う者をいう。
- 8 事業系ごみの古紙の見込量については、9－(1)－カ（ウ）に掲げる古紙再資源化施設への一昨年度の搬入実績に基づく。

イ 資源物回収・拠点回収

地域集団回収や地域の回収拠点、区役所などの公共施設の資源物回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収する。また、リチウムイオン電池などの小型充電式電池や使用済小型電子機器の回収により、ごみ処理施設等の火災防止及びレアメタルなどの資源循環を推進する。

品目	主な回収拠点
古紙（新聞・段ボール・雑がみ）	公共施設、地域集団回収や地域の回収拠点
紙パック	公共施設、地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなど
空き缶（飲料用の空き缶）	公共施設、スーパーマーケットなど
空きびん、ペットボトル	
蛍光管	公共施設、家電量販店やホームセンターなど
乾電池	
小型充電式電池	公共施設、家電量販店など
使用済小型電子機器	公共施設、公民館など
加熱式たばこ、電子たばこ	公共施設、家電量販店やホームセンターなど
古着、古布	地域集団回収や地域の回収拠点、まもる一む福岡、中央体育館、博多・南市民センター、城南区役所など
水銀体温計・温度計・血圧計	公共施設、福岡市薬剤師会会員の薬局・薬店など
使用済み食用油	公共施設、地域の回収拠点など
生ごみ堆肥化物	公共施設など
食品トレイ（白色）	公共施設、スーパーマーケットなど
プラスチック製品	公共施設

ウ リユース品の回収

まだ使用できる不用品については、下記の施設で引取り・提供を行うほか、粗大ごみ等のリユースにつながる取組みを行う民間事業者の登録・紹介制度により、リユースを推進する。

品目	回収場所
古着、古布	臨海 3 R ステーション 西部 3 R ステーション
書籍	
雑貨	
家具	臨海 3 R ステーション

(2) 家庭ごみの排出に当たっての市民の責務等

ア 商品を購入するときは、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、故障時の修理等によりなるべく長期間使用することに努め、その排出抑制を図ること。

イ まだ使用できる不用品については、3 R ステーションのリユース品回収を利用するほか、リユースショップ等を利用し、その排出抑制を図ること。

ウ 排出に当たっては、地域集団回収、地域の資源物回収拠点、スーパーマーケット等における店頭回収の活用などにより、ごみの減量・リサイクルに努めること。

エ 市が定期収集するごみを排出するときは、市長が定めるごみ袋を用い、飛散、流出しないようにするとともに、交通の妨げにならないように注意し、後述(3)の排出場所へ排出すること（西区小呂島を除く。）。また、原則として、決められた日の日没から午前0時までに持ち出すものとする（西区玄界島及び小呂島を除く。）。

オ 収集区分に応じて適切に分別し、排出すること。特に、空きびん・ペットボトルが可燃ごみ又は不燃ごみに混入しないようにすること（西区小呂島を除く。）。

カ 粗大ごみを排出するときは、事前に申込みを行い、必要な券面額の粗大ごみ処理券を貼付し、後述(3)の排出場所へ排出すること（西区玄界島及び小呂島を除く。）。なお、手数料をオンラインで納付する場合は、必要事項を記入した紙を貼付すること。また、決められた日の午前8時30分までに持ち出すこととする。

キ 粗大ごみの申し込みは1回につき10個まで、持ち出しサービスは5個までとする。

ク 定期収集で排出できるごみは、原則として1回につき大サイズ(45L)のごみ袋で10袋までとする。

ケ 臨時に発生する多量のごみ（定期収集日での排出ができないもの）は、市の処理施設へ自ら運搬するか、許可業者に処理を依頼すること。

コ 市長が指定した適正処理困難物（平成9年福岡市告示第236号）を排出するときは、販売店に引取りを依頼する等により、適正に処理すること。

サ 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める廃棄物をいう。以下同じ。）を排出するときは、同法の定めるところにより、小売業者等に引き渡すこと。

シ 家庭用電子機器（特定家庭用機器に該当するものを除く。）を排出するときは、使用済小型電子機器の回収ボックスや販売店等による回収サービスを利用することにより、ごみの減量・リサイクルに努めること。

ス リチウムイオン電池などの小型充電式電池及びこれらを内蔵する家庭用電子機器は、収集時

やごみ処理施設での火災の原因となるため、定期収集では排出せず、回収ボックスに持ち込むこと。

セ 廃パーソナルコンピュータ（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）を排出するときは、製造業者等に引き渡すこと。

ソ 液体物は収集時に路上に飛散する恐れがあるため、液体のままごみ袋で排出しないようにすること。

(3) 家庭ごみの排出場所

ア 可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトル

(ア) 「家庭ごみ収集経路図」で明示された道路等（以下「収集経路」という。）に排出すること。

(イ) 住戸の数が3未満の住宅の場合は、敷地に面した収集経路に排出し、住戸の数が3以上の共同住宅の場合は、収集経路に面した敷地内に設けられた一般廃棄物の保管場所（以下「ごみ置き場」という。）に排出すること。

(ウ) ごみ置き場が設置されていない共同住宅の場合は、敷地に面した収集経路に排出すること。

(エ) 敷地が収集経路に面していない場合は、最寄りの収集経路に排出すること。なお、排出場所は地域で定められている場合があるので、自治会・町内会等を確認すること。

※「家庭ごみ収集経路図」は、各区生活環境課、西区西部出張所、環境局収集管理課で確認することができる。

イ 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターが指示した場所に排出すること。

(4) 事業系ごみの排出に当たっての事業者の責務等

ア 原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の発生抑制に努めること。

イ 排出に当たっては、可燃ごみ、不燃ごみ及び古紙の3分別とし、再生利用可能な古紙等は分別のうえ、再資源化を図るなど、ごみの減量・リサイクルに努めること。

ウ 木くず類は他のごみと分別のうえ、民間事業者施設に運搬し、リサイクルに努めること。

エ 食品廃棄物は他のごみと分別のうえ、民間事業者施設に運搬し、リサイクルに努めること。

オ ごみの処理を他人に委託する場合は、許可業者に委託すること。

カ ごみの排出時に袋を使用する場合には、中身の見えない黒袋などは使用せず、中身の見える袋によること。

キ 有害性のもの、危険性のあるもの等、市が行うごみ処理に支障を来すおそれのあるものを排出しないこと。

ク 特定家庭用機器廃棄物を排出するときは、特定家庭用機器再商品化法の定めるところにより、小売業者等に引き渡すこと。

ケ 廃パーソナルコンピュータを排出するときは、製造業者等に引き渡すよう努めること。

4 中間処理

(1) 市による中間処理

ア 可燃ごみ

可燃ごみは、9-(1)-アに掲げる施設で焼却処理する。

焼却残さは、9-(2)に掲げる最終処分場で埋立処分する。

なお、玄界島焼却場を除く焼却処理施設においては、ごみ焼却の余熱を利用して発電を行い、施設内消費分を除いて、公共施設等に供給するとともに、電力会社に売電する。

また、各工場のごみ焼却に伴う蒸気については、工場内で冷暖房などに利用するとともに、隣接する公共施設などに供給する。

イ 不燃ごみ及び粗大ごみ

不燃ごみ及び粗大ごみ（可燃性のものを除く。）は、9-(1)-ウに掲げる施設で破碎選別処理する。選別後の可燃物は東部工場又は西部工場で焼却処理し、不燃物は東部埋立場又は西部埋立場で埋立処分し、鉄・アルミは回収して売却し、再資源化を図る。

粗大ごみのうち、再使用可能なものについては、臨海3Rステーションにて市民に提供する。

また、破碎選別処理施設に搬入された粗大ごみの一部を分別・回収し、レアメタル等の再資源化を図るほか、破碎選別処理施設及び最終処分場に搬入されたコード類等を前処理工程において分別・回収し、銅などの資源物を再資源化する。

自転車については、破碎選別処理は行わず、別途保管の上売却し、再資源化する。

ウ 空きびん・ペットボトル

空きびん・ペットボトルは、9-(1)-エに掲げる施設で選別等処理を行い、空きびんについては、再商品化事業者または公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が委託する再商品化事業者に引き渡し、ペットボトルについては、ボトル to ボトルリサイクルを実施する事業者に引き渡し、再資源化する。

エ 食品廃棄物

小呂島における食品廃棄物は9-(1)-イに掲げる施設において処理を行う。（民間事業者施設において再資源化するものは除く。）

(2) 民間施設を活用した再生処理

ア 木くず及びせん定枝

木くず及びせん定枝は、9-(1)-カー(ア)に掲げる施設において、再資源化する。

イ 食品廃棄物

食品廃棄物は、9-(1)-カー(イ)に掲げる施設において、再資源化を推進するとともに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく広域のリサイクルルートの活用を図る。

ウ 古紙

古紙は、9-(1)-カー(ウ)に掲げる施設又は古紙の処分を業として行う者により再資源化する。

5 最終処分

排出者又は許可業者が運搬する事業系の不燃ごみ、破碎選別処理施設等における選別後の不燃物及び焼却処理施設における焼却残さは、9-(2)に掲げる施設で全量を埋立処分する。ただし、福岡都市圏南部最終処分場については、福岡都市圏南部工場における焼却残さのみを埋立処分する。

埋立は、セル方式によるものとし、搬入ごみ等は、埋立機材を使用して破碎・敷均^{しきなら}し・転圧を行い、十分締め固めた後、即日覆土する。

浸出水は浸出水処理施設で処理したうえで、東部埋立場・福岡都市圏南部最終処分場は公共下水道に、西部埋立場は河川に放流する。

6 市外への搬出

使用済小型電子機器、食品廃棄物等の再資源化を推進するため、市外の処理施設において再資源化する場合は、各種法令に基づき、関係する市町村と連絡・調整のうえ、実施する。

7 市外からの受入

久山町の可燃ごみ及び不燃ごみ並びに那珂川市の不燃ごみを受け入れる。なお、木くず類については、9－(1)－カ－(7)に掲げる一部の施設への搬入を促し、再資源化を図る。

8 ごみ処理見込量

554,640 トン（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物及び他市町から受託して処理するごみを含む。別図第1参照。）

9 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ処理施設

ア 焼却処理施設

施設名	所在地	型式	施設規模	発電能力
西部工場	福岡市西区大字拾六町1191番地	連続運転式ストーカ炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号	連続運転式ストーカ炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区大字玄界島タテバサキ310-2	間欠運転ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 (株)福岡クリーンエナジー 建設・運営)	福岡市東区蒲田五丁目11番2号	連続運転式ストーカ炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (福岡都市圏南部環境 事業組合 建設・運営)	春日市大字下白水104番地の5	連続運転式ストーカ炉	510トン/日	16,700kW

※福岡都市圏南部環境事業組合は、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成する一部事務組合である。

イ 生ごみ処理施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ処理場	福岡市西区大字小呂島字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区大字小呂島306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

ウ 破碎選別処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力
東部資源化センター	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	回転式破碎機	175トン/5h
西部資源化センター	福岡市西区大字拾六町1191番地	回転式破碎機	100トン/5h

エ 空きびん・ペットボトル選別等処理施設

施設名	所在地	処理能力
大和株式会社 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	古賀市薬王寺1719番地の1	38トン/7h
株式会社環境開発 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区大字太郎丸801番地の1	38トン/8h

オ 中継保管施設

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル 中継保管施設	福岡市東区蒲田五丁目14番2号	341立方メートル	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光灯及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	—	540平方メートル

カ 民間事業者施設（一般廃棄物処分業許可業者）

(ア) せん定枝等再資源化施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破砕施設	福岡市東区東浜二丁目85-25	破砕	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破砕施設	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13-1	破砕	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破砕施設	福岡市南区桧原五丁目17番30号	破砕	4.56トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等堆肥化施設	福岡市城南区南片江六丁目21番8号	破砕・堆肥化	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破砕施設	福岡市西区大字羽根戸786番地の1	破砕	4.56トン/日

(イ) 食品廃棄物再資源化施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エイジェンシー 食品廃棄物飼料化施設	福岡市西区大字太郎丸664番地1 福岡市西区大字太郎丸字上割795番地1、795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日
福岡バイオフードリサイクル株式会社 食品廃棄物メタン化施設	福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号 福岡市西区大字太郎丸字上割782-1、783、784-1、785-1、786-1、789-1、790-1、791-1	湿式メタン発酵・破砕・脱水	58トン/日

(ウ) 古紙再資源化施設

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクルセンター株式会社 紙類等圧縮梱包施設	福岡市博多区西月隈四丁目1番7号	圧縮・梱包	124.8トン/日

(2) 最終処分場(埋立場)

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量	残余容量
東部（伏谷）埋立場	糟屋郡久山町大字山田1431番地の1	約22.5万平方メートル	約503万立方メートル	約192万立方メートル
西部（中田）埋立場	福岡市西区今津4439番地	約18万平方メートル	約235万立方メートル	約125万立方メートル
福岡都市圏南部最終処分場 （福岡都市圏南部環境事業組合 建設・運営）	大野城市大字中906-12番地	約15.2万平方メートル	約52万立方メートル	約44万立方メートル

※残余容量は、令和5年3月末現在

(3) 啓発施設

施設名	所在地	施設概要
西部リサイクルプラザ （西部3Rステーション）	福岡市西区今宿青木1043番地の2	ごみ減量・リサイクル活動の場の提供、情報提供、各種講座やイベントの開催等を行うとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施する。
臨海リサイクルプラザ （臨海3Rステーション）	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号	

第3 生活排水処理計画

1 し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽等汚泥の処理

くみ取りを要するし尿については、市が収集・運搬及び処分を行い、浄化槽等汚泥（浄化槽汚泥、建築物地下排水槽（ビルピット）汚泥（し尿を含むものに限る。）及びディスポーザ排水処理システムからの排水汚泥をいう。以下同じ。）については、許可業者が収集・運搬し、市が処分する。

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬計画は、次表のとおりである。

種 類	収集区域	収集回数	収集の方法
し 尿	市の区域	原則として月 1 回	市民の申込みにより市が戸別収集する。
浄化槽等汚泥	市の区域	随 時	浄化槽等清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

※ 収集したし尿又は浄化槽等汚泥は、6 に掲げるし尿処理施設に運搬するものとする。

(2) 中間処理及び最終処分計画

中部汚泥再生処理センターに運搬されたし尿及び浄化槽等汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後希釈し、公共下水道へ放流する。脱水汚泥は、臨海工場又は東部工場、西部工場で焼却処理し熱エネルギーを回収する。

2 し尿（くみ取りを要するものを除く。）及び生活雑排水の処理

下水道処理（集落排水設備処理等を含む。）を基本とし、引き続き下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理に対しては、生活雑排水からの汚濁物質の除去、浄化槽等の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図る。

令和6年度し尿処理計画水洗処理区域人口（人口普及率）1,641,500 人（99.7%）

※行政人口 1,645,900 人

3 生活排水の処理に関する市民及び事業者の義務等

- (1) し尿のくみ取りについては、申込み（世帯人員の変更を含む。）又は解約を必ず行うこと。
- (2) 多量の水を必要とする便器を設置しないようにすること。
- (3) 浄化槽等管理者は、関係法令を遵守し、浄化槽等の保守点検及び清掃を実施すること。
- (4) 生活雑排水の排出に当たっては、調理くず及び油を除去する等により、その水質の汚濁を防止するように努めること。

4 市外からの受入

久山町のし尿及び浄化槽等汚泥を受け入れる。

5 計画処理量

16,470 リットル（久山町分を含む。別図第2参照）

6 し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	資源化方式	計画日量
中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区那の津二丁目11番3号	固液分離処理方式 （下水道放流）	助燃剤	65k1/日

X 環境局事業年表

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環境保全関係	備 考
1980年 (明13)		●各戸ごとの収集			●清潔法施行(県達)
1983年 (明16)		●福岡部、博多部の大半が、常置された掃除夫により各戸ごとの定期収集が開始される。			
1989年 4月 (明22)					●市制施行 ●人口50,847人
1890年 4月 (明23)	●庶務課に衛生係設置				
1891年 (明24)		●収集業務の民間請負開始			●福岡市掃除定則制定 ●汚物掃除法施行
1900年 4月 (明33)					
1903年12月 (明36)	●掃除監督部設置				
1910年 4月 (明43)	●掃除法設置				
1920年12月 (大9)	●衛生課に拡大強化				
1926年 (大15)		●本市初の焼却場完成(曙町80t/日)			
1935年 1月 (昭10)		●席田焼却場完成(110 t / 日)			
1944年 5月 (昭19)		●席田焼却場廃止			
1947年 8月 (昭22)	●衛生課から清掃課に変更				
1948年 9月 (昭23)		●東部焼却場完成(下臼井120 t / 日)			
1951年 (昭26)			●収集業者による収集始まる		
1952年12月 (昭27)	●清掃課、衛生課に統合				
1953年 4月 (昭28)		●収集手数料制定 1 日排出量 5 kg 以上のとき 1 kg につき 1 円	●直営収集開始 1 斗 (18 L) につき 1 円		●大豪雨により水害発生 ●「福岡市塵芥搬出及び屎尿汲取手数料条例」制定
6 月		●大口収集手数料 制定 4 t 種 1 台につき 1,000 円	●収集手数料制定 1 桶 (正味 1 斗入) につき 15 円		
1954年 6月 (昭29)	●清掃課復活	●手数料を月額制に改正 排出量 5 kg 未満は月 40 円、5 kg 以上は、5 kg ごとに月 30 円加算 ●特別搬出手数料制定 月排出量 150 kg 以上 200 kg 未満月 40 円、200 kg 以上	●大口収集手数料制定 大型ポンプ車 1/4 につき 500 円 小型ポンプ車 1/5 につき 150 円 ●清掃作業所(船舶基地) 完成 地下タンク 50kL 地上タンク 100kL		
7 月 9 月					

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環境保全関係	備 考
		150kg ごとに月 20 円加算 ●燃えがら搬出手数料制定 1 箱につき 10 円 ●事業系ごみの許可制度開始	(銅板製) 投入口 5 ケ所		
1955年 4月 (昭30)		●那珂町編入に伴い南部焼却場移管(7t/日) ●河川浮遊ごみ収集委託開始(那珂川) ●臨時搬出手数料を制定 4 t 積 1 / 4 につき 250 円	●許可制度実施(164 名、182 台) ●し尿投棄船「清福丸」完成 (91.8 t) ●し尿海洋投入開始 (直営) ●し尿中継槽投入使用料制定 1 石につき 10 円		●人口 50 万人突破(10 月国勢調査 544, 312 人)
5 月					
6 月					
1957年 4月 (昭32)		●収集手数料を、1 週当たり収集回数(毎日、週 3 回、週 2 回、週 1 回)及び重量による月額に改正 ●燃えがら搬出手数料増額改定	●許可業者 133 名 160 台となる。		●ごみの夜間収集へ漸次移行開始
6 月					●自然公園法制定(10 月施行)
10 月		●一般家庭週 2 回収集開始			
1958年 4月 (昭33)		●じんかい焼却手数料制定 普通貨物車 1 台につき 200 円	●し尿中継槽投入使用料増額改定 180 L ごとに 20 円		●「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」施行
6 月					
1959年 7月 (昭34)	●東西掃除作業所(係) 設置				
1960年 4月 (昭35)	●清掃作業所(係、船舶基地) 設置	●特殊容器からの搬出手数料制定 1 世帯 1 月 30 円 ●燃えがら搬入手数料を改正 20kg を超えるものにつき 50kg ごとに 10 円 ●犬、猫等の死体処理手数料制定 1 体につき 100 円 ●旧西焼却場廃止(曙町) ●西じんかい処理場完成(焼却量 150 t / 日)	●し尿投棄船「第二清福丸」完成(鉄鋼船 215.28 t) ●許可業者 86 名 123 台となる		
5 月					
10 月					

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
12月	●東、西清掃作業所(係)を清掃事業所に拡大 ●西じんかい処理場(係)設置				
1961年 8月 (昭36) 10月	●コンクリート容器規格制定 ●旧東部焼却場廃止(下臼井) ●正手埋立場(36年10月～38年9月) ●東じんかい処理場完成 (焼却量150t/日)				
1962年 4月 (昭37)		●収集手数料増額改定	●手数料増額改定 ●ホース延長距離による加算料金制定—30m以上、10mごとに1円加算		●「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」制定(8月施行)
5月					
7月		●じんかい焼却手数料改正			●「工業用水法」改正
8月		●一部地区別収集委託開始(不燃物)			●オークランド市(米)と姉妹都市締結
10月					●「ばい煙の排出の規制等に関する法律」施行
12月					●「狩猟法」を「鳥獣保護及び狩猟に関する法律」に改正
3月					
1963年 6月 (昭38)					●集中豪雨により水害発生(浸水家屋10,130戸)
8月			●許可業者の収集地域割当制採用	●降下ばいじん量測定開始 (市内10ヶ所)	
1964年 4月 (昭39) 7月	●各清掃事務所に指導係を設置	●ポリ容器の普及推進開始	●海洋投入業務委託開始(1社)	●天神交差点自動車排出ガス測定開始(検知管法)	
11月		●収集手数料増額改定 ●犬、猫等の死体処理手数料改定1体につき130円			●手数料の原価計算方式を採用するとともに、一般家庭は人頭制、それ
1965年 1月 (昭40)					

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
			以外は従量制とし、併せて手数料の一部市負担開始(人頭制1人1月57円(別途市負担3円)) 従量制18Lにつき28円50銭(別途市負担1円50銭) ●し尿中糞投入使用料廃止		
4月	●衛生局に清掃部設置(管理課、業務課、東、西清掃事務所)				●清掃対策協議会設置1年間委嘱 ●清掃モニター制度発足 ●清掃法の一部改正 ●「公害防止事業団法」制定 ●清掃基本調査実施(全市対象)
6月		●旧蒲田埋立場理立開始			●硫酸酸化物測定開始 (市内10ヶ所)
9月					●公害防止事業団設立
10月					
12月		●隣接町(久山町)の処理受託開始			
1966年 4月 (昭41)		●御笠川(石室川)清掃委託開始 ●市内全域不燃物分別収集委託開始(可燃物は戸別、不燃物はステーション収集)			●新清掃作業所し尿中糞基地完成 貯留能力1,200kL(200kL/日)併せてし尿中糞基地管理委託開始 ●隣接11町の処理受託開始
1967年 4月 (昭42)	●清掃部に施設課設置	●処理場搬入手数料廃止 ●「清掃週間」全市一斉清掃開始	●許可業者48名123台となる ●し尿投棄船「清福丸」廃船 ●福岡市汚物取扱業統合資金融資制度発足		●「清掃法」制定(4月22日)
7月		●主な幹線道路に道路清掃車(ロードスイーパー)を採用委託			●「公害対策基本法」「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」制定施行
8月			●清掃実態調査実施(全市対象)		
11月			●し尿収集問題調査研究協議会発足		

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
12月	●南清掃事務所 (課) 設置	●清掃監視員制度 発足			
1968年 4月 (昭43)		●収集手数料を重量による計算から容積による計算に 改定	●手数料増額改定	●市内主要河川の 水質調査開始(那 珂川他 9 河川、委 託調査)	●清掃協力者の表 彰を始める
5月	●じんかい埋立管 埋事務所(係)を 設置				
6月					●「大気汚染防止 法」「騒音規制法」 制定 (12月施行)
9月		●田蒲田埋立場埋 立終了 ●八田埋立場埋立 開始	●収集用全車両 (許可業者含む) に脱臭器取付 ●収集業務委託の ためのくみとり申 込書受理(全市区)		
10月	●清掃部管理課内 に委託制度実施 「準備係」設置				
11月					
12月		●博多川清掃委託 開始 ●南部焼却場廃止 (昭和28年、旧那珂 町が設置したもの の)			
1969年 3月 (昭44)					
4月	●衛生局環境衛生 課に公害調査係新 設		●公衆便所清掃委 託開始	●騒音規制地域指 定(市街地を重点 に騒音の規制を行 い、特定工場等の 監視を行う)	
5月					
7月					●(財)福岡市環 境衛生公社設立
10月	●清掃部を清掃局 に拡大強化し、業 務課を業務第1課 及び業務第2課に 分課 ●公害調査係を公 害係に改め主査を 配置	●収集業務委託開 始(1公社19台、 12業者89台計108 台) ●手数料徴収事務 委託開始 ●許可業者は浄化 槽清掃(2業者、 12台)のみとなる ●ホース延長距離 による加算料金を 廃止			
1970年 2月 (昭45)		●姪浜埋立場(不 燃物)埋立開始 ●西部清掃工場起 工			
4月					●「福岡県公害防 止条例」制定(7 月施行)
6月					●福岡市公害対策 協議会(助役及び

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
7月	●衛生局に公害課 を新設(3係8人)		●町を単位とした 定期収集開始	●硫酸酸化物自動 測定開始(市役所 屋上)	●第64国会で公害 関係14法が制定 ●「廃棄物の処理 及び清掃に関する 法律」制定 (昭46.9月施行) ●「水質汚濁防止 法」制定(昭和46. 6.24施行)
9月				●市内11河川の有 害物質調査 ●ばい煙等影響調 査実施(西保健所 管内500人) ●ビル暖房燃料調 査及び指導	
10月 12月	●衛生試験所開設				
1971年 1月 (昭46)			●し尿収集問題 調査研究協議会開 会	●一酸化炭素自動 測定開始(天神交 差点)	
2月				●市内各大学で使 用される薬物調査 実施	
3月			●収集委託業者2 社(12台)が廃業、 1公社、10業者で 109台となる	●ビル暖房使用燃 料アンケート調査 ●大気環境測定車 「みどり号」完成	●「福岡県公害防 止条例」改正
4月					●志賀町編入 ●支所制度発足
5月	●清掃局を2部制 化(管理部、作業 部) ●清掃事務所(東、 西、南)を廃止し、 東部作業課西南部 作業課を設置 ●支所市民生活課 に清掃係を設置 し、旧清掃事務所 の指導員を配置 ●公害苦情相談員 配置(公害課、各 保健所12人)			●大気環境測定車 「みどり号」測定 開始(主要交差点 12ヶ所) ●工場実態調査実 施(約600工場を対 象に聴取り調査)	
6月					●「悪臭防止法」 制定(昭47.5月施 行) ●環境庁設置
7月 8月		●能古島収集開始	●浄化槽業者3業 者14台となる ●能古島収集開始		

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月 11月			(直営)	●那珂川、御笠川水質調査開始 ●市内貫流河川及び博多渡の水質、底質の健康阻害物質調査実施	●福岡県清掃協議会設立
12月				●騒音規制法規制対象工場の一斉立入検査実施(668工場)	●公共用水域の水質汚濁に係る環境基準告示(S46.12.28)
1972年 1月 (昭47)					
3月	●西南部作業課(第2係)事務所移転	●西じんかい処理場廃止 ●西部清掃工場竣工 処理能力450 t / 日 (150 t × 24 h × 3基)			
4月	●西じんかい処理場(係)を廃止し、西部清掃工場(課)を設置 ●衛生局に公営部を新設(2課、4係、22人)	●くずかご、吸いがら入れ設置を始める ●玄界島焼却場竣工(1 t / 日) ●街路清掃を委託により始める ●処理手数料(定期、臨時搬出)の改定			●「福岡市清掃条例」を廃止し「福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「同施行規則」を制定 ●政令指定都市へ移行(5区制)
5月				●PCB使用関連工場実態調査実施	●PCB対策委員会設立(関係局長による汚染対策等の調査研究)
6月		●産業廃棄物処分費用徴収開始			●「国連人間環境会議」開催(スウェーデン、参加114ヶ国)
7月				●47年1月の立入検査結果に基づき改善勧告(176工場)	●PCBの排出等に関する暫定指導指針の設定
8月		●庭浜埋立場埋立完了		●PCB環境汚染調査実施	●PCBの排出等に関する暫定指導指針の設定
10月		●今津第1埋立場(不燃物)埋立開始		●公害パトロールカー活動開始	
11月				●庁用車の排ガス浄化装置取付開始	
12月		●庭浜埋立場埋立完了			
1973年 1月 (昭48)		●今津第1埋立場(不燃物)埋立開始			
3月		●八田埋立場埋立完了 ●久山埋立場(可燃物)埋立開始	●し尿投棄船「清福丸」完成	●大気汚染監視設備完了(屋上局4局、地上局3局をテレメーター化)	

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
4月	●管理部に建設課を新設 ●管理部に副主任主査(用地担当)を新設 ●管理部業務第2課に産業廃棄物指導係を新設 ●清掃作業所(係)を課に拡大強化 ●じんかい埋立管理事務所を東部及び西部じんかい埋立管理事務所に2係化 ●管理課を庶務課に名称変更		●海洋汚染防止法施行令の一部改正により、基地より62海里の海域に投棄海域を変更 ●し尿廃棄船「第2清福丸」廃船 ●し尿収集車両にホース自動巻取機採用		●管理部、本庁より第一生命ビルの仮庁舎に移転 ●「福岡市公害対策審議会」設置
5月					●大気の汚染に係る環境基準(一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)告示(昭48.5.8) ●大気の汚染に係る環境基準(二酸化硫黄)告示(昭48.5.16)
6月				●第1回環境週間(ノーカーデー、私たちの環境展、施設見学、ボスター募集等)	●「博多湾総合調査委員会」設置
7月				●大気汚染物質排出量総合調査開始(環境庁委託)	●福岡地区広域行政推進会議「清掃部会」発足
10月					●「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」及び「化学物質の審査及び製造の規制に関する法」制定 (昭49.4月施行) ●大豪雨による水害発生
11月			●し尿収集問題調査研究協議会(第2回)発足	●し尿収集問題調査研究協議会(第2回)発足	
12月			●福岡市し尿収集業者転業準備資金融資制度発足	●燃料規制地域の重油一斉調査実施	
1974年 2月 (昭49)				●地下水調査(環境庁の委託により県との合同調査)実施	
3月		●粗大ごみ処理施設竣工	●玄界島し尿処理場竣工(処理能力2kl / 日)	●那珂川水質自動測定局完成	
4月	●管理部業務第2課産業廃棄物指導係を課へ拡大強化	●処理手数料改定(施行10.1) ●久山埋立場コン	●公園内公衆便所関連事務を都市計画局公園緑地部へ		

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月		バクター導入 ●今津第1埋立場埋立終了 ●今津第2埋立場埋立開始	移管 ●福岡市し尿収集業者転業資金融資制度発足	●市内環境騒音測定開始	
6月		●東部清掃工場起工			
7月		●廃油中継所竣工			
9月			●玄界島し尿収集開始		
10月		●今津第2埋立場埋立終了 ●併用世帯に対する収集料金の補助			
11月		●粗大ごみ収集開始 ●産業廃棄物処分費用改定		●新幹線騒音測定開始	
1975年 1月 (昭50) 2月		●今津埋立場(不燃物)にコンバクターを導入し埋立開始		●箱崎1区埋立地の企業14社と公害防止協定締結	
3月				●室見川水質自動測定局完成 ●警固自動車排出ガス測定局完成	●早良町編入
4月	●建設課に建設第2係を新設 ●管理部施設課を作業部へ移管	●新蒲田埋立場(可燃物)埋立開始 ●「ごみとわたしたち」を社会科副読本として使用開始	●し尿収集問題調査研究協議会(第2回)閉会		●東部下水処理場運転開始
5月					●県営御笠川、那珂川流域、下水那珂終末処理場運転開始
7月				●広域環境振動調査開始	●「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」制定、施行
8月		●清掃モデル地区制度開始			●人口100万人突破(10月国勢調査1,000,214人)
10月					●福岡市あき伍・あきびん処理対策協議会設立
1976年 1月 (昭51)			●久山中継所竣工貯槽能力500kL(200kL/日)	●六本松自動車排出ガス測定局完成	
3月					
4月	●庶務課に主査、清掃作業所に久山中継所を設置	●処理手数料の改定	●収集委託車両107台となる(10業者77台、1公社30台)		●全国都市清掃会議を福岡市で開催

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	●作業部東部清掃工場を新設	●東じんかい処理場閉鎖	●海洋汚染防止法施行令により、福岡市より約230kmの海域投棄海域を変更 ●海洋投入業務委託が2社となる ●港湾敷地内公衆便所運送事務を港湾局へ移管 ●し尿収集問題調査研究協議会（第3回）発足		
6月					
7月					
9月					●管理部及び作業部施設課、本庁舎ビル（北別館）に移転
10月		●東部清掃工場竣工 （焼却能力600 t／日）	●東部清掃工場竣工 （焼却能力600 t／日）		
11月		●久山埋立場埋立終了	●久山埋立場埋立終了		
1977年 1月 (昭52)		●南部清掃工場建設に関する基本協定締結	●南部清掃工場建設に関する基本協定締結		
3月	●庶務課の主査廃止	●清掃監視員制度廃止	●清掃監視員制度廃止	●福岡市の公害対策はいかにあるべきかについて、福岡市公害対策審議会の中間答申 ●箱崎1区埋立地の企業6社と公害防止協定締結	●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法」施行 ●清掃モニタリング制度廃止
4月		●処理手数料改定	●処理手数料改定		
7月		●新蒲田埋立場埋立完了 ●清掃推進委員会発足 ●武節ヶ浦埋立開始 ●南部清掃工場設置手	●新蒲田埋立場埋立完了 ●清掃推進委員会発足 ●武節ヶ浦埋立開始 ●南部清掃工場設置手	●し尿収集実施調査実施（～8月、全市一斉）	
8月					
11月					
1978年 3月 (昭53)			●東部清掃工場余熱利用施設の竣工 ●武節ヶ浦、今津埋立場汚水処理施設（1系）竣工（各600m ³ /日）	●し尿収集問題調査研究協議会（第3回閉会）	
4月	●作業部を施設部に名称変更し、副主幹を管理課に名称変更し施設部へ、建設課を施設部に移管し、東部、西南部事業所を名		●直営のし尿収集車両を5台減車（17台→12台）	●悪臭3物質の追加告示（福岡市公害対策審議会答申による）	

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	称変更し管理部へ移管、清掃事業所を中部中継所に名称変更 ●業務第2課に、普及係を新設し、清掃パトロール班の設置 ●東部、西南部事業所に機動処理班設置	●許可収集業者の地域割実施 ●産業廃棄物処分費用改定 ●一般廃棄物処分手数料徴収開始			●異常漏水による制限給水始まる
6月					●大気の汚染に係る環境基準（二酸化窒素）告示（昭53.7.11）
7月					●台風18号による風害発生 ●10大都市清掃事業協議会を福岡市で開催
9月		●資源ごみ回収テスト実施			●制限給水全面解除
1979年 3月 (昭54)		●不燃性収集ごみの組織調査報告 ●ごみの新処理技術に関する基本調査報告	●昭和53年度し尿処理に関する調査委託報告 ●委託業者4社16台を転廃業（1社は業務縮小）し、1公社7業者106台となる	●福岡市の公害対策はいかにあるべきかについて、福岡市公害対策審議会への答申	
4月		●資源ごみ回収テスト継続実施（54年度中）			●福岡、広州友好都市締結 ●豪雨による災害発生（～7月） ●市政90周年式典 ●博多港、オーークランド港（NZ）姉妹港締結
5月					
6月					
10月				●福岡市公害防止計画策定（目標年次：昭和60年度）	
1980年 1月 (昭55)	●施設部に副主任を設置	●今津汚水処理施設（2系）竣工（600m ³ /日）			
4月	●施設課に主査設置	●処理手数料改定 ●資源ごみ回収テスト継続実施（55年度中） ●「再資源化調査研究会」設置 ●リサイクルングフェア開催（3日）		●「福岡市合成洗剤対策実施要綱」制定	
6月					
9月					

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月	●南部清掃工場組織発足	間入場者約18,000人） ●小呂島焼却設備費補助 ●ごみゼロ隊発足 ●南部清掃工場竣工（焼却能力600t/日）			●西部下水処理場運転開始
1981年 3月 (昭56)	●施設部副主任廃止				
4月	●管理課に主査設置	●モラルでクリーン運動実施 ●処理手数料改定			●市営地下鉄開通 ●汚でい処理センター開所（下水道局）
5月					
12月					
1982年 3月 (昭57)	●西南部事業所（1係）移転改築				
4月	●施設課の主査を廃止し、施設第3係を設置 ●公害部を環境保全部に名称変更	●不法投棄通報制度発足 ●処理手数料改定	●し尿処理手数料改定 ●小呂島清掃運輸施設整備費補助	●大気環境測定車「みどり号」廃止業務委託に切替 ●「福岡都市圏合流式汚水処理施設整備要綱」制定	●新7区発足 ●福岡市議会棟竣工
5月					
6月					
10月			●し尿処理委託町が2市6町となる		●福岡・ポルドー姉妹都市締結
11月					
1983年 1月 (昭58)		●伏谷埋立場工事着工			
4月		●小呂島不燃性ごみ収集運輸委託開始	●し尿処理手数料にリンク制を採用（簡易水洗便所） ●収集委託車両104台となる	●香椎大気汚染測定局完成	●浄化槽法制定（昭60.10月全面施行）
5月		●犬猫等の死体処理手数料改定1体につき800円			
6月		●処理手数料改定			●福岡市環境管理計画技術検討委員会設置
1984年 4月 (昭59)		●処理手数料改定	●収集委託車両102台となる	●11大都市清掃事業研究会を福岡で開催	
6月				●「福岡市光化学オキシダント緊急時対策実施要綱」制定	
8月					●「環境影響評価実施要綱」閣議決定
10月		●東部破砕処理センター着工			

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
1985年 1月 (昭60)				●公害監視局移設 (市役所新館前から北別館へ) ●「名水百選」に 本市「不老水」が 選定される	
3月					
4月	●西部清掃工場に 試験係を新設	●処理手数料改定 ●直営のごみ収集 車両をダンプより パッカーに転換 (パッカー7台、 レーンダンプ4 台)	●し尿処理手数料 改定 ●収集委託車両98 台となる ●直営のし尿収集 車両を5台減車 (12台→7台)		●福岡市浄化槽清 掃業の許可申請手 数料等に関する条 例制定(10月施行) ●福岡市浄化槽法 施行細則制定 (10月施行) ●福岡市浄化槽清 掃業の許可等に関 する規則制定 (10月施行)
7月					
9月					
11月				●環境管理計画の 基本的考え方につ いて福岡市環境管 理計画技術検討委 員会より報告書提 出	
12月		●東部汚水処理施 設(伏谷系)竣工 (600m ³ /日)			
1986年 4月 (昭61)	●衛生局環境保全 部をあわせて環境 局と名称変更 また産業廃棄物指 導課を環境保全部 に移管 ●東部清掃工場に 東部破碎処理セン ターを開設	●処理手数料改定 ●収集委託車両94 台となる ●小呂島し尿収集 費補助	●収集委託車両94 台となる ●小呂島し尿収集 費補助		
5月			●清掃問題調査研 究協議会(第4回) 発足		
6月					●福岡・オークラ ンド(NZ)姉妹 都市締結
9月	●東部破碎処理セ ンター竣工 ●玄界島可燃性ご み収集運搬委託開 始			●「福岡市におけ る環境について」 福岡市環境プラン を策定し、環境対 策を進めるべきと の答申を得る ●「福岡市環境プ ラン」策定	
10月			●収集委託車両93 台となる		

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
12月					●「福岡市環境プ ラン推進委員会」 設置(これに伴い 福岡市環境管理計 画技術検討委員会 を廃止) ●福岡市公害対策 協議会を福岡市環 境保全対策協議会 に改組
1987年 3月 (昭62)					
4月	●庶務課計画係を 廃止し、計画課を 新設 ●業務第2課の調 査係を廃止 ●管理課主査を廃 止 ●建設課に建設第 3係を新設	●ごみ処理手数料 改定 ●産業廃棄物処理 業許可期限導入	●収集委託車両98 台となる		
5月				●「福岡都市圏合 成洗剤対策連絡会 議要綱」を展覧 せ、「福岡都市圏生 活雑排水対策連絡 会議要綱」を制定	
6月			●清掃問題調査研 究協議会(第5回) 発足		
7月		●粗大ごみ収集を 3ヶ月に1回から 月1回の不燃性ご みとの混合収集に 変更 ●第1回清掃展開 催(入場者3,393 人)			
9月					
1988年 3月 (昭63)		●武節ヶ浦埋立場 埋立終了			●中部中継所建替 完了
4月	●計画課に主査を 新設 ●東部清掃工場に 東部汚水処理場を 新設	●伏谷埋立場埋立 開始 ●ごみ処理手数料 改定	●収集委託車両94 台となる ●収集車にアルミ 架装車年次的に採 用		●福岡市行政棟竣 工 ●環境局新行政棟 へ移転
6月					
7月					
9月		●「ごみ減量対策 推進本部」設置			
12月			●小呂島にコンボ スト設置年次的に 補助開始		
1989年 2月 (平元)		●市役所本庁舎に おいて古紙回収を 開始		●吉塚大気汚染測 定局移設(福岡第 1病院から東吉塚 小学校へ)	●アジア太平洋博 覧会(よかトピア) 開催 ●福岡・イポー姉 妹都市締結
3月					

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
4月	●業務第2課に主査を新設 ●主幹設置	●ごみ処理手数料改定 ●犬猫等の死体処理手数料改定 1体につき1,000円 ●区役所において古紙回収を開始	●収集委託車両77台となる	●環境庁から「ふるさとといきもの里（小動物生息環境保全地域）」に室見川中上流一帯が選定される	
7月					
10月	●業務部に副主幹、主査設置		●玄界島し尿処理場を改造 (2kl/日→3kl/日)	●福岡・金山広域行政交流都市締結	
1990年 2月 (平2)					
3月	●業務部の副主幹、主査廃止			●福岡市環境保全基金条例」制定	
4月	●主幹廃止 ●業務第2課主査を廃止し、ごみ減量推進室を新設 ●指導課に主査を新設	●第1期ごみ減量モニター委嘱 ●市役所内のPPC用紙に再生紙を使用開始 ●ごみ処理手数料改定	●し尿処理手数料改定 ●収集委託車両71台となる ●直営のし尿収集車を2台減車（7台→5台）		
5月				●第1期環境モニター委嘱	
7月		●東部清掃工場第2工場竣工			
8月		●福岡市ごみ処理（施設設備）計画策定			
9月	●「かーるマークの店」制度開始			●第45回国民体育大会（とびうめ国体）を福岡市で開催	
12月			●し尿業界との協定書等の締結（平成5年度未廃業）		
1991年 3月 (平3)				●第2、第4土曜日閉庁実施	
4月	●環境保全部「調整課」を「環境管理課」に名称変更 ●産業廃棄物指導課に計画調整係を新設 ●西部清掃工場に新設 ●新設 ●設備主査を新設	●市役所内の全印刷物等を原則として再生紙に切替 ●一般家庭可燃物収集車色変更 ●バックカー車火災実験 ●生ごみコンポスト化容器購入補助制度開始 ●地域集団回収表彰制度開始 ●福岡市産業廃棄物処理指導計画策定	●収集委託車両64台となる	●「再生資源の利用の促進に関する法律」制定（10月施行）	
6月					
7月					
8月				●土壌の汚染に係る環境基準告示（H3.8.23）	

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
9月		●福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱施行 ●事業所古紙回収説明会開催 ●都市美化推進モデル事業開始	●福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱施行 ●事業所古紙回収説明会開催 ●都市美化推進モデル事業開始	●「第1回福岡市・金山直轄市環境行政交流会議」開催	
10月					
1992年 1月 (平4)					
2月					
3月				●「福岡市環境配慮指針」策定	●（財）福岡県環境保全公社設立
4月	●「業務部」を「管理課」に名称変更し、環境保全部の産業廃棄物指導課を管理課に移管 ●環境保全部の指導課を水質調査課と大気課に分課 ●東部、南部、西部工場に運転係を新設 ●西部工場に廃棄物試験研究センターを新設 ●清掃推進委員を環境推進委員に変更	●空き缶選別プレス車「カンパク大将」運行開始 ●ごみ処理手数料改定 ●市役所内で使用する紙類について原則として中性・再生紙に切替 ●「ラブアース・クリーンアップ」キャンペーン開始 ●「ラプアース・クリーンアップ」キャンペーン開始 ●区役所で資源回収啓発事業（クリーン・リサイクル）開始 ●福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議設置 ●「清掃週間」を「清掃月間」に改める	●収集委託車両59台となる ●海洋投入業務委託が1社となる	●第1回「子ども地球環境会議」開催 ●毎月14日を「環境デー」とする ●第1回「環境元年宣言記念市民フォーラム」開催 ●「環境にやさしい都市をめざす福岡市」を発言表 ●「環境にやさしい都市をめざす福岡市」の行動計画策定 ●「福岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃止し、「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定	
5月					
6月					
8月					
9月					
12月					
1993年 3月 (平5)					

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環境保全関係	備 考
4月	●東部埋立管理事務所及び東部汚水処理場を統合し、東部埋立管理事務所を新設 ●東部埋立管理事務所の新設 ●ごみ減量推進室の推進係を第1係とともに、第2係を新設 ●建設課に主査（廃棄物資源化等）施設整備担当を新設 ●区役所市民相談室に主査（ごみ減量推進担当）を新設	●福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定 ●市役所内の機密文書再資源化のための大型シュレッダーを北別館に設置 ●出張所で資源回収啓発事業開始 ●ガラスびん拠点回収事業開始 ●ガラスびん選別センター選別開始	●直営の海洋投入を廃止（委託1社となる） ●し尿投棄船「清福丸」廃船となる ●し尿処理手数料改定	●「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」制定（10月施行） ●「福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会」設置	●「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」制定（4月施行） ●「福岡市環境基本法」制定 ●「福岡市環境審議会条例」制定（8月施行）
5月					
7月					
10月	●西部清掃工場に主査（西部破砕選別処理施設開設準備担当）を新設	●ガラスびん拠点回収事業開始 ●ガラスびん選別センター選別開始		●「福岡市自動車交通公害防止計画推進協議会」設置	●福岡・アトランタパートナートシップ都市締結
11月					
1994年 3月 (平6)					
4月	●業務第1課及び業務第2課を統合し、業務課を設置 ●西部埋立管理事務所（課組織）を新設 ●ごみ減量推進室にリサイクルプラザ（係組織）を新設 ●計画課の主査を廃止し、業務第2課の普及係を計画課に移管 ●清掃施設の名称変更により、東部、南部、西部清掃場をそれぞれ東部、南部、西部工場に、また東部破砕処理センターを東部資源化センターに名称変更	●業務第1課及び業務第2課を統合し、業務課を設置 ●西部埋立管理事務所（課組織）を新設 ●ごみ減量推進室にリサイクルプラザ（係組織）を新設 ●計画課の主査を廃止し、業務第2課の普及係を計画課に移管 ●清掃施設の名称変更により、東部、南部、西部工場をそれぞれ東部、南部、西部工場に、また東部破砕処理センターを東部資源化センターに名称変更	●委託業者7社が一斉廃業（収集委託車両は福岡市環境衛生公社16台、都市環境30台などで48台となる）	●「環境基本法」制定 ●「福岡市環境審議会条例」制定（8月施行）	

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環境保全関係	備 考
5月	●西部工場の主査（西部破砕選別処理施設開設準備担当）を廃止し、西部資源化センターを新設 ●区役所の市民相談室環境係及び主査（ごみ減量推進担当）を環境課に移管	●リサイクルプラザ供用開始 ●西部資源化センター竣工			●福岡都市圏空き缶等対策協議会設立
6月					
7月					
10月					
1995年 3月 (平7)		●廃木材の資源化事業開始			●散乱防止条例で定める「特定容器回収促進区域」の指定を拡大 ●「悪臭防止法」改正 従来の器械分析に加え、人の嗅覚による測定も行われるようになる（平8年4月施行）
4月	●建設課を工場建設課（名称変更）と工場整備課（新設）に分課 ●産業廃棄物指導課に主査（特別管理産業廃棄物の指導担当）を新設 ●水質騒音課を水質課に大気課を大気騒音課にそれぞれ名称変更 ●水質課に第2係を新設	●直営のごみ収集にのみ、公共施設のごみについて分別収集の徹底及び資源ごみ（ガラスびん及び古紙）収集を開始	●直営のし尿収集を廃止（収集委託車両は、福岡市環境衛生公社4台、都市環境27台などで43台となる）		
6月		●西部（中田）埋立場汚水処理施設（1系）竣工（500m ³ /日）		●「低公害車買換等資金融資制度」を福岡市商工金融資金制度の公害防止資金の中に新設 ●子どもエコクラブ事業開始 ●第1回水辺教室開催	●「容器包装リサイクル法」制定 ●「福岡市悪臭対策指導要綱」制定
7月					
11月		●ごみ減量対策専門部会設置			
1996年 1月 (平8)		●緑のリサイクルセンター竣工	●西部（中田）埋立場竣工		●悪臭10物質の追加告示
2月					

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
3月	● 底務課を総務課に名称変更 ● 計画課に主査（廃棄物問題担当）を新設 ● 減量推進室を減量推進課に名称変更 ● 工場建設課に主査（破砕処理施設等担当）を2新設 ● 工場整備課に整備第2係を新設 ● 西部埋立管理事務所に水処理係を新設 ● 環境管理課に主査（自然環境保全業務専任）を新設 ● 大気騒音課に主査（悪臭対策専任）を新設	● (新) 玄界島焼却場竣工 ● 緑のリサイクルセンター稼働開始 ● 西部(中田)埋立場埋立開始 ● (新) 玄界島焼却場稼働開始 ● ごみ処理手数料改定	● 収集委託車両39台となる		
7月				● 「福岡市庁用自動車低公害化推進連絡会議」設置 ● 環境庁「残したい日本の音風景100選」に博多祇園山笠の早き山笠が選定される	
9月				● 「福岡市環境基本条例」制定	
11月				● 「福岡市カブトガニ保全対策協議会」設置	
12月	● (新) 小呂島焼却場竣工 ● 空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業開始	● 領海法の改正により福岡市から約270kmの海域に投棄海域を変更			
1997年 1月 (平9)					
2月				● ペンゼン、トリクロエチレン及びテトラクロエチレンによる大気汚染に係る環境基準告示(H9.2.4) ● 地下水の水質汚濁に係る環境基準告示(H9.3.13)	
3月	● 「福岡市におけるごみ減量と容器包装廃棄物のリサイクル推進の方策」に関する報告			● 「福岡市環境基本計画」策定 ● 「福岡市環境配慮指針」改定 ● 騒音規制法及び振動規制法に基づき地域の指定及び区域区分の変更	
4月	● 計画課の主査（廃棄物問題担当）を1増して2	● ごみ処理手数料改定	● し尿処理手数料改定	● 「福岡市環境調査会議」設置	● 「福岡市環境審議会条例」改正

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	主査体制化 ● 工場整備課に廃棄物試験研究センターを移管 ● 東部工場に主査（リサイクル施設担当）を新設 ● 環境保全部の機構整備を行い、環境管理課、水質課、大気騒音課を廃止し、環境計画課（調整係、企画係、自動車対策係）、啓発推進課（啓発係、環境情報係、自然環境保全業務専任主査）、指導課（第1係、第2係、臭気対策専任主査）環境調整課（環境調整係、環境影響評価制度専任主査）を新設	● フロンガス回収事業開始 ● 久山処分場（環境保全公社による産業廃棄物処分場供用開始）	● 収集委託車両34台となる	● 「福岡市環境基本計画推進委員会」設置	● A D B 福岡総会開催
5月				● まもるーむ福岡開設	
6月				● 「福岡市低公害車普及促進協議会」設置	● 「環境影響評価法」制定
8月				● 「福岡市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会に諮問	
10月					
11月	● 粗大ごみ受付センター新設	● ミニリサイクルプラザ供用開始			
12月		● 3分別収集開始、指定袋制度、粗大ごみ申込・有料制導入、不燃・粗大ごみステーションの廃止 ● 事業系ごみの2分別収集及び推奨袋制度開始			
1998年 1月 (平10)				● 「福岡市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会より答申 ● 「残したい福岡の音風景21選」選定	
2月					
3月		● 都市美化推進モデル事業を廃止		● 「博多流水質保全計画」策定	● 「福岡市環境影響評価条例」制定(平12.3月施行)

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
4月	●啓発推進課に主査（有害汚染物質専任）を新設 ●産業廃棄物指導課及び工場整備課に主査（ダイオキシン削減対策担当）を新設 ●工場建設課の2主査（破砕処理施設等担当）を廃止し、4主査（東部工場建設担当）を新設 ●工場整備課の事業調整係を技術調整係に名称変更	●ごみ処理手数料改定 ●空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業拡大（3地区） ●市役所内における「福岡市再生紙等利用指針」の施行	●収集委託車両28台となる	●「福岡市環境教育・学習計画」策定 ●「福岡市自動車交通公害防止計画（第二次実施計画）」策定 ●「環境保全に向けた福岡市率先実行計画」策定	
6月		●第2次福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定		●第1回「環境保全功労者表彰」実施 ●第1回「省エネルギー講習会」開催 ●第1回「地球温暖化防止福岡市民大会」開催 ●エコKidsノート作成・配布 ●第1回「エコKidsノートコンクール」開催 ●環境関連ホームページ「学ぼう！つなごう！ふくおかの環境」開設	●「家電リサイクル法」制定
10月				●第1回「地球温暖化防止福岡市民大会」開催 ●エコKidsノート作成・配布 ●第1回「エコKidsノートコンクール」開催	●「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
12月		●事業系ごみ減量対策専門部会設置			
1999年 1月 (平11)		●空き缶選別プレス車「カンパク大將II号」運行開始			
2月					
3月					●「福岡市環境影響評価条例施行規則」制定 (平12.3月施行) ●「福岡市環境影響評価技術指針」制定 ●「福岡市環境影響評価審査会規則」制定 (平11.3月施行) ●騒音に係る新環境基準施行
4月	●計画課主査（廃棄物問題担当）2のうち1を廃止	●東部（伏谷）埋立場浸出水処理施設（2系）稼動開始（1,000m ³ /日）	●収集委託車両22台（定期収集分）となる	●収集委託車両28台となる	●騒音に係る新環境基準施行

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
7月	●工場建設課を工場建設第1課（名称変更）と工場建設第2課（新設）に分課 ●ごみ減量推進課に主査（リサイクル推進担当）を新設 ●施設課に第3係を新設 ●産業廃棄物指導課の2主査を「特別管理産業廃棄物指導等専任」及び「ダイオキシン削減対策等担当」に名称変更 ●環境調整課の主査（環境影響評価制度担当）を審査係に名称変更	●西部中田埋立場浸出水処理施設（2系）稼動開始（1,100m ³ /日） ●ごみ処理手数料改定 ●空きびん・ペットボトル分別収集モデル事業拡大（7地区）			●「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」制定（平成12.3月施行） ●「ダイオキシン類対策特別措置法」制定（平成12.1月施行） ●「ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染に係る環境基準告示（H11.12.27）（平成13.1月適用）
12月				●「福岡市地球温暖化防止市民協議会」設立	
2000年 3月 (平12)	●業務課に主査（資源化処理指導担当）を新設し、主査の職名を変更（事業所分別排出指導専任→許可指導専任）、粗大ごみ受付センターの管理運営を（財）福岡市環境衛生公社へ全面委託化 ●ごみ減量推進課に計画課普及係を移管し、名称をごみ減量・美化推進課に変更、主査（第	●ガラスびん拠点回収事業廃止 ●家庭ごみ4分別収集開始（空きびん・ペットボトルを分別） ●地域リサイクルステーション事業開始（スーパード小売店のみ） ●資源回収啓発事業（クリーン・リサイクル）廃止			●自動車騒音の限度（要請限度）の改正施行 ●自動車騒音の限度（要請限度）に係る区域区分の変更

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	2リサイクルプラザ開設準備担当) ● 課長及び主査(事業系廃棄物減量推進担当)を新設 ● 臨海工場開設準備室を新設 ● 東部、南部、西部工場に主査(森電設備専任)を新設 ● 保健福祉局より保健環境研究所を移管	● 区役所等で地域リサイクルステーション事業開始 ● 「福岡市における事業系一般廃棄物の減量に向けた」に関する報告 ● 「福岡市ごみ減量対策推進本部」本部長を市長として体制を強化し、市役所内でのごみ減量、再資源化の取組強化 ● ごみ処理手数料の改定(自己搬入110円/10kg、定期収集165円/50L、臨時収集4,340円/m3) ● 福岡市循環型システム研究会設置 ● 事業系古紙回収支援事業開始			● 「建設リサイクル法」制定
6月	● 部長及び係長(共同事業化推進担当)を新設				● 「循環型社会形成推進基本法」制定
8月					
10月	● 施設部工場整備課の廃棄物試験研究センターと、東部、南部、西部工場の試験係を統合し、廃棄物試験研究センター(課)として保健環境研究所に設置 ● 新東部工場の建設・運営を行う事業会社の設立に従い、部長及び係長(共同事業化推進担当)並びに工場建設第2課を廃止、工場建設第1課を工場建設課に名称変更				● (株) 福岡クリンエナジー設立 ● 西部工場でISO14001の認証取得

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
12月		● 粕屋地区1市7町と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結	● 粕屋地区1市7町と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結		
2001年 1月 (平13)	● 臨海工場開設に伴い臨海工場開設準備室を廃止				
3月		● 臨海工場竣工 ● 臨海リサイクルプラザ供用開始 ● 西部(中田)埋立場第2区画竣工 ● 小呂島焼却場を廃止し、生ごみ処理装置を設置 ● フロンガス回収事業廃止	● し尿の海洋投入を全面廃止 ● 「ふくおか2010アクションプラン(第二福岡市地球温暖化対策地域推進計画)」策定	● 「ふくおか2010アクションプラン(第二福岡市地球温暖化対策地域推進計画)」策定	
4月	● 計画課の主査(廃棄物問題担当)を廃止し、工場整備課より技術調整係を移管して第2係を新設 ● 臨海工場建設完了に伴い、工場建設課を廃止して、主査(東部建替調整担当)を管理課に、主査(余熱利用施設整備事業担当)を工場整備課に移管 ● 工場整備課の整備第1係、整備第2係を第1係、第2係に名称変更 ● 施設課に主査(埋立技術調整担当)を新設 ● 東部工場の主査(リサイクル施設担当)を廃止 ● 環境計画課に主査(温暖化対策担当)を新設 ● 保健環境研究所の環境科学課、微生物課、理化学課を廃止し、それぞれ業務を担当する主査研究員を設置	● 家電リサイクル法対象物について、市による収集・処理を中止 ● 不法投棄防止夜間パトロール開始	● し尿処理手数料改定 ● 収集委託車両16台(定期収集分)となる ● し尿処理委託自治体4町となる	● 「市民環境リレー」育成フォーラム開始 ● 「省エネ・新ネ子ども学習講座」開始	● ホームページ「福岡市環境局」開設 ● 家電リサイクル法の施行 ● ペンゼン等による大気汚染に係る環境基準について一部改正告示(ジクロロメタン追加) (H13. 4. 20)
5月		● 西部(中田)埋立場第2区画埋立開始			● 「福岡市環境影響評価審査会運営要綱」制定 (平13. 5月実施)
6月		● ごみ処理手数料改定(定期収集178円/50L、臨時収集4,580円/m3)	● 糸島地区1市2町1組合と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結	● ビオトープ事業開始	● 「特定製品に係るフロン類の回収及び廃棄の実施の確保等に関する法律」

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
		●粗大ごみ持ち出しサービス事業開始 ●電動式生ごみ処理機購入費助成制度開始 ●糸島地区1市2町1組合と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 ●福岡都市圏環境行政推進協議会発足			(平成13.6月制定)
7月					●「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
8月			●玄界島で集落排水処理施設が供用開始する	●平尾自動車排出ガス測定局を廃止し、今宿自動車排出ガス測定局を新設	
9月	●ごみ減量・美化推進課の主査(第2リサイクルプラザ開設準備担当)を廃止 ●新計画課に第3係を新設				
10月		●市役所内の機密文書再資源化のための大型シュレッダーを臨海工場内に増設 ●福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会発足 ●春日市外2市1町と環境行政に関する基本協定書締結		●元岡一般環境大気測定局を新設 ●全国環境首都コンテストで全国第2位獲得	●福岡クリーンエナジーにてプロジェクトファイナンス成立
2002年 1月 (平14)					
3月		●福岡クリーンエナジーと廃棄物中間処理委託基本契約締結		●第二次福岡市自動車交通公害防止計画(交通グリーン化アクションプラン)策定 ●福岡市グリーン購入ガイドラインの環境財団に名称変更 ●「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」に基づき排出量・移動量届出開始	●「自動車リサイクル法」制定 ●ダイオキシン類に係る環境基準の改正告示(H14.7.22)(水底の底質の追加)
4月	●管理部、環境保全部の構成を見直し環境都市推進課を新設し、総務部、環境都市推進部、指導部とする ●ごみ減量・美化推進課を家庭ごみ減量対策課に名称変更し、指導部から総務部へ移管 ●事業系ごみ対策課を新設し、課長(事業系廃棄物減量推進担当)を廃止	●市役所内の廃棄物回収を開始 ●野多目小学校に電動式生ごみ処理機を設置し、モデル事業開始	●収集委託車両14台(定期収集分)となる	●第二次福岡市自動車交通公害防止計画(交通グリーン化アクションプラン)策定 ●福岡市グリーン購入ガイドラインの環境財団に名称変更 ●「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律」に基づき排出量・移動量届出開始	●環境フェア2002 ●わがまち環境マップ展等開催

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	●課長(埋立場等調整担当)を新設 ●西部埋立管理事務所長を廃止して埋立係、水処理係を施設課へ移管し西部埋立係、西部水処理係に名称変更 ●総務課の経理係を財務係に名称変更 ●計画課に主査(循環型システム構築担当)を新設 ●業務課の主査(資源化処理指導担当)を廃止 ●環境保全課の主査(臭気対策専任)を廃止 ●工場整備課の第1係、2係を技術管理係、整備係に名称変更 ●工場整備課に主査(クリーンパーク東部再整備担当)を新設し、主査(ダイオキシン削減対策担当)及び主査(臨海工場余熱利用施設整備担当)を廃止 ●課長(埋立場等調整担当)に主査(埋立場等調整担当)を新設し、施設課より主査(埋立技術調整担当)を移管				●土壌汚染対策法公布(H15.2.15施行)
5月					●環境フェア2002 ●わがまち環境マップ展等開催
6月					
7月		●春日市外3市1町と環境行政に関する基本協定書締結			●「自動車リサイクル法」制定 ●ダイオキシン類に係る環境基準の改正告示(H14.7.22)(水底の底質の追加)
8月	●循環のまち・ふくおか行動委員会設置				
9月		●中国環境モデル都市日本環境視察団受入			

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月	●不法投棄防止監視カメラ設置 ●中国広州市環境衛生交流団受入 ●緑のリサイクルセンター中田中継所開設	●ごみ減量フェア ●エコカーシェアリングステーション開設 ●市営駐車場等における低公害車優待措置開始（～H16.9.30） ●福岡市・金山広域市環境交流会議 ●福岡市地球温暖化防止市民大会		●ごみ減量フェア ●エコカーシェアリングステーション開設 ●市営駐車場等における低公害車優待措置開始（～H16.9.30） ●福岡市・金山広域市環境交流会議 ●福岡市地球温暖化防止市民大会	
2003年 2月 (平15)	●車部（伏谷）埋立場は当初昭和63年4月から15年間（平成15年3月送）の埋立計画であったが、平成15年2月5日に締結した協定書により平成15年4月1日から平成30年3月末日までの埋立期間となった。	●車部（伏谷）埋立場等交流会 ●新・福岡市民の行動計画策定		●エコキッズ交流会 ●新・福岡市民の行動計画策定	●「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」制定（H14.12施行）
3月				●全国環境首都コンテスト1位獲得	●「福岡市ビンクちらし等の根絶に関する条例」制定（平15.4施行）
4月	●指導部の名称を「ごみ対策部」に変更 ●家庭ごみ減量対策課を総務部へ移管 ●環境保全課を「ごみ対策部」から総務部へ移管 ●調整課を新設し課長（埋立場等調整担当）を廃止 ●企画調整課を新設し、主席研究員を廃止 ●環境啓発課の環境情報及び主査（有害汚染物質等）を企画調整課に移管 ●計画課に主査（都市型公害対策調整担当）を新設 ●業務課の主査（許可業指導専任）を廃止 ●産業廃棄物指導課の指導係及び計	●福岡市事業系古紙回収推進協議会設立	●収集委託車両13台（定期収集分）となる	●Fukuoka e+サイエンス発行（中学生向け副読本） ●臨海リサイクルプラザ等にエコルーム設置	

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	面調整係を処理指導係、排出指導係に名称変更し、主査（循環促進担当）を新設するとともに、主査（特別管理産業廃棄物指導等担当）及び主査（ダイオキシン削減対策等担当）を廃止 ●管理課に業務係長を新設し、調整係長を調整課に移管して主査（東部建替調整担当）を廃止 ●課長（埋立場等調整担当）の主査（埋立場等調整担当）を調整課に移管し主査（埋立技術調整担当）を技術調整係に変更 ●総務部に課長（廃棄物問題調整担当）を新設	●灰皿付き屑かご撤去 ●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結 ●事業系古紙回収推進モデル事業の開始（9月18日博多駅東・南地区）	●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結	●福岡都市圏南部地域の5市1町（福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町）で「ノーマイカーデー」共同実施 ●屋上緑化展示会開催	●資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンのリサイクル制度開始 ●エコ&デザインコンクール ●環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行 ●アイランドシテイ環境配慮指針策定 ●和白干潟及び周辺海域が国の鳥獣保護区に指定される。 ●福岡市環境シンボルキャラクター“エコツッパ”の制
6月					
8月		●灰皿付き屑かご撤去			
9月		●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結	●宗像地区1市2町1村と一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書を締結		
10月		●事業系古紙回収推進モデル事業の開始（9月18日博多駅東・南地区）			

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
11月		●東部（伏谷）埋立場の構造変更届出書を福岡県が受理。 ●清華大学ー福岡市ー福岡大学による廃棄物処分技術「福岡方式」の普及等を含めた環境分野の技術協力協定締結		●福岡市地球温暖化防止市民大会 ●福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会で「那珂川・御笠川・宝満川 生きもののマップ」作成 ●「福岡市環境調整会議規則」改定	定
12月 2004年 3月 (平16)		●東部（伏谷）埋立場左岸周回道路供用開始			
4月	●理事を新設 ●職員（廃棄物問題調整担当）に主査（廃棄物問題調整担当）を新設 ●業務課に不法投棄対策係を新設 ●産業廃棄物指導課に自動車リサイクル指導係を新設 ●計画課の主査（都市型公害対策調整担当）を廃止 ●産業廃棄物指導課の主査（循環促進担当）を廃止	●校区紙リサイクルステーション事業開始 ●小呂島で集落排水処理施設が供用開始 ●玄界島し尿処理場を廃止し、玄界島中継施設を設置し、集落排水施設に接続 ●玄界島し尿収集運搬業務を（株）都市環境に委託する。 ●収集委託車両11台（定期収集分）となる。	●「福岡市環境調整会議幹事会運営要綱」制定 ●「環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱」制定 ●福岡市役所環境保全実行計画策定	●家電リサイクル法対象物に冷凍庫追加	
6月					●外郭団体改革実行計画により福岡市くらしの環境財団と株式会社環境の統合に向けての協議開始 ●パソコンについて、市による収集・処理を中止 ●東アジア経済交流推進機構環境部会への参加
7月	●事業系古紙回収推進モデル事業を13地区に拡大実施	●事業系古紙回収13地区に拡大実施			
8月	●系ごみの日曜収集を開始				
10月			●水流化により、小呂島し尿収集運搬業務終了		
12月	●循環のまち・ふくおか基本計画策定	●循環のまち・ふくおか基本計画策定		●六本松自動車排出ガス測定局を廃止	
2005年 1月 (平17)	●計画課に主査（循環型システム構築担当）を新設	●東部（伏谷）埋立場第4区画理立開始			

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
2月		●臨海工場内に古紙ストックヤードを整備			●京都議定書発効 ●福岡・アトランタ姉妹都市締結
3月		●新東部工場試運転開始	●水流化により、小呂島コンポストトイレ維持費補助事業終了	●今津干潟懇話会設立	●20日福岡県西部沖地震（震度6弱）発生 ●「福岡市環境市民ファント案例」制定 ●「福岡市環境保全基金条例」廃止
4月	●事業系ごみ対策課の推進係を推進第1係へ名称変更し、推進第2係を新設 ●管理課の主査（自己搬入ごみ事前受付センター管理運営担当）を新設 ●調整課の主査（埋立場等調整担当）を主査（施設再整備担当）へ変更 ●東部工場と東部理立管理事務所を統合し、グリーンパーク・東部へ組織変更 ●福岡市くらしの環境財団に主査（家庭ごみ有料化のごみ袋担当）を新設	●臨海工場自己搬入モデ事業開始 ●事業所ごみ減量指簿の特定事業用建築物の対象範囲を拡大 （延床面積3,000㎡以上→1,000㎡超）	●し尿処理手数料改定		●京都議定書目標達成計画閣議決定 ●環境市民ファント創設
5月				●第2次福岡市環境基本計画策定について福岡市環境審議会に諮問 ●福岡市環境基本計画検討委員会設置	
6月		●ごみ処理手数料を改定（自己搬入140円/10kg、定期収集202円/50L、臨時収集5,060円/㎡）			
7月	●計画課の主査（地域計画担当）を新設	●東部工場竣工			●福岡式環境1S ○推進委員会（事業者版）設置
8月				●子ども地球環境会議2005 ●福岡市アスベスト対策連絡会議設置	
9月		●東部（伏谷）埋立場理立容量変更当初：3,100,000m ³			

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月		変更：3,400,000m ³ ●家庭ごみ有料化 ●粗大ごみの土曜日の受付及び収集を開始 ●自己搬入ごみ事前受付センターでの受付開始 ●家庭ごみ有料化に伴う排出指導の強化 10/2～12/27（日曜を除く）の19：00～22：00 市職員と指導員が84班に分かれ市内全域を徒歩で巡回指導		●環境フェスティバルふくおか2005 ●環境シンポジウム～子ども達に美しい地球を～	
11月				●新エネルギー普及啓発イベント「あみュージカル」開催したくる風」開催 ●博多湾環境保全計画策定検討委員会設置	●「石綿による健康被害の救済に関する法律」制定
12月				●福岡式環境ISO（市民版）「環境にe（いへ）ことコンテンツ」表記式	
2006年 2月 （平18）		●事業系古紙回収推進事業の全市拡大			
3月					
4月	●管理課と調整課の統合 ●環境都市推進部にユニット制導入計画課、環境調整課、環境共生課を環境推進課に名称変更				
5月					●福岡都市圏南部環境事業組合設立
6月		●事業系ごみ処理手数料を改定（定額収集217円/50L、臨時収集5,350円/m ³ ）		●ノーマイカーデーを毎週金曜日に拡大 ●福岡市環境基本計画（第二次）について環境審議会から市長へ答申 ●「福岡市環境基本計画（第二次）」策定 ●「福岡市環境教育・学習計画」（第二次）策定 ●「福岡市地球温暖化対策地域推進計画」（第三次）策定	
7月					

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月		●粗大ごみインターネット受付を開始		●「福岡市自動車交通安全防止計画」(第三次)策定 ●子ども地球環境会議2006 ●エコアクション21シンポジウム開催 ●環境フェスティバルふくおか2006	●福岡・釜山広域姉妹都市締結
2007年 2月 (平19)	●課長(アジア太平洋環境会議開催支援担当)を新設 ●久山中継所を廃止(閉所)	●西部(中田)埋立場第3区画部分竣工	●久山中継所を廃止	●「福岡市環境配慮指針」改訂	●(財)福岡市くらしの環境財団と(株)都市環境を統合し、(財)ふくおか環境財団とした。
3月					
4月	●総務部主査(アジア太平洋環境会議開催支援担当)を新設 ●環境都市推進部を廃止し、環境対策推進部を新設 ●環境保全課を環境対策推進部に移管 ●環境推進課を計画課に名称変更し、総務部へ移管 ●環境推進課を環境調整課に名称変更 ●環境推進課を温暖化対策課に名称変更、自然環境係を環境調整課へ移管 ●産業廃棄物指導課の排出指導係、自動車リサイクル指導係を、排出指導第1係、排出指導第2係に名称変更 ●東・西南部事業所を、ごみ対策部に移管 ●中部中継所を施設課に移管 ●保健環境研究所の企画調整課を廃止し、企画調整係を総務係に名称変更し、環境情報係及び主査(有害汚染物質専任)を環境保全課に移管	●西部(中田)埋立場第3区画埋立	●中部中継所から東部水処理センターへし尿庄送開始		
5月					

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
6月		開始(一部供用部)		●「エコウェイブふくおか2007」及び「福岡市環境行動賞」の事業名称決定 ●「エコアジア2007開催記念講演会&映画上映会」開催 ●「環境にe(いい)こと実践引き」策定 ●第15回アジア太平洋環境会議(エコアジア2007)開催 ●子ども向け環境情報ウェブサイト「子ども環境局」開設 ●環境フェスティバルふくおか2007	
7月					
8月					
9月					
10月	●県長(アジア太平洋環境会議開催支援担当)及び主査(アジア太平洋環境会議開催支援担当)を廃止			●第1回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	
11月					
12月		●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」締結(16事業者・219店舗)			●航空機騒音に係る環境基準の一部改正(平成19年12月17日告示、平成25年4月1日施行)
2008年 1月 (平20)	●理事の廃止	●西部(中田)埋立場第3区画竣工 ●東部工場、東部第2工場解体完了		●「博多湾環境保全計画」策定 ●福岡式環境ISOe(いい)ことコンテスト」表彰式	
4月	●管理課の主査(自己搬入ごみ事前受付センター管理運営担当)を主査(自己搬入ごみ適正処理指導担当)へ変更 ●工場整備課のクリーンパーク・東部再整備担当を廃止 ●クリーンパーク・東部に主査(リサイクルセンター担当)を新設 ●保健環境研究所の主査研究員制を廃止し、環境科学				

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	部門を環境科学課に保健科学部門を保健科学課に変更し、総務係を環境科学課へ移管し、管理係に名称変更			●福岡市「ストッブ・ザ・温暖化」推進本部の設置 ●「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」の発足	
7月					
9月					●「福岡市環境影響評価技術指針」改正
10月		●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」(第二次)締結(8事業者・12店舗)		●環境フェスティバルふくおか2008	
11月				●第2回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会 ●福岡市役所環境保全実行計画(第二次)の改定	●化管法施行令の改正(平20.11.21公布) ●福岡地域公害防止計画(第二次)策定
2009年 3月 (平21)		●ストックヤード竣工	●玄界島し尿中継施設のし尿処理停止		●土壌汚染対策法の改正(平22.4.1施行)
4月	●総務部及び環境対策推進部を再編し、それぞれ環境政策部及び温暖化対策部に名称変更 ●こみ対策部を循環型社会推進部に名称変更 ●旧総務部の廃棄物問題調整担当課長及び計画課廃棄物計画係を循環型社会推進部に移管し、同部に計画課を新設 ●旧総務部の計画課に環境啓発課の啓発業務を移管し、環境政策課に名称変更し、同課に広報係を新設 ●環境啓発課を廃止 ●環境保全課を環境政策部に移管し、水質・騒音係を水質・土壌係に環境情報係を騒音・振動係にそれぞれ名称変更 ●家庭ごみ減量対策課を家庭ごみ減量推進課に名称変更し、企画係を啓発係に推進係を減				

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	量推連係にそれぞれ名称変更 ●「管理課の主査（自己搬入ごみ適正処理指導担当）」を廃止 ●「クリーンパーク・東部の主査（リサイクルセンター担当）」を廃止			●「今津干潟カブトガニ産卵場整備事業」開始。事業主体として「今津干潟保全協議会」を設立。 ●「環境シンポジウム」開催（環境省環境事務次官の基調講演等）（H21.6.5）	
6月				●「環境シンポジウム」開催（環境省環境事務次官の基調講演等）（H21.6.5）	
7月				●本庁舎西側ふれあい広場に「よかしば（保水性人工芝）」を設置	
9月				●「福岡市地域グリーンニューデール基金条例」制定 ●大気の汚染に係る環境基準(微小粒子状物質) 告示(平21.9.9)	
10月		●「福岡市におけるレジ袋の削減に関する協定」(第三次)締結(5事業者・232店舗) ●リサイクルプラザの愛称を「3Rステーション」に決定 ●「循環のまち・ふくおか行動委員会作業部会」設置		●環境フェスティバルふくおか2009	
11月				●第3回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会 ●「風レンズ風車」の設置（「みなと100年公園」1基及び「シーサイドももち海浜公園」3基） ●電気自動車充電設備（利用開放型）の設置（本庁舎1階） ●「生物多様性EXP2010in福岡」開催	
12月					
2010年 2月 (平22)					

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
3月		●「事業系ごみの資源化推進検討委員会」設置	●玄界島し尿中継施設を廃止	●保健環境学習施設「まもるーむ福岡」に「温暖化対策コーナー」と「生物多様性コーナー」を設置	
4月	●温暖化対策課を部の筆頭課に変更 ●温暖化対策課の第2係を廃止し第3係を第2係に名称変更 ●温暖化対策課に計画係と主査(省エネ推進)を新設 ●事業系ごみ対策課の推進第1係と推進第2係を統合し、推進係を新設 ●施設課の中部中継所管理係及び中部中継所技術係を臨海工場に移管し、西部工場の西部埋立係及び西部水処理係を施設課に移管	●「事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みについて」(答申) ●空き缶選別プレスカー(カンパクト将)による環境教育学習事業終了	●水洗化により、玄界島し尿収集運搬業務終了		●大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正(平23.4.1施行)
5月					
10月				●環境フェスティバルふくおか2010	
11月				●第4回福岡市環境行動賞表彰式及び記念講演会	
12月		●「事業系ごみの資源循環を進めていくための取組みについて」(答申) ●空き缶選別プレスカー(カンパクト将)による環境教育学習事業終了		●「生物多様性ふくおか戦略(仮称)」策定検討委員会の設置	
2011年 3月 (平23)					
4月	●環境政策課の技術調整係を施設計画係に広報係を広報啓発係にそれぞれ名称変更 ●環境保全課の主査(有害汚染物質専任)を廃止 ●温暖化対策課の第1係を市民啓発係に第2係を次世代自動車係に計画係を計画調整係に主査(省エネ推進)を主査(事業所省			●今津干潟里海保全再生事業開始	●「環境影響評価法」改正

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	エネ推進)にそれぞれ名称変更 ●環境調整課の企画係を生物多様性戦略推進係に環境影響評価係を環境影響審査係に自然環境係を自然活動支援係にそれぞれ名称変更 ●業務課と家庭ごみ減量推進課を統合し、家庭ごみ対策課に名称変更するとともに不法投棄対策係を計画課に移管 ●計画課の主査(廃棄物問題調整)を廃棄物問題調整係に名称変更 ●東部事業所と西部事業所を統合し、環境事業所に名称変更するとともに東部事業所業務係を第2係に西部事業所第2係を第3係にそれぞれ名称変更 ●管理課の調整係を業務係に技術調整係を調整係にそれぞれ名称変更 ●施設課の施設建設係を建設係に名称変更 ●施設部に課長(し尿処理施設整備)を新設 ●臨海工場の中部中継所管理係及び中部中継所技術係を課長(し尿処理施設整備)に統合し、中部中継所管理・技術係に名称変更 ●クリーンパーク・東部所長を臨海工場長が兼務 ●南部工場の管理係及び技術係を統合し、管理・技術係に名称変更するとともに主査(発電設備専任)を廃止				

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	●組織順を西部工場、臨海工場、クリーンパーク・東部、南部工場に変更 ●廃棄物試験研究センターの主任研究員(工場担当)及び主任研究員(埋立場担当)を統合し、主任研究員(処理施設担当)に名称変更	●東部(伏谷)埋立場容量見直し(ごみ比重1.1t/m3→1.5t/m3) 374万t→510万t			●水質汚濁防止法の改正(平24.6.1施行)
5月					
6月					●市庁用車を活用したE Vカーシェアリング実施(～11月)
7月					
8月		●「福岡市事業系ごみ資源化推進ファント」運営委員会設置		●福岡市「ストツブ・ザ・温暖化」推進本部会議を改組し、市の総合的なエネルギー施策を協議する福岡市環境・エネルギー戦略会議に改称 ●福岡市黄砂影響検討委員会設置 ●福岡市熱中症情報のメメール配信開始 ●福岡市節電特別対策本部の設置	
9月					
10月	●部長、課長及び主査(エネルギー政策)を新設 ●部長(エネルギー政策)を環境政策部長が兼務 ●課長(エネルギー政策)を環境政策課長が兼務 ●温暖化対策課の次世代自動車係を課長(エネルギー政策)に移管し、主査(エネルギー	●「福岡市資源物回収協定制度」開始 ●事業系ごみ処理手数料を改定(収集運搬経費143円/50L(定期収集)3,885円/ m3(臨時収集)、処分経費9円/kg)		●環境フェスティバルふくおか2011 ●「福岡市事業系ごみ資源化推進ファント」創設	

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
11月	ギ一政策)に名称変更			●第5回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●第21回太陽光発電国際会議関連イベント(市民講座、ソーラーカー製作教室等)開催 ●「本市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会に諮問 ●福岡市環境保全プロジェクト推進本部にアスベスト対策調整部会設置	●本庁舎1階に電気自動車急速充電器設置
2012年 1月 (平24)		●新 循 環 の まち・ふくおか基本計画策定		●容器包装3R連携市民セミナーin福岡の開催(本市共催)	
3月		●東部(伏谷)理立場管理事務所改築 ●ミニ3Rステーション廃止		●福岡市黄砂情報の提供開始 ●「アイランドシティ環境配慮指針」改定	
4月	●部長(エネルギー政策)を環境エネルギー政策部に名称変更 ●温暖化対策部を廃止 ●保健環境研究所を環境監理部に名称変更 ●部の組織順を環境政策部、環境エネルギー政策部、環境監理部、環境型社会推進部、施設部に変更 ●温暖化対策課を環境エネルギー政策部に移管し、市民営発係を温暖化対策係に名称変更 ●課長(エネルギー政策)の環境政策課長による兼務を解除し、エネルギー政策課に名称変更するとともに、主査(エネルギー政策)を企画調整係、事業推進係に名称変更				

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	更し、主査(スマートフォン推進)を新設 ●環境調整課を環境監理部に移管し、主査(野鳥公園整備)を新設 ●環境保全課を環境監理部に移管し、主査(広域環境問題)を新設 ●廃棄物試験研究センターを廃止し、主任研究員(資源化)、主任研究員(処理施設)を環境科学課に移管 ●計画課を循環型社会計画課に名称変更し、部の集頭課に変更 ●家庭ごみ対策課の啓発係を3R・美化推進係に減量推進係を適正分別推進係にそれぞれ名称変更 ●産業廃棄物指導課の排出指導第1係を排出指導係に名称変更するとともに、排出指導第2係を廃止し、排出指導係に統合 ●西部工場の主査(発電設備専任)を廃止			●「生物多様性ふくおか戦略」策定 ●環境フェスティバルふくおか2012 ●「本市における環境影響評価制度のあり方について」環境審議会において答申 ●福岡市黄砂情報のメール配信開始 ●第6回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●黄砂・PM2.5モニターの募集開始	

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
2013年 2月 (平25)				●福岡市PM2.5予測情報の提供開始 ●大原メガソーラー発電所発電開始 ●福岡市PM2.5予測情報のメール配信開始	●「福岡市環境影響評価条例」施行規則改正 ●臨海・東部工場でFIT制度による売電を開始
3月		●「福岡市事業系ごみ資源化情報発信サイト」開設 ●（家庭用）生ごみ処理機等購入費助成制度終了			
4月	●環境エネルギー政策部を部長一政（エネルギー政策）へ名称変更するとともに環境政策部長の兼務解除 ●環境政策課を政策経営課へ名称変更するとともに広報啓発係を総務課へ移管し主査（自立経営補佐）を新設 ●温暖化対策課を環境エネルギー政策部から環境政策部へ移管 ●エネルギー政策課主査（スマート推進）をスマートコミュニケーション係へ変更 ●循環型社会計画課廃棄物問題画課廃棄物を廃止し、不法投棄対策係を産業廃棄物指導課へ移管するとともに主査（業務体制調整担当）を新設 ●家庭ごみ対策課を収集管理課へ名称変更する ●1係、2係を管理係、家庭系廃棄物係へ名称変更し、3R・美化推進係、適正分別推進係をそれぞれ循環型社会計画課、資源循環推進課へ移管 ●事業系ごみ対策課を資源循環	●事業系ごみ処理手数料を改定（処分経費11円/kg）		●福岡市PM2.5予測情報の提供開始 ●大原メガソーラー発電所発電開始 ●福岡市PM2.5予測情報のメール配信開始 ●福岡市PM2.5予測情報の提供開始 ●大原メガソーラー発電所発電開始 ●福岡市PM2.5予測情報のメール配信開始	●「福岡市環境影響評価条例」施行規則改正 ●臨海・東部工場でFIT制度による売電を開始 ●大気汚染防止法の改正（平成26.6.1施行） ●「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」へ（平成27.4.1施行）

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
	推進課へ名称変更するとともに指導係を事業系廃棄物係として収集管理課へ移管				
6月	●課長（し尿処理施設整備）を廃止し、主査（し尿処理施設整備）を施設課へ中部中継所管理・技術係を臨海工場へ移管 ●臨海工場所長のクリーンパーク東部所長兼務を解除するとともに主査（発電設備専任）を廃止			●「福岡市環境基本計画（第三次）」策定について福岡市環境審議会に諮問	●「福岡市環境影響評価条例」改正
7月		●使用済小型電子機器回収事業本格実施開始			●「福岡市環境影響評価条例」改正
8月					●「福岡市環境影響評価技術指針」改正
9月					
10月				●黄砂・PM2.5シンポジウム開催	●「福岡市環境影響評価技術指針」改正
12月				●環境フェスティバルふくおか2013 ●福岡市PM2.5予測情報の午後予測開始 ●「福岡市PM2.5ダイヤル」提供開始 ●蒲田メガソーラー発電所発電開始	
2014年 3月 (平26)					
4月	●総務課広報啓発係を政策経営課へ移管 ●温暖化対策課主査（事業所省エネ推進担当）を事業所省エネ推進係へ変更 ●環境調整課生物多様性戦略推進係及び主査（野鳥公園整備）を廃止	●西区玄界島で有料指定袋導入 ●おむつ使用者へのごみ袋配付事業開始 ●「福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正し、家庭ごみ及び資源物の持ち去り及び買い取り行為を禁止	●し尿処理手数料改定		●施設部環境マネジメントシステムの自己適合宣言を実施

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	●保健環境研究所を新設。所内に副所長、保健環境管理課を新設し、環境監理部から環境科学課、保健科学課を移管 ●工場整備課主査（南部工場解体）を新設 ●施設課主査（し尿処理施設整備）を廃止 ●各工場の管理係、技術係、運転係について施設係、技術係へ再編 ●臨海工場中部中継所管理・技術係を中部中継所へ変更	●事業系ごみ処理手数料を改定（収集運搬経費147円/50L（定額収集）3,996円/㎥（臨時収集））			
6月		●（新）玄界島焼却場竣工 ●食品廃棄物に限定した一般廃棄物収集運搬許可制度開始 ●（新）玄界島焼却場稼働開始		●第7回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション ●「福岡市環境・エネルギー戦略」策定 ●「福岡市環境基本計画（第三次）」策定 ●PM2.5・黄砂講演会開催 ●環境フェスタ・イハルふくおか2014 ●福岡市自動車焼却機械等解体工事を完了 ●南部工場ごみ受入停止	
2015年 3月 (平27)	●環境事業所第3係を廃止	●旧玄界島焼却場焼却機械等解体工事を完了		●福岡市自動車交通公害防止計画（第三次）の終了	
4月	●政策経営課を環境政策課へ名称変更するとともに主査（自立経営補佐）を廃止 ●工場整備課建設係を新設 ●南部工場技術係を廃止、工場長は工場整備課長が兼務	●事業系ごみ処理手数料を改定（処分経費14円/kg）	●平成32年度までの台数及び乗車人員配置計画（合理化）を実施		
5月		●西部（中田）埋立場の埋立期間の延長に関する			

年 月	機 構 関 係	こ み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
9月		協定を締結（当初の平成8年4月から平成28年3月まで（20年間）を、平成48年3月まで（40年間）に延長）	●中部水処理センターへのし尿圧送終了	●「福岡市環境教育・学習計画（第三次）」策定	
10月	●南部工場施設係を廃止 ●工場整備課長の南部工場長兼務を解除 ●工場整備課主査（南部工場管理調整）を新設		●中部汚泥再生処理センター竣工 ●東部水処理センターへのし尿圧送終了	●環境フェスタ・イハルふくおか2015	
11月			●中部中継所を廃止 ●中部汚泥再生処理センターし尿処理開始		
12月		●福岡都市圏南部工場試験運転に伴うごみの受入開始 ●福岡都市圏最終処分場試験運転に伴う焼却灰の埋立開始 ●クリーンパーク・東部余熱利用施設廃止			
2016年 2月 (平28)				●「風レンズ風車」の撤去（「みなと100年公園」1基及び「シーサイドももち海浜公園」3基）	
3月		●福岡都市圏南部工場、福岡都市圏南部最終処分場竣工			
4月	●工場整備課主査（南部工場管理調整）を廃止	●循環型社会計画課に資源化施設整備係を新設	●臨海工場中部中継所を中部汚泥再生処理センターへ名称変更		
6月			●生活保護世帯手数料減免廃止	●第8回福岡市環境行動賞表彰式・トークセッション	
9月				●「博多湾環境保全計画（第二次）」策定	
				●「福岡市環境配慮指針」改定	

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
10月				●環境フェスティバルふくおか2016 ●「福岡市地球温暖化対策実行計画」策定	●環境フェスティバルふくおか2016 ●福岡・ヤンゴン姉妹都市締結
12月				●福岡市 PM2.5 予測情報の表示方法変更	●臨海工場余熱利用施設「タラン福岡」閉館
2017年 3月 (平29)					●今津グラウン ド(今津埋立場跡 地利用施設)供用 開始
4月	●温暖化対策課を環境・エネルギー対策課に名称変更 ●エネルギー政策課を廃止し、事業推進係を環境・エネルギー対策課に移管 ●事業推進係を政策推進係、省エネルギー推進係をエネルギー対策係、計画調整係を、事業推進係を、事業推進担当主査に名称変更 ●工場整備課建設係を機械係、電気係に分割 ●工場整備課主査(南部工場解体担当)を建築係に変更	●北九州市、熊本市と九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援協定を締結。 ●緑のリサイクルセンター中田中蔵所閉鎖 ●東部(伏谷)埋立場の理立期間の延長に関する協定を平成30年3月20日に締結(当初の昭和63年4月から平成15年3月まで(15年間)を、平成30年3月まで(30年間)に延長し、さらに平成45年3月まで(45年間)に専延長)		●環境フェスティバルふくおか2017 ●福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)策定	
10月					
2018年 3月 (平30)					

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
4月	●環境事業所第2係を廃止し、第1係を業務係に名称変更 ●保健環境管理課を廃止し、環境科学課に移管するとともに、保健環境研究所副所長を廃止	●福岡市リサイクルベース稼働		●第9回福岡市環境行動賞表彰式 ●被災建築物のアスベスト調査に關して一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会と協定を締結	●土壌汚染対策法の改正(第一段階・平成30.4.1施行)
5月					
6月					
9月		●LINE を利用した粗大ごみ収集申込み実証実験開始			
10月					●環境フェスティバルふくおか2018 ●「福岡市花粉飛散予測情報」提供開始
2019年 2月 (平31)		●緑のリサイクルセンター閉鎖 ●生木(直径15cm以下の広葉樹)の搬入禁止 ●福岡市災害廃棄物処理計画策定			
3月					
4月	●環境政策課施設計画係を計画課に移管するとともに施設係に名称変更 ●循環型社会計画課を計画課に名称変更 ●計画課の主査(業務体制調整)を収集管理課へ移管 ●資源循環推進課を家庭ごみ減量推進課(名称変更)と事業系ごみ減量推進課(新設)に分課するとともに家庭ごみ減量推進課に3R推進係を新設 ●工場整備課に	●許可収集業者の地域割にグループ制導入	●収集委託車両6台(定期収集分)となる		●土壌汚染対策法の改正(第二段階・平成31.4.1施行)

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
2019年 5月 (令元)	主査(環境対策) ●施設課に主査 (国際協力・展 開)を新設	●LINEを利用し た粗大ごみ収集 申込み実装			●「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定 (R1.10.1施行)
6月		●生木(直径15cm 以下の広葉樹以 外)、枯れ木の搬 入禁止			
7月		●新 循 環 の ま ち・ふくおか基本 計画一部改定 ●LINE Payによる 粗大ごみ処理手 数料納付実証実 験開始 ●遺品整理又は 引越時に発生す る家庭ごみの取 集運搬に限定し た許可制度創設 ●水くず等の搬 入禁止		●環境フエステ イバルふくおか 2019 ●蒲田第2メガ ソーラー発電所 発電開始	
10月					
11月					
12月	●部長(災害廃棄 物処理支援)を新 設し、循環型社会 推進部長が兼務 ●課長(災害廃棄 物処理支援)及び 主査(災害廃棄物 処理支援)を新設				
2020年 4月 (令和2)	●環境政策課に 主査(福岡方式普 及促進)を新設 ●環境・エネルギー 対策課政策推進 係を企画調整 係へ名称変更 ●環境・エネルギー 対策課に脱炭 素社会推進係を 新設 ●環境・エネルギー 対策課温暖化 対策係を普及啓 発係へ名称変更 ●環境・エネルギー 対策課主査(事 業所再エネルギー 促進)を市民・事 業者活動促進係 に変更 ●循環型社会推 進部の部長(災	●LINE Payによる 粗大ごみ処理手 数料納付実装			●施設部環境マ ネジメントシス テムを見直し、独 自の環境活動へ 移行 ●「福岡市環境影 響評価条例施行 規則」改正

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
6月	害廃棄物処理支 援)兼務を解除 ●部長(災害廃棄 物処理支援)及び 課長(災害廃棄物 処理支援)を廃止 し、主査(災害廃 棄物処理支援)を 計画課へ移管 ●収集管理課主 査(業務体制調 整)を廃止 ●環境事業所を 廃止	●九州市長会に おける災害時相 互支援プラン改 正により、九州市 長会による災害 廃棄物処理支援 体制が発足		●第10回福岡市 環境行動賞表彰	●大気汚染防止 法の改正(令和 3.4.1(一部:令 和4.4.1)施行) ●「福岡市環境影 響評価技術指針」 改正
7月					
10月		●事業系ごみ(一 般廃棄物)の分別 区分に古紙を追 加			
2021年 4月 (令和3)	●環境・エネルギ ー対策課市民・事 業者活動促進係 を事業推進係へ 名称変更 ●環境保全課大 気係を大気環境 対策係へ名称変 更 ●課長(西部工場 再整備担当)を新 設するとともに、 工場整備課機械 係、電気係、建築 係、主査(環境対 策)を移管				●「プラスチック に係る資源循環 の促進等に関する 法律」制定(令 和4.4.1施行) ●地球温暖化対 策の推進に関する 法律の改正 (令和4.4.1施行)
6月					
8月		●循環のまち・ふ くおか推進ブラ ン策定			
10月	●課長(地域脱炭 素推進担当)及び 主査(地域脱炭素 推進担当)を新設 ●環境・エネルギ				

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
11月	一対策事業推進係を主査(事業推進担当)へ名称変更し、課長(地域脱炭素推進担当)へ移管	●自己搬入ごみ事前登録制度運用開始		●環境フェスティバルふくおか2021 ●市役所一般環境大気測定局を廃止	
12月					
3月					
2022年 4月 (令和4)	●脱炭素社会推進部長を新設し、部内に脱炭素社会推進課及び脱炭素事業推進課を新設 ●環境・エネルギー一対策課を廃止し、企画調整係を脱炭素社会推進課へ移管。脱炭素社会推進係を主査(計画)へ名称変更し、脱炭素社会推進課へ移管。普及啓発係を啓発係へ名称変更し、脱炭素社会推進課へ移管。エネルギー一対策係を公共施設係へ名称変更し、脱炭素事業推進課へ移管 ●課長(地域脱炭素推進)を廃止し、主査(地域脱炭素推進担当)を脱炭素社会推進課へ移管。主査(事業推進)を事業推進係へ名称変更し、脱炭素事業推進課へ移管 ●保健環境研究所を保健医療局へ移管 ●廃棄物試験研究センター(課)を環境監理部に新設し、環境科学課から主任研究員(資源化)及び主任研究員(処理施設)を移管			●環境フェスティバルふくおか2021 ●市役所一般環境大気測定局を廃止 ●奉吉一般環境大気測定局を設置	

年 月	機 構 関 係	ご み 関 係	し 尿 関 係	環 境 保 全 関 係	備 考
5月	●産業廃棄物指導課を環境監理部へ移管 ●循環型社会推進部長を環境政策部長が兼務 ●計画課に事業企画係を新設 ●計画課主査(災害廃棄物処理支援)を廃止 ●家庭ごみ減量推進課と事業系ごみ減量推進課を統合し、ごみ減量推進課へ名称変更するとともに、ごみ減量第1係、ごみ減量第2係、ごみ減量第3係、主査(事業調整)を新設 ●主査(事業調整)を計画課事業企画係長が兼務	●プラスチック製品回収モデル事業開始			
6月					●第11回福岡市環境行動賞表彰 ●脱炭素社会の実現に向けた福岡市行動宣言(気候非常事態及びゼロカーボンシティ宣言) ●「福岡市地球温暖化対策実行計画」(第5次)策定 ●環境フェスティバルふくおか2022
7月	●脱炭素事業推進課に次世代自動車係を新設				
8月					
10月	●脱炭素社会推進課主査(計画)を廃止	●指定袋へのバイオマスプラスチック導入モデル事業開始 ●クレジットカード、コード決済による粗大ごみ処理手数料納付追加実装			
2023年 2月 (令和5)					
4月	●環境政策部長の循環型社会推進部長兼務を解除 ●管理課を事業推進課、管理係を事業推進係、業務係を運営調整係				

年 月	機構関係	ごみ関係	し尿関係	環境保全関係	備考
	に名称変更。企画係を新設し、調整係を施設課へ移管 ●課長(西部工場再整備担当)を西部工場再整備課、4主査(西部工場再整備)を機械係、電気係、建設係、主査(環境対策)へ名称変更 ●施設課建築係長を西部工場再整備課建設係長が兼務	●西部工場でごみ処理手数料のキャッシュレス決済開始 ●プラスチックごみ戸別収集モデル事業開始			●「気候変動適応法」改正(令和6.4.1施行)
5月					
6月					
9月	●計画課に主査(プラスチック分別収集導入担当)を新設				
10月				●環境フェスティバルふくおか2023	
2024年 3月(令和6)4月	●環境政策部に課長(環境経営推進担当)及び主査(環境経営推進)を新設し、環境政策課広報啓発係を移管 ●環境調整課に主査(生物多様性担当)を新設し、自然活動支援係を博多湾環境保全係へ名称変更 ●施設課設備係を工場整備課へ移管 ●クリーンパーク・東部を埋立管理事務所へ名称変更。西部埋立係及び西部水処理係を埋立管理事務所へ移管。クリーンパーク・東部施設係を臨海工場へ移管し、東部資源化センターへ名称変更	●自己輸入の日曜受付の試行実施			